

宜 議 第 9 3 号
令和 6 年 5 月 17 日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第 4 5 4 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和 5 年 12 月 7 日	令和 5 年 12 月 7 日	請願第 4 号
令和 5 年 12 月 8 日	令和 5 年 12 月 8 日	議案第 8 4 号、議案第 8 6 号、請願第 7 号、 議案第 8 1 号、議案第 8 2 号、請願第 4 号
令和 5 年 12 月 11 日	令和 5 年 12 月 11 日	陳情第 2 4 号、議案第 8 3 号、議案第 7 6 号、 議案第 7 4 号、議案第 7 7 号、議案第 8 1 号、 議案第 8 2 号、議案第 8 4 号、議案第 8 6 号、 請願第 1 号、請願第 3 号、請願第 4 号、 請願第 5 号、請願第 7 号、陳情第 1 号、 陳情第 5 号、陳情第 8 号、陳情第 1 6 号
会議日数 3 日間		

事件一覧及びその結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 7 4 号	令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 6 号	令和 5 年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 7 号	令和 5 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 1 号	宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 2 号	宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 3 号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 4 号	宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例について	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 6 号	長田小学校校舎増築工事（建築）請負契約について	令 和 5 年 1 2 月 7 日	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日	同 意
請 願 第 1 号	沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願	令 和 4 年 1 0 月 6 日	—	継続審査
請 願 第 3 号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
請 願 第 4 号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願	令 和 5 年 6 月 1 3 日	—	継続審査
請 願 第 5 号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願	令 和 5 年 6 月 1 3 日	—	継続審査
請 願 第 7 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択を求める請願	令 和 5 年 1 2 月 1 日	—	継続審査

陳 情 第 1 号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令 和 4 年 1 0 月 6 日	—	継続審査
陳 情 第 5 号	母子生活支援施設設置について	令 和 4 年 1 0 月 6 日	—	継続審査
陳 情 第 8 号	带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情	令 和 4 年 1 2 月 8 日	—	継続審査
陳 情 第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情	令 和 5 年 6 月 1 3 日	—	継続審査
陳 情 第 2 4 号	令和6年度福祉施策及び予算の充実について	令 和 5 年 9 月 2 9 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年12月7日（木）1日目

午前7時45分 開会

午前9時20分 散会

○場 所 大謝名小学校

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間 味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松 田 朝 仁
委員	山 城 康 弘
委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐 直 樹
------	--------

○審査順序

請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

第454回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年12月7日（木）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前7時45分）

【議題】

請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願を議題といたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前7時46分）※現場視察を行う

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前9時15分）

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午前9時16分）

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年12月8日（金）2日目

午前10時00分 開議

午後 6時26分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松 田 朝 仁
委員	山 城 康 弘
委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

契約検査課長	伊 禮 理 子
福祉推進部 こども政策担当次長	浜 里 郁 子
子育て支援課長	山 城 隼 人
教 育 部 長	真 鳥 か お り
施設課 施設担当技幹	我那覇 宗 康
指導部長 次	松 本 勝 利

契約検査課 契約検査係長	我 如 古 誉 幸
児童家庭課長	玉 代 勢 桂
こども政策課 こども政策係長	普 久 原 朝 亮
施 設 課 長	仲 村 等
市立博物館長	平 敷 兼 哉
指 導 課 長	新 川 建 次

○参 考 人（4名）

参 考 人	親 川 千 秋
参 考 人	井 口 智 恵

参 考 人	仲 地 里 美
参 考 人	上 原 恵

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊 佐 直 樹
------	---------

○審 査 順 序

議案第84号 宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例について

議案第86号 長田小学校校舎増築工事（建築）請負契約について

- 請願第 7 号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願
- 議案第 8 1 号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 2 号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 請願第 4 号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

第454回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年12月8日（金）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第84号 宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第84号 宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第84号についての説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。新旧対照表でいけば、字句の削除とか、条文の違いを修正するかというふうなことのような感じなのですが、博物館法という国の法律の改正に伴っての条例の改正なのだという認識はできました。

これはちょっと調べましたら、令和4年4月の改正というのですか、それで施行が1年後のというふうになっていると思うのですが、あとは沖縄県に準じて、また市は条例を改正しているという、そういう認識で、まず確認したいのですけれども、よろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりでございます。県の規則の改正が、今年の8月下旬にございましたので、それを受けまして、私たちの条例も変更する可能性がございましたので、その確認をしまして、今議会の提案になってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 約70年ぶりとなる博物館法の単独改正という表現をされていますけれども、どういう意味なのですか。単独って、ほかに、この法律に関係するものがあるのか。制度そのものが抜本的に変わったという表現なのか、ちょっと意味がよく分からないのですけれども、70年ぶりというのが。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 おはようございます。岸本委員の御質疑にお答え申し上げます。

今回の法改正は、51年ぶりの法改正ということで、全面的な改正になっていますけれども、50年前の設置した段階での博物館の基準というのは、主に公立とか、市立、県立が主なのですが、その後、私立であったりとか、学校法人とか、いろいろ多種多様に出てきて、ここ最近では5,000件余りの多種多様な

博物館が出てきていますので、法律のほうも、その現行の法律では追いつかないと。それで、これを期に改めてできたのが今回の博物館法になりました。

すみません。訂正をお願いします。1951年の制定で70年前にできた法律で、かなりの年数がたって。1951年に制定されて、それから改正のほうも、ほぼ70年前になるということになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回の条例とは、あんまり反映されるものではないと思うのですが、この御報の中で博物館の、いわゆる中身の機能とか、それからまた見る側の方々への情報の提供の仕方とかというのが、どのように変わったのか。また、学芸員の位置づけも、何かこの法律で強化されているのか、変わったというふうにあるのですけれども、それも教えていただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 御質疑にお答えします。今回の法改正の中では、博物館の登録制度というのがございまして、この博物館法の中で、博物館とは、どういうものかというのが定義づけされています。その法に基づいたものの博物館の審査をするのが、都道府県の県教育委員会になってくるのです。その県教育委員会がその各県に合った審査基準、こういう中身を審査しますよというのを設ける中で、施設の在り方、運営の仕方、開館日数が150日以上であることとか、あと今回の法改正の中で一番のポイントとしては、従来の社会教育法の中でのものだったものが、もう一つ、芸術文化でしたかね、たしか。それが入ってきていると。要は観光とか、まちづくりとか、そういったものにも寄与する形で博物館の在り方を考えていきたいと思いますというのが1つ。

もう一つは、昨今のコロナであつたりとか、県外での地震とかあつた中で、博物館資料が壊れたりとか、紛失したりというのがあるので、それとあとコロナで休館を余儀なくされた実績もあります。なので、それに基づいて従来の博物館のオープンとした見せ方もいいのですけれども、デジタル化をしていこうと。だから、博物館デジタルミュージアムということで、博物館資料の中で、要はパソコンとか、インターネットの中で、この博物館はどういう資料を持っていますよということも紹介できること、そういったものも併せていこうという、今の時代に沿った形での博物館の運用の仕方をやっていきたいと思いますというのが、新しく盛り込まれた内容になります。

あとは、以前の古い博物館法であれば、学芸員の資質とかあるのですけれども、ここはあくまで人の配置であって、今度は逆に質を問うというのが、今回の改めて、ただ博物館の学芸員を置くわけではなくて、この人のための研修をちゃんとプログラムをつくったりとか、そういったスキルアップに向けてやること。

もう一つは、これまで県教委のほうから報告は出ていないのですけれども、毎年博物館の運営状況、活動状況、こういったものの報告も義務づけられたというのが大きなポイントになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 詳しい御説明ありがとうございます。もう一つだけ、デジタルを活用したというか、それと例えばテレビを見て、デジタルアーカイブとかという過去の古い映像ではあるけれども、カラーにしましたとか、様々見やすいように、今技術がそういうふうになっていると思うのですけれども、デジタルアーカイブの作成と公開というのが、今回新たに入っているのか。それとも、前からそれはあるのですけれども、そういうのが義務づけられたのか、この辺のことはどうなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 今回の件なのですけれども、今回新たに加わっているものがございまして、必ず入れなさいということではなくて、望ましいという形で、デジタルアーカイブの、博物館の持っている資料を検索できることとか、あと写真とか、あとは歴史公文書を含めてのもの。あとは、映像コンテンツとかという形で、あとは体験的なミュージアムですと、中に入りながらこれ进行操作するようなというか、様々な形でデジタルアーカイブが進んでいますので、当館におきましても写真であつたりとか、歴史公文書の公開までは行っているのですけれども、ちょっとずつ進めてはいるのですけれども、今後もさらにその辺は拡充していく必要があるかなと思って、なるべく法に沿った、博物館法の中の登録博物館を受けることは、ある意味、博物館のステータス的な面がありまして、他博物館との信頼関係を築き上げることが一番メリットになります。

あわせて、文化庁からの補助のメニューに関しての補助対象は、登録博物館もしくは相当施設というのがありますので、今後、これも猶予期間で5年間ありますけれども、僕らも旧博物館法においては、平成26年に登録博物館の指定を受けてはいるのです。今回新しく法改正が伴いましたので、来年から5年間以内にもう一度審査を受けて、その新しい博物館法にのっとった博物館ですよというふうなことの流れになっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 宜野湾市は優秀なのですか、そういう意味では。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 優秀です。

○教育部次長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 入館料を取れるという規定はありますけれども、現在の宜野湾市は、入館料というのは取っているのでしょうか、徴収しているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 経過を申しますと、平成11年に開館しまして、平成20年までは入館料は取っています。ですが、今の活動というのが、あんまり活発でない時期もありまして、やはり来館者が減ってきていると。そういう意味で、より多くの方に利用していただくには無料化がいいだろうということで、平成20年ですけれども、そのときから無料化にしています。現在も無料化になります。

おっしゃられるように入館料が取れるというふうな規定も一部条例に残しまして、これは何かと申しますと、企画展を開催した際に、これにかかる経費とか、いろいろあります。それに見合った形での入館料を取ることができますよというふうな話ではあるのですが、今、当館におきましては、主には県内の県立博物館であつたりとか、ほかの市町村からお借りするような形にもなっています。その場合は、お互い博物館同士の信頼関係で成り立っている面がありまして、博物館の学芸員が担当しているものも扱える、取扱いできるということで受けていますので、送料なしでの、僕らで自ら、大きいものとか、美術工芸品を除いて、それは運んで設置をしています。

私たちが考えるか、では入館料を取る場合はどういうときかと考えているのは、例えば県外から貴重なもの、文化財級のものをお借りする際には、どうしてもその資料を保存している博物館の学芸員の旅費、滞

在費、あと資料の運搬費というのが相当かかります。やはりそういった場合には、お客さんにはあれですけども、ちょっと負担をお願いしようかなと思っていますが、今においては、ちょっとその辺までは行き着いていないので、できるだけ無料で展示会の開催を行っています。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。今の岸本委員の質疑と重複するところがあるのですが、改正目的みたいなものが、文化庁のホームページにあります、これまでよりも、さらに資質の向上が求められるというふうな、レベルアップをした博物館運営をしていかななくてはいけないということになると思うのですが、デジタルとか、いろいろ。それに対応するような、例えば人的配置だとか、様々な設備の整備だとか、そういったものが必要になるのかなと思ったりしているわけですが、それは例えば予算的な、財政的なことをいえば、これまでより多額のコストが、ここに上げていただかなければ、それはちょっと達成できませんよというようなことなのか、その辺どのようにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 今回の御質疑にお答えいたします。法改正が今始まったところで、これから十分精査して、何が問題なのかというのが、具体的なものとして出しては来るのですが、まず1つ目はデジタルアーカイブ化、多少なりともやってはいるのですが、博物館が持っている民具資料とか、昔の100年余りの民具資料とか含めてのデジタル化というのは、まだ未着手の部分がありますので、そこを次年度どうしていいかなというふうに考えています。

他館の、他市町村でもやっているところもありますので、その辺の先行事例を少しやりながら、写真のほうの記録、写真撮影だったりとか、それを上げていくというのは、ちょっと今後、次年度考えていきたいなと思っています。

あとは、施設的なものでいえば、登録している資料の数が結構ありまして、置き場所がちょっときついなというのがあります。博物館資料だけではなくて、普天間まちづくり事業の中においても山田真山の関係資料も、こちらのほうに収めていますので、その辺に関しても収蔵庫といいますか、キャパの問題が結構出てきています。

ですので、市民の皆さんから年間通していろいろ資料を頂くのですが、こちらとしましては、全て受け入れるというよりは、今持っているものに同じものがないかどうか。そして、僕らのものより上等というか、程度がいいものとかあります。あと、活用に使えるかという、その辺も含めて、寄贈を依頼した方にその辺をお話しして、場合によってはお断りする場合がありますよという形で、少数のほうのセーブをしながら、受入れのほうをしています。

受け入れるということは、博物館の、ひいては宜野湾市の財産にも将来的にはなりますので、その辺をしっかり見定めた上で受け入れるというふうな形でやっていますが、物はあるけれども、減ることはなく、ちょっと増えていくところがありますので、内部のほうで、空いている倉庫、収蔵庫のほうにちょっと自前で棚を作りながら、少し工夫はしているのですが、全体的な話が、また出てくるのかなというのは、ちょっと将来的な課題としてはあると考えています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。難しい言葉がたくさん並んで、ちょっと理解できないところがあるのですが、先ほど言った法律の目的の中に、これまでの社会教育法の本質に基づくことに加えて、文化芸術振興基本法の本質にも基づくことを新たに定めて、その博物館事業の中に取り入れていかなければいけないというのが書かれているのですが、その文化芸術振興基本法の本質というのは全く分からないのだけれども、これはどのように変化していくのかというのが、分かりやすく説明できるのであれば、その辺お願いしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 僕のほうもそれに関しては詳しくはないですが、イメージするのは、これも従来、社会教育法、当館においては教育委員会の管轄でありますので、教育に資するというふうな面から、今回の法改正では、芸術と文化の、この辺意図してくるところは、恐らく文化の継承、多分それを意識していると思います。

昔の方、いわゆる伝承者であったりとか、技術的なものを持っている方が高齢化していなかったりとか、昨今災害によって文化財級のものが破損とか、壊れたりとかという中での技術の継承、そういうところでの博物館の果たす役割としては、こういった技術的なものとかというのは記録保存して、万が一あった場合には、それを見ながら対応する、もしくは今ある文化財のものと同じ複製を作るなりして、万が一あった場合には、この複製でもって対応する。

首里城が一番分かりやすいと思います。首里城の火災によって様々な文化財級が焼失したりとかしている中で、それに代わる耐久性のいい収蔵庫も必要なのですけれども、一級の文化財級のものも複製を作ること、これを展示会でお見せして、本物はきちんと保管をします。そこに隠れている技術的なものも博物館のほうで記録することで、それを見た方にお披露目することもできるし、これを作ってくれた技術者の方も後継者育成のために、そういったものの一翼を担うのも博物館なのかなと思っています。

また、もう一つは観光です。観光に面しても、以前でしたらインバウンド系の外国人の方の見学に向けて、博物館の中で多言語化をしたりとか、いろいろな方が来ても対応できるようなシステムにすることで、宜野湾市においては、宜野湾市の歴史文化の特徴及び市内だけではなくて市外、あと県外、海外の方にもPRして、来た場合には見ていただいて、宜野湾市、ここはすばらしいところだなというところを分かってもらうような施設であるというのが、またこのポイントだと思います。そういう意味ではないのかなと私は思っています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。今、文化の継承というお話が出ましたが、私は趣味で唄三線をやっているのですけれども、これまでの宜野湾市の活動、他市ももしかしたらそうかもしれませんけれども、いわゆる文化の継承については、その取組については、ちょっと私不満というか、十分ではないなと思っています。

要は、沖縄には昔から組踊だとか、古典音楽はじめとする歴史文化、たくさんあるのです。ちまたでは盛り上がっているように見えるかもしれないけれども、実際にはちょっと衰退している、明らかに衰退しているところがあって、これまでは宜野湾市文化協会がメインとなって様々な取組をしていて、市がバックアッ

プをしているような感じになっているのですけれども、それがやはり十分ではない、サポートが必要なところを感じている。

それが例えば博物館が絡んで文化の継承というようなことが実現できるのであれば、少なくとも、これよりもはるかに中身の濃い、充実した活動ができるし、また継承、さらなる発展というものも期待できるのではないかなと思ったりしたわけですが、その辺は、これからいろいろ相談しながら決められてくるのかなとは思いますが、その辺のところも期待しながら今話をしているのですが、その辺のところは、見通しとしてはどのように考えたらいいですか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 ただいまの御質疑にお答えします。基本的なものは文化協会さんがバックに大きく、生涯学習課を含めて文化協会がありますので、それをサポートするような役割になるのかなと思っています。博物館が主体になってくると、生涯学習課とバッティングしてしまう部分もありますので、どちらかといえば文化協会さんを主としながらも、博物館でも、何か困ったことがあれば、また相談に乗る。

文化協会も様々な分野がありますので、その中での博物館の目的とか、テーマが合致するようなところがあれば、また相談に乗ることもできるのかなと思います。例えば博物館の資料を借りたいとか、ある場所で何かやりたいとか、そういったものもPRして、今のところ、できるのはPR手段なのかなと私ちょっと思いますけれども、そういうふうに一応考えてはいます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほど旧図書館法では学芸員に関して配置とか、人数というところで、今回の図書館法では学芸員の質の向上というふうなことをお話されていたかなと思っているのですけれども、学芸員の質の向上について、今回そういう流れになって、どういうふうな学芸員の質の向上をステップアップというか、していこうかなという計画とかもありますか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 旧博物館、以前の博物館法では学芸員を置きましょうということだけだったのですけれども、新しい博物館法のほうでも、ある程度、置くのは当たり前の状態で、今度は質の問題になります。そこに求められているのは、学芸員が何を専門としているのか、分野的であれば歴史なのか、民俗か、考古か、いろいろ様々な分野があります。何を一番専門的にやってきたかということが1つと、あと博物館の中の仕組みをよく理解していなければいけない。その辺の研修制度に関しては、県の教育委員会のほうからもメールで来るのですけれども、文化庁主催のもので研修会の案内が来ています。

ただ、県外なので、この辺の旅費がなというのがちょっとありまして、東京のほうでの開催が主にありますので、沖縄から県外に行くかということもありまして、県の教育委員会からは、研修会の案内とかは来ていますので、できれば、その辺の私たちの博物館、資質向上の研修内容があれば、その辺は受けに行きたいなどは見てはいます。

あわせて、学芸員のみならず、館長向けの研修会もあつたりとかして、よりこの博物館法に沿った博物館の館長、学芸員を含めてレベルアップというのが今回見えてきています。公共博物館以外にも私立であつたりとか、学校とかというのも、これも登録も受けられますよというのが出てきているので、何でもやみくも

に博物館という名前だけつけばいいというわけではなくて、そういったある程度レベルを持ったものにするためにはその人たち向けの研修制度として入れているのかなと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 登録博物館になると、補助のほうが下りやすいというわけではないけれども、そうなのかなというふうに今認識はしているのですけれども、補助が下りた場合、この補助というのは、博物館の施設の改修に使えるものなのか、それとも新しく資料をそろえるものに使えるのか、先ほどおっしゃっていたように、学芸員の向上に使えるものなのかとかという、そういう使い道とかも分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 内容的には施設整備に関するものの補助はなくて、どちらかといえば博物館事業の講座をやりたいとか、イベントを打ちたい、そういったところでの補助メニューが出てきています。

施設関係があれば、私たちもすぐに飛びつきたいところではあるのですけれども、そこがちょっとできていないものですから、交付金のほうでお願いしながらやってはいるのですけれども、内容的には、ソフト系の活動に関しての補助が出てくるのが主です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今できることなのかどうかというのは、ちょっと分からないのですけれども、2か月くらい前ですか、博物館の図書資料室にも伺わせていただいたのですけれども、たくさん資料がある中で、博物館のほうでも話を聞いたときに、お互い資料をたくさん持っているけれども、連携がまだあまりできていないというような話を聞いたのですけれども、その資料を、例えば図書館のほうと連携して、早くレファレンスというか、体系化して、市民に提供できるような形で持っていくということもできたりすると、その登録博物館に対してのアピールの一つにも、資料の提供というところになるのかなと思うのですけれども、それは可能だったりしますか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 おっしゃるとおりで、今、博物館の中での課題としては、図書室をどうもっと活性化させるかというところが大きな課題でして、委員おっしゃるように今、市民図書館のほうで、今回システムの交換というタイミングになりますので、この機会に、すぐにというわけにはいかないのですけれども、行く行くは連携が取れるようにしていきたいなと。大体4万冊近くですかね、あるのですけれども、博物館が持っている図書に関しては、一般図書ではなくて、専門図書で、歴史文化など独特の、市民図書館と差別化するような形で内容になっています。市民図書館のほうで沖縄関係、琉球関係を調べて、ない場合には、検索すれば博物館のほうにはあるので、そこで読んだりとか、詳しく知りたい場合は、学芸員のほうに声をかけて説明を聞くとか、そういう流れをちょっとつくりたいなとは考えています。

ただ、今、システムのほうが、あくまで宜野湾市の中での本、図書に関するものは市民図書館がメインだろうなというふうに考えていますので、そこうまくひもづけをして、検索ができて、おっしゃるように連携が取れて、やりたいというのは、今後進めていきたいなと思っています。

図書室、今の本にしても閲覧とかはできるのですけれども、図書司書資格を有する職員というか、非常勤含めて置いていないので、コピーサービスができない。図書館法のほうにかかっていますので、閲覧できますが、すみません。コピーだけはというところで、話はしていますので、できれば、この博物館を見るだ

けではなくて、図書室の利用というのをやることで、より充実できるかなと思って、そこをちょっと課題として、少しずつ図書館と連携しながら話は進めている最中です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 宜野湾市の地域の資料を調べに博物館のほうに行ったのですが、ちょっと分類とかがどうなっているのかなというふうに、探しにくかったというのがあるので、ぜひ市民に、この宜野湾市の文化を知ってもらうためには地域の博物館が、すごく貢献性というか、大事な場所になると思うので、ぜひそこが早めに実現されるといいなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1点だけ。ふと思いついたのですが、実は私、高校の1年だったか、現国の教科書、何も使わないで、おもろそうしとか、琉歌とか教えてくれる先生がいて、試験もそれから出たのです。あと使ったのは、現国の巻末の年表、あれから試験に出していたのです。全然1ページも教科書からは、それが勉強だった。そういう人がいて、図書館に行っておもろそうしを調べてきなさい。これは調べてきたら、こういう歌がありましたといって、そこからまた試験が出るのです。これでいいのかなって思いながら勉強していたのですが、今となっては、何か大山に安仁屋家、おもろそうしの伝承というか、そういう関係の博物館での資料といいますか、関連をした、沖縄のこのおもろそうしが宜野湾市の大山で、安仁屋家で、これは伝承されてきているということが分かるのですが、博物館との関連、関係というのがあるのかどうか。もしあれば教えていただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 大山の安仁屋家なのですが、おっしゃるようなおもろ主取（ぬしどり）といって、歌う役割が安仁屋家から出ていたという話で、安仁屋眞昭さんがそれを継承という形で、博物館の市民講座でお話ししてもらった覚えが、たしかあります。ここ最近はないのですが、市民のほうも、おもろそうしとは何かというところで関心があることと、その中には宜野湾に関する、ねたてもそうなのですが、出てくるという内容もありますので、その辺も含めて、不定期ではあるのですが、行く行くまた講座のほうでお話ししていただきたいと考えて、今の付き合いとしては、そういった話です。

○岸本一徳 委員 関連してすみませんでした。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 館長の説明で、上位法の改正で、今回の条例改正というふうに理解しましたが、ちょっと疑問があるのですが、博物館法の第18条の条文を見ますと、地方公共団体の条例に設置する根拠だというふうに私理解するのですが、要するにこの博物館法があって、それで条例をつくらんといけないよという根拠、この18条が削除された状況の中で、宜野湾市の条例の制定の本来の根拠、これはそのままあるのが正常なのか。

あとの情報を見ても、例えば協議会に関しても、置くことができるというふうな条文ですから、別に条例で設定しなくてもいいですね。だから、この第18条の設置の、要するに条例の設置ですよ、宜野湾市の。条例設置の根拠がなくなって、この条例をそのままやる意味があるのかなという単純な疑問なのですが、どのように理解すればいいですか。

○市立博物館長 旧博物館法の第18条、それが新しい博物館法の中では、そのままごっそりこれが抜けてしまっているということなのです。

それに関して、ほかの市町村を含めて、他県はどうなのかというのをちょっと調べて、おっしゃるように上位のものがないけれどもと聞いたのですが、意外に設置に関しても、これは高槻市の高槻市立自然博物館条例なのですけれども、設置に関して読みますと、設置に関して第1条、「市は、高槻の自然に関する資料の収集、保存及び展示並びに調査研究及び普及活動をもって市民の文化と教養の向上及び学術の発展に資するため、都市公園法第2条第2項第6号に規定する公園施設として、高槻市立自然博物館とする」という感じで、ほかの県を見ますと、そこにこれを設けているところもなく、設置に関しては、設置で入ってくるところと趣旨で入ってくるところというふうにして、各市町村は、それに見合った形で決定しているなどというのがありまして、本市のほうに当たっても、ちょっとこれはちょっと削れているのですけれども、それで今なしているところではあります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 単純にこれは疑問に思ったことで、例えばほかの条文に関して残さないとはいかんというのがあるのであればしょうがないかなと思うのですけれども、そもそも宜野湾市の博物館設置条例の根拠というのは、その第18条で、僕の理解で間違いないですか。

○市立博物館長 はい。

○山城康弘 委員 そうですね。だから、単純にそう思ったのですよ。いわば根拠法で定められている設置に関しては、地方公共団体の条例で定めなさいというふうな上位法にあるのが根拠で、皆さん方も宜野湾市の博物館条例をつくったということなので、根拠がなくなったら、何でこれを存続する意味があるのかなという。趣旨とかあんなのは、もちろん定義して書いたほうがいいのですけれども、他市の事例なんかで、そういった議論は出ていないのですか。

○市立博物館長 他市では……。

○山城康弘 委員 これが多分今までやっているからだと思うのだけれども、だから何かちょっと変だなと思って。

○市立博物館長 おっしゃるとおり、趣旨……。

○伊佐文貴 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 すみません。趣旨で入ってきているところ、設置で入っているところ、どうしても初めに持ってくるのですけれども、そこを用いていないところもあったりして、地方自治法だけを持ってきて、これも他市の趣旨、条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきというところで行っているところもあって、必ずしも博物館法と一緒に設けているところもない、地方自治法のみだけの市もある。そういった例であれば、できました根拠は何かという、もちろんあるのですけれども、その根拠が旧博物館法では削除となってしまう手前、地方自治法のみを設置している次第ではあります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 館長、これは意地悪な話なのですけれども、やはり根拠がしっかりしない条例を何のために制定しているのかという話をされたときに、皆さんはやはりしっかり、こういう上位法の改定でこうなっていますけれども、こうこうこうで、今もしっかり条例を制定していますという答えを行政側は持っておか

ないといけないというふうに感じます。何のために、根拠はなくなったでしょうという話になってきますので、また他市町村でもいろいろ事例があったら、また後で、分かれば教えてほしいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第84号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時43分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第86号 長田小学校校舎増築工事(建築)請負契約について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第86号 長田小学校校舎増築工事(建築)請負契約についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第86号についての説明をお願いします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。この長田小学校、入札結果とか、本来の質疑は各委員にお任せするとして、私はちょっとそもそもこの長田小学校校舎増築をしなければならなかった理由から御説明いただけたらと思います。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 お答えいたします。長田小学校が造られた当時なのですけれども、特別支援学級というのは一クラスしか整備していない状況でございました。今、国のほうで言われている、令和3年度から35人学級編制が始まりました。これは5か年かけてというか、段階を踏んで、小学校については35人学級を編制してくださいという話がございました。

その中で長田小学校は、今現在特別支援教室が1クラスだったのが、8クラスまで増えている状況で、いろいろな……

○岸本一徳 委員 8クラス。

○施設課長 はい。それで既存のミーティングルームとか、そういう居室を転用してというのですか、特別支援教室に転用している状況でございます。プラス35人学級を編制するためにはということで、確かに生徒の伸びはないのですが、見た限りでは、小学校の中で使い勝手が一番悪い学校になってしまっているというか、もともとが、こんなに特別支援教室が増える前提ではなかったのですけれども、昨今の状況で増えている状況でございます。

あとは、普通教室が学年ごとにまとめられないと言うところがいろいろありまして、委員会としても、そういう状況を考えて、35人学級、特別支援学級に対応するためには、増築するほかないだろうということで、それで進めてきた経緯でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 大体分かりましたけれども、この資料では、1階普通教室、2教室を使って特別支援学級4教室としての利用が可能となると。現在あるところは4教室使っているから、8教室にするのだということなのか、ちょっとその辺との整合性が、意味が分からなかったのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 これは学校とこれから相談なのですけれども、今、1階に2教室、普通教室の形態で利用して、特別教室にするのだったら、1教室は2つに割ることができて、1階で4教室、特別教室にできるということで、今、この資料の中で最大7教室できます。2階については、普通教室をそのまま利用していきたいと思うのですけれども、今、学校とも調整しているのですけれども、どこに持っていくかというのをやっています、実際最大の7教室になるのか、5教室でいくのかというのが、これからなのですけれども、相談しながらという形になっていくと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 増築をする、足りない教室を増やしていくということで、工事がスタートしたと思うのですけれども、要は長田小学校の、これから子供たちの人数というか、この予測というか、推計値とかいうのも全部考慮に入れた上でなのか、また増築しないといけないかもしれませんねという話なのか。ほぼほぼこれで大体マックスでしょうという、そういう判断をしたのか。それとも10年スパンぐらいで、また考えなくてはならない場合もあるかもしれないねという、そういう判断なのか。この辺は、教育委員会としてはどんなふう考えているのですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 岸本委員おっしゃるとおり、うちの教育委員会の中で、教育部と指導部の中で、推計というのは毎年出している状況でございます。特に小学校については、35人学級編制になったということで、それに対応できるかどうかということも含めて、今、各学校とも特別支援教室が増えている状況にあります。生徒の数については、推計、その地域に住んでいるゼロ歳から6歳児のデータをいただいて、ここに皆さんが入ってくるわけではなくて、推計、今後の学校にどれぐらいの方が進学するのだろうかというか、私立に行ったり、いろいろな方がいらっしゃいますので、100%、そこに行くわけではなくて、その推計もしながら、また人口の伸びとか鑑みて考えています。

今のところ、長田小学校が特別支援教室の配置がどうしてもできないということがありましたので、先に長田小学校をやっています。ほかの小学校、長田小学校も含めて、それをすると、恐らく当分大丈夫だろうと。人口が急激に増える要素が、なかなかない中で、子供の数も少ないとかという状況もございますし、それを鑑みると、当分の間、それをやっておけば大丈夫だと思っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それは将来も見通した上で、どっちみち予算をかけて造るわけですから、そこら辺心配のないようにと思うのです。そういうことを確認したかったのです、それからもう一つ、例えば理科教室と

か、音楽とか、小学校は家庭科もあるのかな。そういう専用の教室みたいなものは、そこは大丈夫という、今説明の中に何も出てこなかったもので、そこは大丈夫なのですね。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほど言ったように特別教室と言われている図工室とか、それを転用して、例えば特別支援教室に替えているところがありましたので、そこに新しく増築することによって特別教室をある程度まとめることができる。それでも足りないところもある程度あるのですけれども、もともとあったところである。特別教室、先ほど岸本委員が言われたように理科室など、それが転用、普通教室とうまくできる形を考え、特別教室というのは、図工室とか、さっき言った音楽室とか、そういう形、それで普通教室はみんながいるというところであるので、普通教室の特別支援教室、特別教室も学校の状況でうまくいくような形で、今回増築には臨んだつもりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは説明資料には、そういうことは何も書いていないものだから確認をさせていただきました。

それで、増築をしなければならない理由、十分理解をさせていただきましたけれども、ただ増築をする場所が校舎と校舎の間になっているのではないですか。それで、設計をする段階において、要するにどこに増築をするのかということが、例えばPTAとか、学校の先生方とか、これは11か月かかるわけでしょう。これから工事をして、11か月かけて増築、完成という工程になっていますよね。

であるならば、この11か月間、工事によって子供たちは、建て替えをするときにはプレハブで、別に工事とは少し離れたところで、騒音があるかないか、そこは調べたことはないのですけれども、それよりも、もしかしたら、ひどいのではないのかなというふうに、校舎と校舎の間ですから、この辺のいわゆる音、工事の音とか、騒音とかというのが、どれぐらい子供たちに影響があるのか。先生方も説明していて声が聞こえなくなったら意味ないわけですから、爆音だってそうですね。

僕は、普天間中学校に3年間いましたけれども、ほとんど半分は授業していないのではないかな。そういう中で、だからできない子も多かったと思いますけれども、そのせいにすべきではないと思うけれども、だからちゃんと先生方とか、父兄とか、もちろん子供に聞くのが一番いいのでしょうけれども、そういうことは、ちゃんとやりましたか、設計の段階で。もう設計はやったから、あれですけれども、そういう確認はされましたか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 長田小学校については、大分前から増築してくれという要望がございました。今、敷地とか、駐車場、今やっているところが、なかなか難しいということを話してきましたけれども、先ほど言った35人学級とか、特別支援教室が増えている中で、増築しないといけないねとお互いに認識した中で、スペースとしては学校も理解していました。体育館と校舎の間にしかできないよねということを理解していただいた経緯がありました。

岸本委員御心配の騒音については、今回プレハブとかは造らないものですから、業者がやっと思いましたが、学校から直接言われていることがあります。特に集中しないといけないテスト期間とか、そういうのも含めて、学校行事で音を出していただきたくない時間帯とか言っていたら、その作業はなるべく

違う時間帯にするとか、これは工程会議というのを持つのですけれども、先生なんかにも入ってもらったり、うちらも入ったり、いついつ作業がありますので、プラス学校から毎月こんな行事があるのでという行事の報告も受けながら、その辺の騒音対策は学校とも協力してやっていきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 前の議長、大城政利議員がいるときでしたけれども、会派3名で体育館、長田小学校の体育館、設計の段階でどうだと、何でこうなったのか分からなかったのですけれども、窓がなくて、風通しが悪くて、換気扇か、扇風機をつけろというような、市民から要望がありまして、わざわざ見に行ったことがあるのですよ。これってやはり設計の段階から、様々意見聴取とか、そういう声とかというのは聞いていかないと、やってしまってからでは遅いなというのを、これはあれでしょう、もう解消したでしょう。換気扇とか、窓をつけたのかどうか分かりませんが、後で解決をしましたよという話があったのだけれども、だから事前にやはり用意周到にというか、様々こうなることも予測されますね、予想されますねというふうなことを、やはり学校の校舎であるとか、体育館であるとか、やはり慎重に進めていただければというのが、私の思いなのですけれども、過去の体育館、どんなふうに最終的には改修したのですか。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 岸本委員の御質疑にお答えしたいと思います。確実ではないのですけれども、私の記憶としましては、平成27年頃に、過去にたしか長田小学校を開校したのは平成11年に開校して、その後予算の事情とかもあって、ああいった形態の1階部分に窓がない体育館で整備されたという経緯がございました。それで、換気扇をつけたりとかという対策は取ったのですけれども、抜本的な対策にはなっていないということもあって、平成27年に窓のほうを設ける工事を行いました。現段階では改善されてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 御説明ありがとうございます。そういうことをすぐ思い浮かべましたので、今回も、そういうことがないのかなと。説明を聞いた段階でしか、そういうこと、結果はあれですよ、後戻りはできないので、そこら辺はしっかりお願いをしたいというふうに思います。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 岸本委員のおっしゃるとおり、もちろん学校にも、こういう配置にしますよ。どうですか。幾つかプランを考えて、増築しますので、旧校舎とのつながりの関係とか、出入り関係とかも含めて、学校とは調整したつもりです。それで、今の案になってきたというか、1階に特別支援教室を2クラス、2階に3クラスというのは学校との意見交換というか、こういう形でどうなのでしょうかと確認をしながら造らせてもらいます。さっきの工事車両の安全管理とかというのは、今、業者が決まりましたので、いろいろ学校とも相談します。普通の出入りは裏門からやることに今はできているかなと。全部が裏門から出入りするのではなくて、正門からはちょっと大きいコンクリを打つとか、そのときは正門から、その時間帯とか、あとその期間、先生なんかの駐車場がなくなってしまうので、どうしますか、安全管理を含めて。そういうのは学校からもいろいろ出てきますので、その辺は業者も入りながら、安全に工事が進められるような形で、地域の方にもその辺の協力を得ながらやっていきたいと思っています。

○岸本一徳 委員 説明ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 工事概要のほうで、ちょっと確認したいと思うのですが、建築工事一式という中で、1、2、3の備蓄倉庫の移設工事というのがありますけれども、この倉庫に関しては、防災と関連する倉庫と考えていいのか。そして今、岸本委員が言ったように校舎と体育館との間にあるわけですが、今現在ここに倉庫があって、その工事に伴って移設する場合は、仮に移設した、また戻す場合は、新たな施設に戻すのか、それとも1階なのか、2階なのかとか、そういったことをちょっと確認したいなと思います。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 おっしゃるとおり防災関係の備蓄倉庫でございます。大体が体育館の近くにあるべきだろうということで、各学校に配置されていますので、今回の工事に影響があると判断していますので、まずは仮で移設して、それでまた戻すときは、体育館に戻すのかということも含めて、また防災とかも関係しながら、工事が終わったら、元の位置に戻すかどうかについては、また協議しながらやっていきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今現在は体育館の近くにあるということで、いいわけですね。また、さらに仮移設して、また同じ場所に戻すという捉え方でいいのですね。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 多分それも協議、どこの位置がいいのかというのは、改めて今後増築するので、その影響があるのかということも含めながら、またうちも防災危機管理室と協議しながら、実際工事が終わった後、どこに戻すかというのは協議していきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 先ほども協議の中で、特別に支援する生徒が増えている傾向にあるということがあったのですが、仮に移設するわけですから、支援する子は、障害があって歩くのが遅いとか、そういった発達不安はあると思うのですが、この際にアクセスというのですか、避難路、資機材を、助けて自主防災の防災士とか、この子たちの邪魔にならないのか。逆にこの子たちを危険にさらさないような場所に移動させるような議論をしていただきたいと思うのですが、そういったのは、まだテーブルに上がっていないですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 今、松田委員がおっしゃる件も含めて、多分運用するときに学校ともその辺は調整していきたいと思っています、どうしていくかということは。今回は実際特別支援教室の子が入ってくるとしますので、松田委員がおっしゃっている、気になっているところについては、まず学校と調整しながら、どういう形がいろいろな対策ができるのか、設置場所も含めてなのだと思いますけれども、対応していきたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 先ほど課長のほうから説明の補足なのですが、一応こちらに関しては、1階の2教室、普通教室で2教室、支援学級として使う場合は4教室まで対応できるように整備を考えています。ただ、今後整備後については、学校とも調整して、例えばそちらの1階の部分の一面を支援学級として使う。体に不自由がある、障害がある方とかにも対応できるようにバリアフリー等で対応しておりますし、今回増築する建

物周辺のほうにも通路とかもちゃんと外構のほうは整備していきますので、そういったところにも、今回車椅子専用の駐車場を設けたり、先ほどもちょっと体育館の近くに、今回建物が建つ位置に防災備蓄倉庫がございますので、そちらの配置とかも、あらかじめ決めております。これも学校と調整の上、場所もあらかじめ決めて、今回の工事に反映させています。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 大変配慮されていると思っておりますけれども、倉庫にはいろいろと備蓄食材、そして担架だとか、大きいものから小さいものまであって、ローリングストックするわけですから、期限切れの前に出しますよね。また、新たなものが来ますよね。入替えるときには結構な大きさだと思うのですが、そのときの業者がトラックとかで入ってくるではないですか。そういったときに、外構が、今は車椅子や障害者が出入りできるけれども、2トントラックが入るとか、そういったものを素早くできるようなことも検討しておいていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 すみません。説明資料の両面コピーになっているかと思うのですが、その裏手のほうに、ちょっと下の図面のほうを見ていただきたいのですが、今回増築する校舎の範囲というのが、黄色で網かけしてある部分になってございます。その黄色で網かけしている部分の左側のほうに、ちょっと見づらいのですが、今回防災備蓄倉庫ということで、移設をする予定箇所となっています。そこまでの通路についても、車両が入りやすいように設けていますので、その辺の位置も、一応アクセスも考慮して検討してございます。

○松田朝仁 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうから契約検査課長に確認したいのですが、議員になって初めての学校の審査ということで、私が議員になる前に普天間小学校が建設されたと思っています。2億円余りの工事請負の仮契約書を見る中で、議案書の18ページです。私たち議員の議決を経たときには、この工事が発注されると。議会で否決されたときには、この契約書は無効になる。ということは、僕たちの議員一人一人の良識的な判断と、いろいろなものが、この長田小学校を建設するに当たり、いろいろなことがあるのだろうなと。

今回7社参加されて入札が行われたということなのですが、大変申し訳ないです。一応確認の意味で、しっかりと入札が行われたかというものの確認を取りたいです。お願いします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時21分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時21分）

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。今回入札に関しては、特に前回の新聞でも報道があったような談合が行われているのではないかと、そういった情報の提供もございませんでした。そのた

め、予定どおり入札は執行しております。こちらに議案の資料として提出してございますが、7共同企業体の参加がありまして、1社は辞退しております。それで、当日は6社で入札を執行しております。

○棚原明 委員 では、問題はないと。

○契約検査課長 はい。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。私もやはりいろいろと契約書を見る中で、とても大事な場所に今座っているのだなと思うと、いろいろとあるものですから。

もう一点、次は施設担当技幹、長田小学校は、僕も行ったことはあるものですから、少し確認なのですが、建設される場所というのは、今、砂場がある場所ではないのですか。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 棚原委員御認識のとおり、体育館と校舎の間に大きな砂場がございます。そちらのほうを今予定しております。考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 普天間小学校とか、いろいろと増築、普天間小学校ではないですね。普天間第二小学校ですか、普天間第二小学校を増築される時なんか、そういう場所を増築されたのかなというお話もちよつと聞いたことがあるのですけれども、この砂場というものが、学校教育に当たってどれぐらいの、子供たちに対しての遊び場であったり、コミュニケーションができる場所というのがあるのではないかなと思っています。

ぜひこの場所に何かを造るということなのであれば、そういう代替であったり、ほかにまた皆さんが考えている提案のできる場所があるのかなのか。このまま潰して終わりなのかというところを聞きたいです。よろしくお願いします。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 棚原委員の御質疑にお答えします。今回建設予定地に関しては、もともと開校当時、たしか遊具がございました。その後については、遊具が木製であったということもあって、撤去されて、砂場という形で残ってございました。

実は、増築される部分の、先ほどちょっと説明申し上げました、お配りしています資料の、今回この部分を増築するというお話をしたかと思うのですけれども、その隣、校舎の特に屋根がかかっている部分、ベランダみたいな部分があるのですけれども、そちらも実は大きな砂場になってございます。なので、機能としては、新たに確保しなくても問題ないというふうに学校とも調整させていただいて、設計を進めたところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 もう一点だけ。では、その隣の体育館、2階建てが建つということですよ。少し下がっているですよ、体育館は。校舎が2階建てで建つと、特に隠れる部分、暗くなる部分、長田小学校はどれぐらい明るいのかというのは、皆さんが調べてはいると思っているのですけれども、日頃から、この校舎が建つ部分は影になってくる場所ですよ。やはり子供たちが屋内運動場、体育館であるところで活動する場合に当たって、校舎が建った上で暗いということがないように、ぜひ建築に当たって学校の体育館のLE

D化とか、明るい照度が取れるようなものまで含めた形で、ぜひお願いしたいなと思っていますけれども、その体育館の影になる部分だとかも考慮されて考えたのかどうなのか、そこら辺をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技幹。

○施設担当技幹 今お話のありました内容につきましては、当然建築基準法に基づいて、日影になる範囲とかというのは考慮した上で当然配置はさせていただいてございます。ただ、それを踏まえたとしても、やはり体育館の中のほうとしては暗い環境というのもございますので、それについては、今後施設の長寿命化を踏まえて、この体育館の改修の時期に合わせて、そういったLEDの照明に替えていくとか、それ以外に躯体の老朽化している箇所の改修をかけていく計画を今後施設課としては立てていきたいなというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ぜひ真鳥教育次長、建てたから暗いよと言われないようにですよ、いいものを造って、それが賛成、通ったとしても言われないように、ぜひお願いしたい。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 入札結果一覧表から少し改めて確認させてください。まず、今回7団体ですか、無効と辞退についての説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 山城委員の御質疑にお答えいたします。まず、3番目の無効については、有限会社沖産・有限会社大日土木共同企業体なのですが、こちらは入札には参加しております。無効の理由としましては、工事の入札については、通常のコストを明記する入札書というものと、工事費内訳書、工事のいろいろな工事種目ごとに内訳が載っているものを一緒に併せて提出していただくのですが、その工事費内訳書に不備があったということで、無効になっております。

あと、5番目でございます、株式会社隆盛建設・株式会社沢建設共同企業体、こちらについては、事前に技術者の配置が難しいということで、確保が困難ということで、事前に辞退がございました。以上になります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これを踏まえて、皆さんから頂いた資料の入札契約状況の入札方式の右側、今回指名業者が22社、代表者が11社、それから構成員が11社、ですから、一覧表に載っているのは14社で、残りは、要するに応募しなかったということで理解していいのですか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 もともとAクラス12社、Bクラス12社あります。1社抜けたのは、手持ち工事、体育館の工事を持っているということで、手持ち工事があるということで、抜いて、A、B、11ずつ、合計22社という形になりました。このときはAが代表者、Bが構成員として登載ということで、届出を出してくださいという形で指名競争しています。そのうち7社来たのは、途中で辞退した方とか、途中で不備があったとか、A4社、B4社については、その前の、入札する前に共同企業体として名前が届けられなかったということがあります。推測としては、先ほど契約検査課長が言ったように技術員が入っているとか、手持ち工事とか、あの辺があるのかなというふうに推測をしております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 そこで、課長、大きな疑問が出てくるのですよ。要は株式会社隆盛建設・株式会社沢建設共同企業体のように、先ほど説明した指名業者のほかの業者のある程度の理由ですね、辞退している。こういった状況というのはどうなのですか。要するに僕が言いたいのは、もともとそこの土俵に上がってくる前の、以前の問題かなと。要するにほかの会社の方たちというのは、例えば技術員、ほかに今取られているから、参加しても、ちょっとできないとかというふうな話で、これは実際、株式会社隆盛建設さんの辞退というのは、そういう話なのですか。要するに技術員とかが準備できないというふうな事態なのですか。

だから、僕の素朴な疑問ですよ。要するにこっちの土俵に何で上がってきたのかなと思う。その辺は、辞退の理由というのは、しっかりこれは聴取をされているのですか。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今の辞退の理由なのですが、実際は辞退届については、自由記載様式になっておりまして、配置職員が困難だとか、手持ちの工事があるためなど、簡易的な理由で提出がございます。そのときの実際私たちとしての聞き取りは、詳しくは行っていないのが現状です。

入札については、実際今回共同企業体を結成した後に、例えば代表者だったり、構成員だったり、別の工事を受注しているケースもありますので、入札の時期が前後しているということで、それもあるので、大体結成して、実際請け負えないということになれば、業者さんの善意として事前に提出をしているということにはなっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の課長の話を要約すると、例えば数か所にエントリーしている場合に、これが一方のほうで、先に入札があって、ここが取れば、ほかは辞退というふうなケースもあるということで、理解していいのかな、今の説明は。どっちかを取れると。例えばその後土俵に上がりました。その前の土俵で実際に入札、これが落ちたら、この会社が受注しますから、ここは技術員も足りなくなるからできなくなると。ただ、2つに応募しておかないという形のケースがあるということで理解していいよね。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 宜野湾市だけの工事ではないと思いますし、いろいろありますので、そこまでちょっと踏み込んで、辞退はというのが、ちょっと難しいところであります。会社としては、入札に参加する意思は当初あったかと思います。ただ、入札日の前日までは辞退できますので、あらかじめ参加が難しいということで、出されたと。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 土俵に上がるものと上がらない人たちは、もともと理由があると。

○契約検査課長 はい。

○山城康弘 委員 これは別に会社の事情もあったりとか、いろいろこれはあると思うのですけれども、心配しているのは、土俵に上がって、こういうふうには辞退するのは、皆さんの業務上に何か弊害が起きないか、それは全く心配しなくてよろしいですか。例えばどんどん土俵に上がってきているけれども、辞退がばんばん出てくる。それによって何か業務的なものに弊害が起きてくるとか、そういうのがなければ私は全然大丈夫と思うのですけれども、その可能性というのは、課長、ありませんか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 山城委員が言ったみたいに、うちだけではなくて、建設部もいろいろな工事があって、会社によっては建築土木だったり、どのクラスにランクされているかというのを見ながらやっています。会社が取ったところではなくて、工種で今、市としての考え方としては、例えば1億5,000万円取れたら外しましょうね、今回は辞退していただきましょうねという工夫をしながらやっているところです。また、最近物価高というか、人件費が上がっている中で長田小学校も入札できたからよかったのですけれども、不調にならないかという心配がございました。それに対して、本年度になって、経費の問題とか、県の経費が変わったとか、見直すと予算が足りなくなってしまうということもありましたので、9月議会で補正して、それで臨んだ経緯もあります。どちらも考えながらというか、うちの積算が大丈夫なのかというか、単価も見ながらというのと、あとは市内業者の受注状況を見ながらやっていかないといけないのだろうなと。それを加味しながら、発注というか、指名だったり、工法だったりというか、担当課としては、市の考えとしては、そのように臨んでいる状況になります。

○山城康弘 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、資料の中での各階平面図というところで、トイレがあるのですけれども、そちら例えばトイレを設置するときには人数によって幾つ設置するということが決まっているのか、スペースによってというのか、ちょっとお聞きしたいなと思っているのですけれども、というのも、先ほどおっしゃった中で、1階の2教室に関しては特別支援のほうで使おうかなと。上2階は普通学級でやるといったときに、35人学級で、今回増築する建物に何人ぐらい生徒が入っている予定で造ったのかなというのが、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 座間味委員の御質疑にお答えします。学校とも相談したのですけれども、今回の増築スペースが限られていますので、どのように配置するかというのをうちも考えました。特別支援の子供は1階にいないといけないよねと。どうするかは、今からなののですけれども、そこでトイレをつけないといけない。2階の方の対応をするためということで、2階はなるべく教室をどうしましょうかという、2階にもトイレを造る案もあったのです。学校に示して、どちらがいいでしょうかと。学校としては教室を確保したいということが一番多くて、1階にあると2階の方も使えるからということも踏まえて、今の状況とかという形で、では今の形でいきましょうと。ちょっと学校とも調整しながらやった経緯がございます。

何人かという、教室の人数の使い方、今のところ、普通教室だと35人、ある程度多く考えた。特別教室に関しては、種類とか、いろいろあるのですけれども、一部屋7人までが上限だったと思っていますので、その辺の配置も特別支援教室の数とか踏まえて、これぐらいあれば十分、また持ってくるときに大丈夫だろうという判断と、1階にはやはりトイレは必要であるという判断をさせてもらって、今の配置になっているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 何十年か前のうるま市での話なのですけれども、女の子のほうで、トイレはどうしても時間がかかる、これは大人になっても、子供のときもそうなのですけれども、どこの体育館とか、施設に行っても、女子トイレのほうが多く造られているところがあると思います。

ここでいうと、男の子の用を足すのは、小便器、大便器合わせて4つと2つで6つ、女の子は3つしかないというところになると、どうしても女の子のほうに時間がかかるのに数も少ないという、授業に遅れたり、ちょっと我慢したりというところが出てくるのかなというところで、そういうことも設計のときに考えられたのか。それともどうしてもスペース、このスペースしかないから、これだけの数しか造れないというような形で考えられたのかというのもお聞きしたいのです。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほども少し話しましたが、どちらもトイレを造る案をさせていただきました。利用状況とかというのは、学校が一番よく理解していらっしゃると思っていますので、学校側からこっちのトイレではなくて、別のトイレも使える形もあるのかなとお聞きしていましたので、どうでしょうか。1階もトイレがある、2階もトイレがありますよということで、学校としては、どうしても教室の確保が大事ということが一番で、教室を造って、後からトイレを造るのも、もしかしたら可能性はあるかもしれませんが、トイレを造ってから教室を造るというのは、ちょっと無理ではないかということがありまして、学校としては、やはり教室が、ぜひ確保してほしいという形がありましたので、その案で、ではどういう形がいいかというのを組み直して、1階にトイレがある、2階はそのまま教室という形でさせていただきました。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 特に今、これからどの教室に、上の教室に何学年を置くかというところもある程度決まっていらっしゃるかとは思いますが、特に1年生とか、2年生になると、トイレを我慢したりというところが、難しい子もいたりする場合もあると思うので、そういうことも含めて、ちょっと配慮していただいて、トイレを我慢するというのが、体にもよくないし、それが常態化してしまっているところもあるので、ぜひそういうトイレというところの健康面ということ、それは普通だよというような形で、トイレに行くことも抵抗がないような環境づくりというのをぜひやっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は２時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前１１時４２分）

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後２時００分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

請願第７号 「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める請願

○伊佐文貴 委員長 請願第７号 「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める請願を議題といたします。

質疑に入る前に事務局より請願書の読み上げを行います。

（事務局読み上げ）

○伊佐文貴 委員長 当局より補足説明がございましたら、よろしくお願いします。指導部次長。

○指導部次長 請願の件名に関して、文部科学省の中で義務教育費国庫負担制度に関する説明がございましたので、その内容を御説明いたします。

義務教育費国庫負担制度について、義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務にかかわるものであって、国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。そのため国は、義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち、最も重要なものである教職員の給与費について、その３分の１を負担しています。このことにより、義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、この制度を通じて全国全ての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られています。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法に基づき都道府県、指定都市が負担する公立義務教育諸学校の給与について３分の１を国が負担するものであります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後２時０４分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後２時０５分）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ただいま指導次長のほうから記の１の部分、義務教育費国庫負担制度、これも初めて聞きましたけれども、それについて今説明して、ちょっと口頭の説明では、なかなか理解し切れないのですが、最後におっしゃった、要は直接宜野湾市、自治体ですね、地方自治体の宜野湾市から出るものではなくて、給与制度自体は県の管轄であるからということで理解しますが、まずもう一度、義務教育費国庫負担制度のちょっと資料をまず頂きたいのが１点。

それから、記の３番目の部分の人材確保法を少し簡単に説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。義務教育費国庫負担制度の仕組みは、私もこういった形で文部科学省のほうの資料をプリントアウトして説明してございます。

また、この国庫負担制度のチラシ的な形のものも持っておりますので、後ほど、イメージとしては、この学校教職員の給与費に関して、給与を支払うのは都道府県及び指定都市、その部分に関して給与は支払いするのですけれども、国庫負担金で3分の1は都道府県、あるいは指定都市の給与に関して負担するという仕組みでございます。資料に関しては、こちらのほうを後ほど提供したいと思います。

この人材確保法に関しては、正式名称としては、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法というのがございまして、3条規定されてございます。第1条で目的、第2条で定義、第3条で優遇措置と提示されてございます。

第1条の目的において、「この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする」と定められてございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の請願書の記の部分4つ。先ほど1つ目の記の部分は、宜野湾市の範囲外である。残りの3つに関しての見解を少し伺えますか。この記の部分で要請されている部分を宜野湾市に当てはまるのかどうか。この辺を踏まえてお答えをお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答え申し上げます。まず、こちらのほうは、義務教育費国庫負担制度の文部科学省の位置づけによりますと、この国庫負担の対象が、対象学校、対象職種、対象給与費目とかというふうにございます。

ちょっと請願者の意図が、こちらの中ではよく見えない部分がございますが、基本的には、先ほど御覧いただいた、給与費の対象者の部分であるというふうに理解してございますので、市町村のほうの負担で、こういった形のものはないと思います。

ただ、スクールソーシャルワーカーであったりとか、そういった措置はしてございますので、市町村から教育委員会で支出されるもの、あるいは県費で担うものというところは区分されていくというふうに理解してございます。

今回の請願者の請願を行った趣旨としては、何かというところで、少し考えてみたところではあるのですが、この文面の中にある2006年の三位一体改革により、従前は2分の1の50%の負担から3分の1に国庫負担金のほうが減額されてございます、率のほう。そういった趣旨から都道府県の負担割合が増額になるということで、地方公共団体、都道府県の財政負担が厳しくなるということで、このような請願が出されているのではないかとこのように理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 まとめると、教職員の処遇改善という表現ですけれども、要は給与中心とした要望なので、これは県の条例に定められている状況だと思います、上位法に基づいてですね。ですから、宜野湾市が

今の説明で、宜野湾市が考えるとすれば、特別職、カウンセラーとか、SSWに関しては少し該当するのではないかというふうな我々の認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 区分的には、先ほど請願者の要求に関しては、あくまでも都道府県が見ている給与の範囲の職員で、実際に県立学校もございまして、特別支援学校もございまして。そういったところから配置の職員に関して、我々があずかり知らない部分がありますので、そのスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー等の専門職の非常勤の職員がいるとするならば、2番などは正規職員で拡充するということふうな要請かと思っておりますので、そこを市町村の給与で支払っている、そういった専門職種に関して記載しているものではないかというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 このカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職の配置を正規職にするということなので、これは宜野湾市の範囲ではないというふうな受け取り方をいたしました。確認事項は以上です。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時12分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時15分）

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私も議員をやって21年目ですから、こういう請願は以前もありました。ちょうど比嘉盛光市長から伊波洋一市長に替わったときに1期目でしたので、毎年陳情で、この国庫負担の要請で、現に沖縄教組の役員の方々は、国会要請活動の、恐らく議員会館にも行って、この予算を確保してくださいというお願いは、陳情の要請に行っているというのを見たこともありますし、毎年やっていたというふうに思っています。

これは次長、2分の1から3分の1になったのは小泉内閣のとき。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 正確には私もちょっと。小泉政権の小泉純一郎首相が在任されたかは分かりませんが、この請願書に2006年、三位一体改革によりというふうに記載がございまして、基本、そういった改革を進められたのは、そのときの政権だったかと思っておりますので、2分の1から3分の1に引き下げられたのは、その頃ではないかなと理解しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 負担割合が県と国と変わっただけで、必要な財源は国か県かどちらかで負担をしているけれども、国の予算が削られたから、少なくなりましたということなのか。例えばこっちの旅費とか、様々ありますよね。教材費、恩給費、恩給費というのは、これは昔の年金のことだから、公務員の年金のことだから、関係ないような。共済費とか、公務災害補償基金とか、退職手当及び児童手当、義務教育に係する経費をという、相次いで一般財源化したということは、なくなったわけではないけれども、要するに国と県の負担割合が変わってきたのだという理解でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。国庫支出金という位置づけの中で、国庫負担金と国庫補助金というのがございます。基本、国庫負担金というのは、私の理解の中では、法律に基づいて支出した金額に対して負担する義務を背負うものであります。残りの負担の部分に関しましては、交付税措置等になると思いますので、その部分に関しましては、少しちょっと裁量権、予算の範囲の中で調整される部分がありますので、この教職員組合が求めているものは、しっかりと負担金の中で、公立の負担の下、そういった給与費の支払いに関して担保してほしいという理解だと思えます。なので、この負担割合が削減されることによって、一般財源の中から、都道府県の財源事情が厳しくて措置されることが少なくなるようなことがないように手当していただきたいというのが趣旨ではないかなというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もしかしたら、あらゆるものをカットしていった財源の調整をしていったというような、そういう政府の動きがあったのだろうなと。三位一体の改革ですから、三位が何だったのかというのは覚えていないですけども、小泉内閣では郵政省も民営化したり、様々ありましたので、そういう機構改革というか、そういう財政的な部分の無駄を省いていくというような趣旨で削っていったのかなというふうに思うのですけれども、委員長、過去にも扱っていたので、直近ではいつの陳情が出ていますか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時19分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時20分）

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これで先生方の待遇とか、処遇とかというのが、2分の1から3分の1になったときに、何か実感がありますか。現場におられたではないですか、平成26年は。何が影響したかっていうのを書いてもらったら一番分かりやすいのですけれども、制度として、ああだ、こうだといっても、結局一教師なり、学校なりで困ったなという、そういうことなのかどうなのかという実感がありますか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 私の実感ということですよ。

○岸本一徳 委員 はい。

○指導課長 私は今21年目ですので、教職。そうすると2002年採用になって、まだ3年目、4年目あたりになっているかと思えます。私は別の仕事をしています、このことを話しているのですかね。それで教員になっていますので、これまでの給与待遇と変わったかどうかというのは、実際実感というほどでもないかと思えます。初任研修が終わって3年目、なおかつ離島に行くときでしたので、そういった意味での処遇的なものは、別の仕事をしていた私にとっては、待遇はあるのかなというふうに感じていたところはあると思います。ただ、これまで現場で働かれていた先生方とは、ちょっと違う感覚かもしれないと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ある意味では、既得権というか、それを削られたり、負担割合が少なくなって制度が維新できなくなったり、立ち行かなくなったり、要するに極端に言えば、お給料も下がりましたとかというふ

うな実感があるのかなということで、お聞きをしたわけですが、これは沖教組から来ているので、養護の学校の先生方というのは、県の職員だと思うのですが、組合は高教組ですね。

○指導課長 県立のほうですか。

○岸本一徳 委員 ではないですか。特別支援学校に勤めている先生方は高教組ではないですか。高教組は高等学校の教員とプラス養護というか、要するに特別支援の学校に勤めている教師の方々かなというふうに記憶しているのですが、そうですか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えします。高等学校の高教組ということは存じているのですが、私自身、小学校で、組合についても、ちょっと分かりかねるところがありますので、お答えは難しいかと思います。すみません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この際ですから、ちょっと余談ですが、幼稚園の先生方、さっき休憩中にも話したので、市の職員でありながら沖教組に入っているのですよ、組合は。

(「委員長、ちょっと休憩いいですか」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時25分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、これによって相当の影響を受けたということであれば、この請願でも、おっしゃっていることが当然であるというふうなことで、判断できる部分があるのですが、当事者を呼ばないと駄目ですね、結局は。請願者を呼ばないと、そういったことは聞き取れないですね。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。先ほどから申し上げており、うちが実施しているものではないものですから、職場の状況とか、あるいはその影響とかというところは、やはり請願者の皆様に確認しないと、ちょっと我々のほうでは、また組織って結構大きいところがありますので、管理職であったり、現場職であったり、あるいは正規、非正規であったりというところで、いろいろございますので、影響というのは、もろもろのところから影響はされているかと思いますが、感じ方もそれぞれだというふうに理解してございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この請願内容に関して、先ほど次長のほうから給与とか、そういう待遇的なものが見受けられると。そうであれば、これは僕の意見で、経過をちょっと聞きたいのですが、給特法の中に、要は教職員の給与規定があるのです。月額基準額の100分の4を当初加算して教職調整額という形にして、最初から基本給に加算されて、その後の例えば残業なんかは先生方はないというふうな、これは昭和46年から制定された本当に古い法律の下に給与規定があるということなのですが、もしこの請願内容が、我々も請

願者がどういう趣旨でやっているか。また、先ほど岸本委員からありましたけれども、ちょっと呼ばないと分からないなということなのですから、そのほうに議論を持っていくべきではないかなと。

これは実は、当初の法律制定のときの調査というのは1966年、これは昭和41年にやっているわけ。昭和41年の時点で、全国の調査の中、大体月に8時間ぐらいが残業、それを基準に100分の4という調整額が、抛出調整額の数字が出てきたのですけれども、これはまさに時代遅れであって、これはどう思いますか、教育委員会としては。これは請願者ではないけれども、逆にそういうのがあれば、そのほうに要請目的をすべきだと私は思うのですが、次長はどう思われますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。こちらの部分に関しては教職員の、先ほど申し上げた諸々の給与費目に関しての負担金はどうあるべきかというところでございます。

山城委員のおっしゃる、ちょっと正式名称は存じないのですが、給特法の中での4%の部分に関しては、時間外手当に代わるものというところで、個人の、そういった業務負担の状況に応じて支払うべき手当というところで、少し議論は違うかなと思ってはございます。その部分に関しましては、今回の多分国会審議等で議論も、教職員の負担が大きいということで話し合われていると思います。

先ほど来申し上げているとおり、教職員の給与に関しましては市町村で関知しないものでございますので、どうあるべきかというところは、正しい形というのが、こちらではちょっと掌握しかねる部分がございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 まさに御指摘のとおり、その内容はまた違う。僕は、残業も含めての議論で、その負担金というのは。だけれども、本人からすれば、いっぱいもらっていれば、ちゃんと。そういう不満はないと思うわけ。もともとがそういう対応だから、給与制度が。だから、この負担金のほうからやっているというふうに僕は取っているのです。

次長がおっしゃるとおり、この別々の話ではあるけれども、根本は何かということは、やはりそもそも50年前の給与制度がまだ継続されていると。その中で、その内容を決定する世論調査も50年以上前の現状を踏まえて、時代錯誤があるものですから、これで質疑は終わりますけれども、やはり委員長、請願者を呼んだほうが早いかもしれない。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。請願書の5段落目かな、現在から始まるところの教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を進めようとする動きがあるというのが書かれているのですけれども、それはごもっともなお話かなと思っておりますが、教職員の給与費というのは、一般財源化する動きというのはみられるということで理解していいのですか。それがいいのかないのか、重要な意見の分かれ目になるかな。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。直接回答になっているかあれなのですけれども、今回、先ほど事務局のほうからあった、平成26年度に直近で出されて審議未了になった。中身に関しても、表題もほぼ変わらない状況で、我々のほうとしても、この義務教育費国庫負担金の削減的な情報とかは確認し

ていないので、このタイミングで出されたのが、前のものを元に戻して要求しているのか、それともこれらの動きが、何らか察知して動いているのかどうか。その辺、請願者の意図がちょっとはつきり分からないので、ちょっと何とも申し上げようがございません。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 記の部分の3番目のところなのですが、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するためとあるのですが、私は常々先生方って、ほとんどの先生方が意欲と情熱を持って教育に取り組まれているというふうに思っているのですが、処遇によって、それは確かに全然社会一般的な給与、処遇がないということであれば、そういったことにもなりかねないかなと思うのですが、教職員の皆様方って処遇に不満を持ちながら教壇に立っていらっしゃるのか。

もしそうだとすれば、これは確かに大きな問題で、子供たちの将来に関わることになる、発展する可能性もあると思うのです。それはどうなのですか、先生方の処遇というのは。我々が考えているようなものではなくて、非常にひどい状態なのか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 伊佐委員の御質疑にお答えします。先生方は、もちろんおっしゃったように教育に関して高い意欲と情熱を持って採用試験を通過されて教壇に立っていることはあります。その中で、今必要とされているのが働き方改革による、業務過多になっているところだと思います。

ですので、業務過多になっている部分を適正にと言ったらあれなのですが、こちらの改革を進めながら、その勤務実態をより改善していきながら、今、教職員のほうがブラックという言葉が出ていますので、本来の子供たちを育てるといふ、すばらしい先生という職を再度若い先生方に、若者に、教員になりたいという先生方が、そのまま道を進めるように処遇改善を求めるといふのは、そういう意味ではないかというふうに考えます。以上です。

○伊佐哲雄 委員 安心しました。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

審査中の請願第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時35分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

【議題】

議案第81号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第81号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第81号についての説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 よろしくをお願いします。今回は、こども家庭庁の関係での所管が厚労省から内閣府に変わったというだけのあれですか。それ以外にも変わったところがありますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 岸本委員のおっしゃるとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 内閣総理大臣という文言が入っただけなのかな。ちょっと参考までに。今回、条例の一部改正ですから、少し関連をしてお伺いしたいと思うのですが、福祉保健の概要の中では、家庭的保育事業というのは、どこに当たるのかな。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 福祉保健の概要がありましたら、お開きいただきたいのですが、ページ数でいうと5—2です。

(「委員長、ちょっと休憩をお願いします」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時17分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時17分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 5—2にあるというのだけでも、地域型保育事業の一覧があれですか、これは家庭的保育事業というのは小規模保育事業のことですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 家庭的保育事業というのは4つに分類分けされておまして、小規模保育事業、これはうちの宜野湾市にもあります。あと、事業所内保育事業、これもございます。あと2つは、宜野湾市にはないのですが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、これは宜野湾市には存在しませんので、福祉保健の概要には記載はないのですが、家庭的保育事業としていいますと、小規模と事業所内保育事業が、それに該当するということになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは何か議案のタイトルを見ると、宜野湾市家庭的保育事業等と書いてあるのですが、家庭的保育はないと、それに該当する部分はないと。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 そうです。その家庭的保育事業はなくて、等のところで小規模保育事業と事業所内保育事業等が含まれているという形でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明もなかったもので、例えばこの小規模の部分というのは、ゼロ歳から2歳、この福祉保健の概要には書いてあって、預かる人数も制限があるわけですがけれども、ここではA型とか、B型とかとあるみたいですがけれども、連携施設というか、3歳になると、どこかの保育園に行かないといけない、移らないといけない、自分で探さないといけないとか、実態はどんなふうに今なっているのですか。近所の認可保育園も入れるようになるとか、枠がちゃんとあるとかというふうなことになるのか、実態的にはどういうふうになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 小規模保育事業のほうは、確かに対象外ではゼロ歳児から2歳児までの受入れとなっております。また、定員は1施設当たり19名ぐらいというところでございます。ゼロ歳から入って2歳以上は卒園という形ですが、その後の行き先、連携先と私たちは言っているのですが、それは園のほうで連携先施設として3歳児以上の保育を行う保育施設が宜野湾市内に結構ありますので、そのほうと事前に連携提携を結んでいて、卒園児の受入れをお願いしてございます。

ただし、入ったお子さんの保護者は、連携先に行きたいと思っても、連携先のほうで、もう既に埋まっている可能性もありまして、その際には、また入れなくて、ほかの連携先へ移っていくというところもございます。

連携先は空いているのですけれども、保護者が、ここには預けたくないという意向もあって、少しかみ合わないミスマッチも実際現象として起きているところです。

市としては、なるべく小規模保育事業者として連携先がしっかり希望どおりに受け入れられるような受皿を確保してほしいという要望はあるのですけれども、また連携先のほうもゼロ歳児から2歳児まで受け持ったりしてしまして、新たに外から入ってくると、そこら辺全て希望どおり受け入れられるような体制は、まだ取られてはいないのですけれども、大体収まっていて、少しあふれる部分については、保護者が、連携先とは別な園に行きたいとか、あとは近くのほかの園に収まるような形で、全く行き場がないというような子は出ていないという状況になっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それは安心しました。一時期、将来のことが心配だという声がいっぱい聞こえてきましたし、小規模の先生方からも、そういう声はありましたので、そこは今、連携施設というか、そこを選ぶ、選ばないは別としても、入れないと、認可保育園には入所できないのだということはないということで理解してよろしいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、事業所内保育というのがあるではないですか。そこというのは、15番目のほいくえんそーれ！は、たしかしのめこども園の保育士さんの子供を預かるところで、その空きを今度また市民にというのが、うちの孫はそこに入ることがあるものですから、見ると、事業所内保育園をやっているから、その職員が優先して入るところという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 そうです。事業所内保育は、主にその事業所の福利厚生の一環として、入っている職員さんのお子さんを預かるのをメインとしておりますが、やはり地域の枠も設けてほしいということで、こちらをお願いしております、それで地域枠も設ける形になっていますので、そこに入所されているという形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは定員が19名で、保育士さんというのは、結構人数いらっしゃると思うのですけれども、ちょうど入所するような、そういう保育士さんの子供だったりというふうなことが条件なのかなと。また、たまたま要するに預けないと、どうしても仕事ができないというふうなことで、そういうふうなことになると思うのですけれども、そうであるならば、もっと何か実情は増えてこないといけないのではないかなというふうにも思ったりするのですけれども、そういうものは、ほかには、もうこれ以上、市内の認定こども園であるとか、認可保育園であるとか、そういう計画みたいなものはないという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 この事業所内保育事業は、企業が従業員の安定した雇用環境をつくるために整えるという保育制度でございます。今までは、この2園以外に、それを使いたいという声は寄せられていなかったのですけれども、現在、西普天間跡地につくられている琉大病院、まだ計画段階ではあるのですけれども、病院の希望で、病院で働く先生、看護師さん向けで考えているのですけれども、事業所内保育をやりたいというお声が今来ておりますので、恐らく令和7年1月の開院に向けて、少しそこは出てくるのかなと思っています。私どもで今把握しているものとしてはございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。ありがとうございます。

要は、今回の条例改正というのは、こども家庭庁の所管の名称が変わったり、厚労省のほうから内閣ですか、そこに移管をしたので、それに伴う条例改正になるということなののですけれども、この小規模家庭的な保育とかという部分というのは、従来の認可保育園よりも後にできた制度ですよね。子ども・子育て支援法ができたときにスタートしたような記憶なののですけれども、そういう認識で大丈夫ですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 従来はゼロ歳児から5歳児というところが、大体保育園としての認識だったのですけれども、全国的に待機児童の問題が顕在化してきて、ゼロ歳児から2歳児の受入れ先がないというところでしたので、それに対応するために平成27年度ぐらいから小規模保育事業制度が国としてかかげて、全国各地で展開されているところになっております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点だけ確認させてください。今回の条例改正は、施行日は公布の日から施行される。実際の施行年月日が令和5年4月1日になっていますよね。これは12月議会で上程されるというのは、どういういきさつなのですか。もうちょっと早くできなかったのか、その辺の動きを少し確認させてください。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 今回の条例提案のタイミングとしてなのですけれども、国の省令は4月1日から施行でございますので、早ければ6月もしくは9月というところのタイミングもあったのですけれども、今回内容的にすぐに改正してもしなくても解釈でいけるなということがひとつありまして、それと、次の議案に波及するのですが、こども家庭庁の設置に伴って、ほかの省令が出てくるとそこで把握しておりまして、それで議会のほうに毎回直近あげるというところ、基本的にはあるのですけれども、影響的に宜野湾市としてそこまで出ないというところがありましたから、事務の負担と議案をまとめて上げたほうが合理的ではないかという判断の下で、他のこういった軽微な変更、形式的な変更をまとめて12月議会が適切ではないかというところで今回出しているところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 僕の受けた感じでは、あくまでもこれは形式的なものであるもので、調整とか、いろいろな状況を見るのではなくて、すぐにあげてもよかったのではないかなというのがあるのですけれども、いろいろ行政の事情を聞きましたけれども、今後に関しては、やはり素早く行政は動くべきだと思うので、逆にこれは幾ら形式的で、条文でも公布の日からやるというものであったにしろ、遡って例えば変更解釈なのでというふうな話もありますけれども、やはりそれは早急にその都度、その都度議会でやるべきだというふうに私は考えますので、その辺は今後またよろしくお願いします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 山城委員のおっしゃるように、こちらはその都度、国のほうから通知がありましたときにタイミングを見て上程していきたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしく申し上げます。これは4月にこども家庭庁が発足して役割の再編に基づいて厚生労働省から内閣府のほうに移管したということですので、主な狙いみたいなもの、おぼろげながら理解しているつもりなのですけれども、詳しく御説明をお願いしたい。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 こども家庭庁ができた経緯なのですけれども、こども家庭庁ができる前までは、保育の事業については厚生労働省、そしてあと教育の部分に関しては文部科学省の所管でございました。今回認定こども園等の教育と保育が一緒になった施設が、待機児童対策が平成27年度ごろから出てきていて、その部分で両省庁にまたがる部分がありまして、お互いの調整機能がたまにバッティングしてしまう件があったようです。

それで、国のほうから子ども・子育ての体制を整える指令塔となる省庁をつくる必要があるという目的の下で、こども家庭庁の組織を内閣府の中につくるというところで、今回は総理大臣の下でつくるということで設置されております。全てこども家庭庁に集まるのではなく調整して、現時点では保育とか、それぞれの部分で、今度はこども家庭庁に関するということで、すみ分けはされているというところでございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第81号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時32分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時34分）

【議題】

議案第82号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第82号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第82号についての説明をお願いします。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 とても難しい内容がいっぱい書かれているのかなと思って、2点ほど確認だけさせてください。

一番見やすいのが、皆さんが作った資料だと思っています。その資料の2番の改正の必要性、国の定める内閣府令等の施行により、本市の関係条例の改正の必要性が生じたため。この内閣府令等という意味と、先ほど議案第81号にありました、国の省令というのが、2つ同じような名前のものが出てきている、国と内閣府の違いをちょっと教えてほしいと思います。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 内閣府令は、内閣府のほうで、今回こども家庭庁を内閣府の中に設置してございますので、こども家庭庁が各自治体に対して府令として出すものについては、内閣府令という文言を使って出してございます。

一方、国の省令と私たちは言ったりするのですが、省令は従来の厚生労働省、文科省とか、そういう省が出しているもの、内閣府もしくは各省庁によって言い方が違うということでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今の話からいくと、規則みたいなものということになるのでしょうか。もう一つだけ確認させてください。特定教育という言葉が、ちょっと出てきています。少し説明を受けたいと思っています。特定保育という部分で、少し分かりやすく教えていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 これは保育の無償化事業というものが、令和元年度から行われております。保育の無償化というところについては、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯については、保育料が無償になっております。

3歳児から5歳児にかけては全て、非課税世帯とか問わず課税世帯についても無償化になります。その制度が取り入れられたのは令和元年になっております。

その令和元年の際に、今の保育の無償化を受ける施設として、子ども・子育て支援法で各自治体が、この施設に対して、この施設は無償化を受けられるように確認をする必要がありますということが明確にうたわれております。無償化を受けることができる保育施設として市が認定をするようなイメージでよろしいかと思いますが、そのために、それが法律として必要になっております。

従来は、無償化の前までは、保育施設は認可をしていました。認可については、沖縄県が認可したりする部分と市町村が認可する施設がそれぞれあって、それは従来どおり認可しておったのですが、この無償化の制度が令和元年度から入ってきまして、認可した施設に対して、また改めて無償化施設について確認する必要があるというところが法律でうたわれたものであります。

この2段階でやっているのですが、確認をした施設というのは、教育・保育施設という前に特定という言葉がついて特定教育・保育施設ということで呼んでおります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。あと、1点だけ。皆さんの資料の最後の3ページの参考条例の抜粋の真ん中あたりに認定こども園又は幼稚園に限るところ、これは両方で特定教育・保育施設として受けることができるということになるのですか。幼稚園に限るところが、なぜ幼稚園に限りるとこだわったと言ったらおかしいのですが、決めたのかなというところも。すみません。少し分からないところなので、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 この第6条の条文については、抜粋してございますので、第2項、特定教育・保育施設の認定こども園、また幼稚園に入るというところになっているのですが、これは2行目にあるのですが、第19条の第1号に掲げる子供の受入れ先として設定しております。

それで、第1号といいますと、3歳以上のお子さんで、幼稚園、もしくは認定こども園に預けたいというところ限定されてまいります。それで、認定こども園、幼稚園に限っております。

また、別段の、ちょっとここは抜粋していないのですが、別の条では、パターン、第2号、第3号の部分については、表記がありまして、その部分では認定こども園と認可保育園の部分についても言及しているところがあります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。先ほど次長の説明で、これに該当する保育事業所が本市にはないという御説明があったかと思いますが、ない理由としてどのようなことが想定されて、本市には存在しないと考えているのか。

それから、今後当分、保育事業所が市内に設置される可能性はあるかないか、その辺ちょっと見通しがあればお願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○**こども政策係長** 先ほど説明の中で特別利用教育の説明をしましたけれども、これが宜野湾市内では、そういう事例は出ていないというところでありました。特別利用教育のほうについては、3歳児、4歳児、5歳児の子で、認定こども園等に通っているお子さん、幼稚園のほうに特別に通ってもらおうというところの言葉としてあります。特別利用教育です。

それが宜野湾市では、現在幼稚園のほうの枠の認定こども園の3歳児、4歳児、5歳児はどちらかという余裕があって運営している状況でありまして、認定こども園に行きたい2号の子供というのは、そのまま幼稚園に行かずに収まっている状況です。恐らくなのですが、県外の事例として多分あるのではないかなと思うのですが、認定こども園の受皿もいっぱいになってしまっている、希望するのだけれども、入り切れない。そのため、このまま宙ぶらりんになるわけにはいかないから、幼稚園のほうで特別に受け入れるというケースが県外のほうでありますので、そういったときには、この状況に適応してやっていくというところだと思います。現時点では、宜野湾市のほうでは、そういう事例もないですし、今のところは、少し余裕も両方ともある中で、まだしばらく適用はないのかなと思っています。

○**伊佐哲雄 委員** 分かりました。

○**伊佐文貴 委員長** 座間味万佳委員。

○**座間味万佳 委員** 教えてほしいところがあるのですが、資料の2ページの下段の(3)なのですが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進とあるのですが、それがどういったものなのかというのを教えていただいていいですか。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策係長。

○**こども政策係長** これは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という名称で、通称認定こども園法と言われている法律です。これは認定こども園というのは、従来の保育所と幼稚園の機能をハイブリットにして、質の高い保育・教育の環境をつくるというもので、現在宜野湾市には12の施設がありますけれども、その法律の設置根拠の法律となっております。

今回その業務の中で、認可をする際に、認定こども園の認可は都道府県で通常は行うのですが、中核市と指定都市のほうが、県ではなくて自分たちでできる権限を持っています。法律の中では、認可した後に県のほうに報告みたいにする必要があったのですが、それが不要ないというところで、大本の法律が改正されまして、それに伴って条ずれがおきて、それに合わせて市の条例も適用する部分の条ずれにあわせて直していくということになっております。

○**伊佐文貴 委員長** 座間味万佳委員。

○**座間味万佳 委員** 分かりました。私の勉強不足なのですが、宜野湾市は中核市になるのですか。ただ、条文が削除されたから上に繰り上げたというだけという認識でよろしいでしょうか。

(何事かいう者あり)

○**座間味万佳 委員** ありがとうございます。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** よろしくお願ひいたします。この条例の基準を定める改正というものは、今回宜野湾市のほうでも保育園がこども園に移行していくという施設が12施設、保育園がこども園に移行しているということですね。

さらにまた、保育の無償化をうたいながら、3歳児から5歳児までの保育園、こども園を利用している無償化で、この認定こども園に子供たちがいるということの、そういう細やかな条例を作成していくということだと私は認識しているのですが、そういったパターンの、今回宜野湾市のほうでも公立幼稚園が認定こども園に移行するという前準備の基準を踏まえた条例をつくっていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 今回改正の理由としては、国のほうで全国の認定こども園、保育所、小規模保育所、家庭のも含めて、その基準を定めていた、厚労省がこども家庭庁のほうに移ったりしてしまっていて、こども家庭庁が設置されたことによって、基準の部分については、少し整理する部分も出ていますので、それを整理したのになっております。全国一律に行っていて、この国の基準に沿って各自治体の条例も参酌して定めるようにという法律の明記があるものですから、各自治体同じように体制を整備しているところでございます。

委員がおっしゃいました、今後の公立幼稚園の認定こども園化については、これは宜野湾市の独自の流れとして進めて、特にこの条例に関連した部分ではなくて、全国的な保育園と教育施設の基準が変わったものですから、それに合わせて宜野湾市も条例を整えているというところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 それでは、国の基準、今度こども家庭庁が、この国の基準を定めるということで、この条例の改正という形の内容ということで理解してよろしいわけですか。

○こども政策係長 はい。

○屋良千枝美 委員 そしてさらに、この沖縄というのは、独自の幼稚園教育の歴史的なものがありますよね。そういう中身を、やはり沖縄の認定こども園、幼稚園への移行というのは、幼稚園からこども園に移行するというのは、これは沖縄独自の取組、また宜野湾市主体の取組ということで理解してよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 公立幼稚園についてですが、沖縄は県外、本土のほうとは、ちょっと経過が変わっておりまして、学校に併設する形でつくられていった経緯があります。それは県外とは違うのですけれども、県内は大体それでつくられていて、県内はほぼ公立幼稚園を認定こども園に移行していくという流れをつくっています。それによって、やはり学校に併設している幼稚園も、また受け皿を多くすることで、利用者の利便性が高くなるという視点から行っているのですけれども、これは沖縄の事情をうまく活用した事案になっていて、宜野湾市もそれを進めているところで図っているものであります。

今回の法律改正は、そういうこととはちょっと別の流れでございまして、統一基準、もちろんこれは公立の認定こども園に適用されていくのですけれども、それがあって、うちの公立幼稚園の認定こども園化への影響とかは特に出てこなくて、それはそれで別物として、それぞれ進めていくというところでございます。

○屋良千枝美 委員 分かりました。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時59分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時59分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時59分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時35分)

【議題】

請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時36分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時38分)

○伊佐文貴 委員長 請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願を議題といたします。

本件の参考人として、親川千秋氏、仲地里美氏、井口智恵氏、上原恵氏に御出席いただいております。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの御質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。

○親川千秋 参考人 皆さん、こんにちは。

○伊佐文貴 委員長 すみません。

○親川千秋 参考人 ごめんなさい。

○伊佐文貴 委員長 挙手でお願いします。親川参考人。

○親川千秋 参考人 議員の皆さん、こんにちは。まず、自己紹介からさせていただきます。

私は、沖縄県教職員組合中頭支部で役員をしております親川と申します。隣にるのが、同じく役員をしています仲地です。後列の先生方は、こちらは沖縄市立島袋小学校で養護教諭をなさっている井口先生、それからお隣は宜野湾市立大謝名小学校で養護教諭をしている上原先生、そして今日は傍聴人として宜野湾市立普天間小学校で養護教諭をなさっている宮國先生も同席させさせていただきます。

それでは、早速ですが、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、私たち教職員が望むことですね、お手元に請願書はありますか。1番、県教育委員会が業務削減を推進しているなか、働き方改革の観点から、「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないでほしい。

2、学校は教育の場であって、安全性に疑問がある薬品を使用する医療行為を学校で行わせないでほしいということをお願いしたいと思います。

その理由としては、学校現場は、昨年度から新聞でも報道されているように、すごく多忙で、先生方が疲弊しています。例えば英語、道徳の教科化、GIGAスクールにおけるパソコンの研修、このような業務が増える一方で教職員の先生方は不足しています。それで、学校内でその不足を補っています。例えば専科の先生が学級担任をしたり、教科外の指導をしたりする場合があります。お休みした先生のところには空き時間の先生があてがわれるというようなことがあります。そういうことで、学校ではほんと一息つく暇もない。

今年度は、担任不在をなくすために、これまで行われていた県独自の少人数編成35人学級、35人以下学級というのが編成できなくて、40人近い子供たちを見ている学校もあります。この中で、先生方の学校で担う役割は多様化、複雑化していて、本当に先生方は疲弊しています。15年連続、沖縄県は病休率がワーストです。

そういう中で宜野湾市では、市内の小学校にフッ化物洗口を保護者に代わって教職員に実施させてほしいということがありました。現場からは、働き方に逆行しているのではないかという声が上がっていますので。フッ化物洗口をするとすると、どういう仕事があるのかということを考えたときに、担任は準備、配布、児童生徒の健康観察、実施後の体調の変化、変容が見られる児童への対応とか、責任、それから考えられるだけでも相当の時間と精神的にも疲労を生み出すということが予想されます。

先生方、本来ならば授業が、子供たちとの対応や授業をしっかり見ていくことが先生方の業務であるにもかかわらず、こういうところで疲弊するというのは、どうなのかというところがあります。またさらに、養護教諭の先生方についても、コロナは終わってしまいましたが、インフルエンザもはやったりする中、健康相談、健康診断、けがの対応、除去食、アレルギー対応、ケース会議など業務が増えています。

その中で、さらにフッ化物に係る業務も対応するとすると、本来、保健室を利用する児童生徒への対応ができないということが考えられます。また、フッ素は専門家の中でも安全性について賛否あるものです。そ

のような薬物を学校で取り扱うことについて、教職員として疑問や不安を感じる先生方も多い中、また責任を持って実行するということは絶対にできないということの声も上がっています。

このようなことは、やはり口腔の専門である歯科医院で対応できるようにしてほしいというのが願いです。それに伴って行政は保護者に、歯医者に行きやすい環境をつくってほしいなというところが、やはり必要なのではないかと考えています。将来にわたって歯を大切にするには、一番大切なのは何だと考えたときに、教職員としては、やはり8020、歯を磨くというのが一番ではないかと、そういう習慣をつけることが私たちは教育として必要である。保健教育に力を入れるべきではないかなと考えています。

以上のことで、フッ化物洗口を学校現場で教職員に行わせないことを求めたいと考えております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 それでは、請願第4号に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 お忙しい中、ありがとうございます。先日、大謝名小学校のほうに行って、実際にフッ化物洗口の視察のほうをさせていただいたのですが、以前に教職員に対しての説明、あと保護者にも一応あったというふうにお聞きしているのですが、そのときの説明というのは、どういうふうなものだったのかということをお聞きしてもいいですか。学校側から教職員に対して、先生方に負担がかかっているということだったので、学校側からどういうふうな説明があって、それを受けて先生方は、どういうふうな感じを受けたのかということをお聞きしていただいてもよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 教職員のほうには、委託医である神下先生のほうから、このような形で実施するというのを、夏休みの期間中に1時間ほど講話と実施についての説明を受けました。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 それはどういった、具体的に作業のフローであったり、あと注意点であったりとか、先生方に対して、こうしてほしいというような具体的な説明とかがあったのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 前回まで実施していたものを、職員に向けてお話をしたのですが、初めてやる職員も多いので、実感として、まだ分からないというところがほとんどの先生方だったのではないかなと思います。先生方の中には各家庭で実施してほしい、フッ素キットのようなものを週1でやりたいというところがあれば、親が見ているところでやってほしいとか、地域のほうで取組としてできないかとか、それこそ家庭への周知や説明会をもっとやって各家庭に配布して実施してほしいということで、学校のほうでやるというのは躊躇している職員のほうが多かったです。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 少し私のほうから皆さんのほうに質問なのですが、そもそもこのフッ化物洗口をする理由は、皆さん分かっているのだと思ってはいるのですが、そのフッ化物洗口に対して反対なのか。先生たちの、先ほどから言っている、教職員の負担軽減をしたいから、フッ化物洗口に対しての、いろいろと意見が出ているのかということなのかもしれませんが、どちらなのか、聞きたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 正直に言ったら、やはり先ほどもお話ししたように賛否ある、このフッ化物に対して、納得いかないのに、私たちが実際にフッ化物洗口をやるというのは怖いなというのはあります。もし子供に何かあったら、もう教壇に立てないぐらいな感覚でいるのですね。ですが、以前の議会でも上げた、3年前ですかね、私の前の役員が上げたときにも、このフッ化物洗口を学校でやらないというところで議会上げたのですけれども、不採択になりました。

こうやって進められていく中では、どんなふうにしたら止められるのだろうって本当に考えるのです。そんなときに、考えたときに、今、先生方の、教職員の働き方改革というところで、先生方が本当に疲弊していて、休職も多いという中で、このような業務を入れてくるということに対して、やはりそこを、先生方を疲弊させないでという思いが、今はとても強いです。

なので、請願にもあったのですけれども、もしやりたい方がいるのであれば、これは学校でやることなく、ほかのところで行政とともに、プロの歯医者さんと考えていただきたいというのが今の考えになります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 そのフッ化物に対しては、国も県も、いろいろと必要だというものが出ている状況ではあると思っているのですよ。先ほども座間味委員からあったように、先日、私たちも学校に出向いて、皆さんが来られるということも含めて、本当にどういう取組が学校でなされているのかということも、実際現場を見てきました。

朝早くから、先ほど言ったように、養護教諭の先生も動き回って、大謝名小学校の学校歯科医の神下先生のほうも作業しているのもずっと遠目で見ながら、今、皆さんがおっしゃるように、本当にその業務に対して負担があるのかどうか。また、フッ化物洗口というものが、実際子供たちにどれぐらい、どういうふうな形で教室の中でされている、準備から片づけまで、私たちも実際口にして、フッ化物洗口を同じようにぶくぶくをしてきた状況です。

1つ聞きたいのですけれども、皆さんがこのフッ化物洗口の現場を見られたのか、そのフッ化物洗口の味見をしたことがあるのかということちょっと聞きたいのですよ。大謝名小学校もコロナが明けて最近からスタートしたと。2回目という話もちょっと聞いたのですけれども、校長先生もおっしゃっていました。実際に練習も、教職員と一緒に、生徒も一緒に自ら練習、水を口に含みながら、フッ化物の練習もしてきたのだと。先生たちも一緒になって、今いうマニュアルっていいですか、動きなども練習してきたのだと。本当に私たちが伺ったときも、子供が半分飲んだと、飲んでしまったという話も出ていました。そういう部分もしっかりと僕たちは見て、今日皆さんが来られるということに、いろいろと私たちも考えるべきだということで、今お話を聞いている状況です。

皆さんは、どれぐらい、今回のフッ化物洗口の部分で見られたり、体験されたり、この請願するに当たった状況だとかというのを分かっているのかなということちょっと聞きたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 実際に見に行ったということはありません。ですが、大謝名小学校に説明会があるということで、聞きに行きたいということで連絡を取りました。まず、どんな話をするのか、どういうことが行われるのかということ、まずは先生、神下先生から聞きたいということだったので、学校側

は教育委員会がオーケーだったらいいですよと言われたのですが、教育委員会に連絡したところ、外部者は入ってはいけないということで、お断りされたのです。だから、見ることもできないのかということで、ちょっとそこは見られなかったのは本当に残念だなというところです。

仲地さんのほうが、このいろいろな情報を知らないときに、御自分のお子さんのフッ化物洗口をやったことがあると言っていました。やはりテレビや新聞などで、このフッ化物洗口はいいのだって、すごい啓蒙をされているので、保護者は、これを疑いなく、やはりやるわけです。そうすると、歯医者さんが大丈夫っておっしゃると、やはり保護者もいいのではないかと感じて疑いなくやるのですよ。だけれども、こちらの役員として、こちらに来て、フッ化物の勉強をしたときに、自分の子供にはさせられないと、はっきりおっしゃっていました。

このような自分の子供にはさせられないという保護者が何人かいると思うのですよ。本当にいいものだったら全員が賛成してやる。でも、やはり懸念されるよねという親御さんはいたと思います。聞いているところでは、全員がこれをやろうという意思表示をしたとは、意思表示をしたとは聞いていないので、そこら辺が本当に怖いというか、保護者もやはり自分の子供にはさせられないというところだなというのをとても感じています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 井口参考人。

○井口智恵 参考人 すみません。先ほど直接やったかというところでは、私もやっていないのですけれども、養護教諭のメンバーにアンケートを取ってやった際に、自分のお子さんが歯医者さんに行ったときに勧められてやったのだけれども、苦くて気持ち悪いということで戻したりということがあって、自分の子供にはできない。自分の子供にさせたくないものを学校の目の前に子供たちにさせないといけないのかという、そういうところのわだかまりというか、そういう気持ちもあるのですよ。

先ほど県も国も奨励しているということがありましたけれども、全部が奨励しているわけではなくて、歯医者さんの中にも、やはりこれは好ましくないという声を上げる方もいらっしゃるのです。資料の中にフッ素ジャーナルというものがあるかと思うのですけれども、その中の先生も、これはよくないということもありました。

ただ、沖縄県が、これを推奨したいってなることを挙げているのかもしれないのですけれども、それをなぜ学校で全体集団でやらないといけないのかというところが、私たちのほうとしては懸念しています。というのは、賛否両論あるもの、本当にいいというものだったら、もしかしたら考えるかもしれないですけども、ただ学校は教育の場ですので、薬剤を使ってやるというところのリスクがすごく大きい。なので、養護教諭としては、いろいろな面で、いろいろな子供たちがいますので、体質の子が。その子たち、朝の大切な時間帯に、そういうことをすることがすごく懸念があるというところです。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 最後です。皆さんいろいろな説明だとか、いろいろ意見を聞きたいと思いますけれども、とても今日皆さん請願に来られるということで、僕たちもいろいろと勉強もしながら、皆さんのいろいろな説明を聞きながらお互い話ができるかなと思ったのですけれども、現場も行ったこともなければ、味見もしたことがないというところからして、とても僕は今がっかりしています。

というのは、いろいろと現場を見る中で、そういう請願を上げながら、これはこういうふうな形ではないですかというのであれば、私は、それがやはり請願ではないかなと思ってはいますけれども、そういうふうな皆さんのアンケートだとか、意見だったりとか、一部の方たちの意見を聞きながら請願されているというところと、やはり私たちのほうとしても、これにはやはりいろいろな思いがあるのだろうということで、この間、大謝名小学校にお邪魔して、いろいろな状況も現場でされているものも見た中では、皆さんが請願を上げているぐらいのものなのかなと。それぐらい問題点とされるものなのかなというところが私の最後の意見です。とてもがっかりしています。そこら辺は、僕としても、もう少し……。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時59分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時59分）

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 屋良と申します。よろしくお願いいたします。今日はお忙しい中、ありがとうございました。

先ほど説明の中でありましたように、学校現場はかなり多忙であるということでした。久しぶりに学校のほうに伺って、今回はフッ化物洗口の視察ということで伺いましたが、やはり朝の会の大事な時間ではあったのですが、それが木曜日の週1回だけでも、フッ化物洗口ということですが、この中で朝の会、要するに担任の先生は、子供たちの健康管理や子供たちの様子を見ていけないといけないというのがあります。この朝の会の重要性というのは少しお話ししていただけないでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 うちの学校は、不登校も登校渋りも遅刻も多い状況です。また、この間視察されていた間にも、見えないところ、玄関ではSSW、私とか、一部担任が子供たちの様子を見ながら、必要なところで、また保健室で預かったりとか、SSWが迎えに行ったりだとか、お昼前まで不登校の子がいます。遅刻してくる子がいる状況です。

朝の健康観察というのは、とても大事な時間で、全体で確認して状況をつかむのは、この時間しかありません。遅刻してくる子、渋る子の対応をしながら、朝の健康観察は必ずやってねって先生方には念を押してやってもらっているんで、その時間を割きながら、15分から30分までの間にフッ化物洗口を済ませて、1校時が8時30分からスタートするのです。それで、理科だとか、音楽だったり、体育の授業に向かうときは間に合わない状況が発生していますので、朝の健康観察をできないまま、それをやってしまうという状況もあります。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 学級担任を私やっていたことがあるのですがけれども、やはりそういった渋る子は、どうしても学級を持っていると、たくさんの子供たちを、まずは朝の会に向かってということをしてないと、集団を何とかしないといけないので、その渋る子1人に対応って、なかなかできないのですが、そこは養護の先生たちとか、先ほど出たように支援の先生たちをお願いをしている部分で、でも少しでも時間ができれば、すぐにでも保健室に顔を見に、今日は来たのだねというぐらいは行きたい気持ちもあって、その時

間すら行けないぐらいの時間、だけれども、それでも何とか時間をつくって、その子のためにとって一声かけてということも学級担任は誰しもが思っていると思うので、やはり何かがそこに入ってくるとなると、それもできない。では、渋りの子は、そこで担任の顔を見られない。やはりつらい思いして、そのまま帰ってしまうということも経験があるので、ぜひその時間は、とても大切にしたいなという思いがあります。

○伊佐文貴 委員長 井口参考人。

○井口智恵 参考人 安全面からも朝の健康観察は大切です。今日来ていない。でも、もしかしたら家から出ているかもしれないけれども、学校に到着していないという場合もあるということで、それで確実に朝の健康観察をして、来ていない場合、欠席届が出ていない場合は必ず確認しますというところで、安全面のほうからもすごく大切な時間です。これも知っていただきたいです。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 朝、学校に向かうところからもう始まっています。例えば不登校児がいましたら、朝の訪問に行きます。今日は行けそうねって聞いて、行けなければ、ではまた明日頑張ろうねということで、声をかけて学校に向かう。そして、学校に入ったら、子供たち、朝玄関のほうで、おはようって顔を見て、声をかける先生方もいます。そして、教室に上がると、子供たちはランドセルからいろいろなものを出して、例えば宿題を出す、点検するものを出す、提出物を出す、それをチェックするのです。

コロナ禍だったら、コロナ禍の健康診断を、今日の体温は幾らかというのを出したりして、それを丸つけるのから始まり、隙間時間で私たちは宿題も見ないといけなくて、家庭学習、誰が出したかって、係りが広げて出して、丸つけてくれたそばで、さっと丸つけしたり、時間があればコメントを書くのです、朝でも。そういうことをやりながら子供たちとも会話しないといけなくて、いけないというわけではないですけども、会話したいので、一人一人回って、昨日どうだったのとか言いながらコミュニケーションを取る。なぜ朝やるかといったら、昼できないのですよ。10分間の休み時間ではトイレに行ったり、次の授業の準備をしたりするので、子供たちの会話はなかなかできない。

本当に申し訳ないのですけれども、先生、下で印刷してくるからごめんね、ちょっと待っててねというような状況の中、準備をしながらやっているというところで、朝はとても大切なのです。気分が悪いってなると、やはり子供を連れて保健室に行って、また保護者に電話を入れてとか、また朝、保護者から連絡が入ったりするのですよ。教室にいるけれども、下に降りて保護者の対応をするということもあります。本当に朝って1日の中で一番忙しいって私はとても思っているのです。いろいろなことが重なって、それを全部こなしていくというのが、朝の感じなので、ここにフッ化物洗口が入るとなると、先生方の準備、子供たちのコップを並べたり何したりというのが、もう考えただけでも、すごく大変だろうなというのは予想されます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。朝の大変忙しい時間、朝はとても大切、子供たちとの関わりで大切だということが分かりました。学校現場に視察に行ったときに、年配の先生が朝の会に必ず読み聞かせをして、学校をスタートするというのがあったのです。これもすてきな指導だなというのを思ったのですが、そういう形で、朝の大切さというのは理解できました。

それから、最後のほうに、この子供たちの一番大切なのは8020だということをおっしゃっています。歯を磨く習慣というものは、保健教育の中で一番大切ではないかなと思いますが、私も学校現場で、できれば朝の指導をしてほしいと思うのですが、そういう形で学校現場では、そういう子供たちに、やはり給食を食べたら歯磨きをするという指導はできそうでしょうか。どういうふうに考えておりますか。私は、フッ化物洗口は一時的なものかもしれないが、歯磨き指導は一生続くものですから、基礎となる小学校のうちから学校現場でも歯を磨くという習慣づけをつけたほうがいいのではないかなとすごく感じているものですから、そういう面ではどういうお考えをお持ちでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 井口参考人。

○井口智恵 参考人 ありがとうございます。やはり給食後、給食だけに限らず食後の歯磨きということが一番子供たちの生涯にわたっての歯の健康に大切なことということで、どの学校も歯磨き指導に関してはやっています。

ただ、学校の実態で、水道の蛇口が少ないとか、学校の状況によってはできない学校もありますけれども、週時程の中に歯磨きというのが入っている学校もあります。なので、一番望ましいのは給食後の歯磨きなのですけれども、それが設備的に厳しい場合は、ぶくぶくうがいでもいいからねというようなことも話しています。ただ、とにかく歯磨きが一番大切ということは年間を通して、また毎年6月の行事のときには、子供たちにも指導していますので、やはり学校としては、この歯の教育をして、自分の体は自分で守るという意識を持たせることが一番大切です。

だから、ほかのもので、誰かがやってあげるということをすると、子供たちは、フッ化物洗口したから磨かなくていいやという意識を持つことも懸念されます。実際、本土のほうで実施している学校のほうも、それがあって、逆に虫歯が増えた。それで、フッ化物洗口が中止になったという、秋田の例も挙げられています。なので、本当に教育というのが学校でやるべきことなので、それを進めています。以上です。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 私も大謝名小学校のほうに視察に行ったわけですが、タイムを計りながら、準備に3分、ぶくぶくに1分、大体5分ぐらいで終わっていたと思うのですけれども、僕が見に行ったところが1年生の教室で、遅刻をして、ランドセルを置いていたところの教室でした。週に1回、木曜日の朝5分間、その前の準備で、神下先生がやっている現場を見たのですけれども、週に1回やるのが、これからの子供たちの人生に大きく、よい波及効果が出ると思うのです。

それを大謝名小学校の中で、3クラスの中でやっているというのは、要望というか、お願いなのですけれども、次世代を担う子供たちに、大変素晴らしいことを、誇りを持ってやっているということ、プライドを持って、クリアできるものはクリアして、そして子供たちの成果のグラフも見ました。虫歯がない子、治療して直った子、そしてヒアリングの中でも歯科医師の先生と校長先生と教頭先生からお話を聞いたわけですが、那覇、久米島、そして新潟県でも、すごい成果が出ているという話もありました。

これから先、一気に全県に広がるとかではないと思うのですけれども、大謝名でやっていることが、来年、再来年で分かるはずはないと思うのですけれども、こういった、インターネットでもフッ化物洗口の効果、成果とかは、調べることは誰でもできますので、永久歯が生える、10歳、12歳のときから毎年毎年コー

ディングが効果を出して、穴が空かないような硬い歯を形成するということは、将来的には成人病とか、高齢者という、そこに大きな効果、絶大なる効果が出ると思いますので、どうか提案になりますけれども、誇りを持って教職員に、これから先、研究を重ねて、よいところは抽出しながら、賛同する方向に持っていただきたいというのが、要望がてら……。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後5時11分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後5時11分）

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 だから、教職員の負担軽減ということを何か叫ばれているような感じもしますがけれども、それと学校教育現場であるから、これは教育現場で行うべきではないとか言っていますけれども、ここ最近、困窮世帯とか、子どもの居場所とか、そういったところで私も見学、体験もしていますけれども、一旦リセットして、その習慣というのができないわけですね、歯は大事だよと教えても。この教育現場にやるのが、家に帰っても、親の指導、教育をやっていなければ、また同じことで、歯ブラシとか、そういったことが、歯を大事にするということを忘れてしまうと思うのです。それを学校現場でやることによって、この子供たちの歯を守ることができると思いますので、教育現場で、こういった形は、どうかこういうのは実施して……。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後5時12分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後5時12分）

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 先ほどは提案、要望になったことをおわびして、皆さんからの意見を頂戴したいと思います。私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今日はどうもありがとうございます。私のほうで、ちょっと何点か確認させていただきたいと思います。

まず、ちょっと参考にしたいので、沖縄教職員組合というのは、先生方の加入率は、どれぐらいの先生方が、皆さん加入して、そういう団体なのか、少し参考に教えてもらえますか。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 今、加入率というか、加入率は、はっきりとは出せていません。なぜなら、データとしては、本務の先生方が何名、中頭に何名いらっしゃる、組合員は何名であるというのは、本務の方は分かるのですが、再雇用とか、臨任とかというものの全体像が分からないのです。データがないのです。なので、本務の率からいけば39%ぐらいにはなります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 それでは、請願書の中身から少し確認させてください。記の部分、請願の2番です。皆さんの文章には、安全性に疑問がある薬品を使用する医療行為、このフッ化物洗口を学校現場では医療行為と先ほどからお話も出ていますが、医療行為であるという根拠について、ちょっと見解を教えてくださいませんか。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 今、保健室では、子供たちに対して飲み薬とか、そういうものを与えない、そういうような薬品を使わないような傾向があります。その中で、このフッ化物というものは、やはり薬品であるという認識があるので、それを子供たちに実際に使わせるということが、医療行為につながるのではないかと考えています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、これは専門家の見解ではなくて、これは沖教組さんの、今おっしゃった、薬品を扱うということで、沖教組さんの見解ということで私は理解してよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 すみません、フッ素問題ジャーナルという9ページにあるのですが、9ページの下の方です。質問5ではということなのですが、違法ではないって判断だったけれども、その後の国会の答弁で、それを否定する内容があったということで、「歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い」が正しく、教職員など無資格者が調剤を行うことは薬剤師法違反となるというふうに出ています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 でも、この文章では、教職員の調剤ですよ、その文章で間違いはないですよ、今説明したのは。一番上のほうに答弁によって教職員の調剤を違法であると、教職員のということですか、今の説明は。要はなぜ医療行為って断言できるかというのを、ちょっと根拠を知りたいのですよ。

実はいろいろ調べていく中で、厚労省の見解も含めて、例えば専門学会、日本衛生口腔学会とか、そういったいろいろ専門的なところ、国も含めて、これは医療行為ではないというような、我々はその説明をお伺いしました。

だから、そこで皆さんが、学校現場ではフッ化物洗口することは医療行為であるという根拠が、ちょっと我々が聞いたのと違っているものですから、ちょっと納得する説明をしてほしいなど。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 すみません。その下にも詳しく書かれているのですが。その下の学校の教職員が洗口液を作ることはもちろん違反だが、ボトルから紙コップに移す行為も計量に相当し違反になるということもあります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは誰の見解なのですか、この文章は。

○仲地里美 参考人 国会の答弁では。あと、2019年4月2日に厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長発の文章です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、皆さんの見解は、この文章を基に、国が医療行為であるというふうな、我々はそれを認識してよろしいですか、正式な答弁として。今この文章だと、正しいかどうか、ちょっと分からないのですね。要するに国会で答弁されたかどうかというのも、ちょっと確認ができないものですから。

今、皆さんの説明では、こういうことがあったから、医療行為であるというふうに今説明されて、我々はそう理解してよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 今この資料から言ってもらったのですけれども、やはり何かの資料として根拠と言われると、今この資料しか持っていないのですけれども、医療行為でないということが、やはり何か薬剤を使うという部分では、医療行為というところを、やはり考えるところで、そこに特化するというよりも、やはり安全性に疑問がある薬品を使うというところが、やはり心配なところであります。医療行為というところ、すみません。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 分かりました。医療行為に関しては、ちょっとこれは後で訂正するのだったら、これは違うよって、後で訂正してほしいのですけれども、ちょっと僕も事実関係は分かりませんから、フッ素問題ジャーナルのやつは。

今、安全性にというお話がありましたよね。この安全性に、このフッ化物洗口は非常に危険であるとか、そういった根拠の話をしますけれども、その見解というのは、どこから皆さん、その事例、あるいはどこかで事故があったとか、その辺について、ちょっと安全性に非常に問題があるという点を少し説明お願いします。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 同じ資料なのですが、フッ素問題ジャーナルというところの10ページから、洗口のときの事故、海外でもあるし、また11ページでは、日本でも。あとは12ページにも急性中毒の実例と中毒量ということでされています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは事故があったのは多分事実だと思うのですけれども、このフッ化物との関連性が実証されたということで我々認識してよろしいですか。この件数ありますよね。これがフッ化物によって亡くなったという、しっかりとした検証がされている案件なのか、ちょっと確認させてください。要するにフッ化物との因果関係ですね。これがしっかり医学的に実証されて、これがフッ化物の影響で人が亡くなっていますよというふうな、これはアメリカもそうですけれども、それはしっかり担保されているのか、ちょっと確認させてください。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 フッ化物のせいであるということは、確かにきちんと書かれていないのですけれども、そこでフッ化物を使っただけで、その後の子供たちの変化だったとかしているの、それもある要因の一因ではないかというのは、やはりあるのですね。そうすると、私たちは、こういうものを読んだときに、先生方もそうなのでも、やはりちょっと怖いよねって思いがあるのですよ。それを私たちが、もし先生方がやるとして、保護者は、先生方もみんな100%大丈夫というところでさせているのですよねっていうふうに保護

者は捉えがち。でも、私たちの中では、やはり全員が全員、安全性、大丈夫って思ってやっているわけではない。なので、そこの先生方の精神的な負担というところでは、すごい大きいのではないかなというのがあります。

もしこれで何かしら事故が起きました。でも、フッ化物として、フッ化物洗口やったからということで、立証されなかったとしても、フッ化物洗口をさせた私は子供に安全面を確保できなかった。この子の親御さんにも申し訳ないし、次、教壇に立つときに、もう二度とやりたくないって思うと思うのです。その辺の精神的な負担というところを考えたときに、本当にそれを誰が責任を取るのだろうか。もしかしたら、この事例のように亡くなったりしたら、この先生は先生を続けるだろうか。人の生死が、このプリントに書かれているというのを見たときに、本当にさせられるかっていったら、やはり怖くてできないのですよ。死んでいるのですよね。亡くなっている。これを見た。これを先生方全員読んだら、一体どうだろうか。保護者も、この資料を見たら、どう思うだろうか。私は、この資料をもし保護者が目を通したときに、先生方、やるって言ったではないですか、反対されたときに、何も言えないなって、私がさせてしまった。そういうのを考えると、もう本当に私はやりたくないのですけれども、させられているのですよって言うのかな、何て言うのだろうかという、本当に思うのです。本当にすみません。感情的になってしまっているのですけれども、この一生、先生の心に残るというのは事実になるし、子供たちも傷つく、親も傷つくだろうなというのが本当に思われる事例がたくさん載っているなというのがあります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 いま一度検討を願いたいことは、集団予防接種というのが、やはり学校で行われていたという、以前あったと思うのです。私も子供のとき、何も疑いもなく、親も多分そうだと思いますけれども、でもそれがなくなった経緯は何なのかというところをしっかりと考えていただきたいなというところもあります。やはり学校で集団で行うということが、やはり間違いだったということでなくなったのではないかなと思うので、そこは考えていただきたいです。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の集団の予防接種にちょっと論点がずれるから少し話は戻さないといけないのですが、先生の思いは非常によく分かります。

ただ、私が確認したかったのは、この案件がしっかりとこのフッ化物に対してのその因果関係が実証されているのであれば、これは100%ではないではないですか。先生がおっしゃっているのは、可能性がある、起因の可能性があるということ、それをちょっと確認したかったです。

それで、先ほど学校現場で親御さんの賛否があるということで、我々が校長先生にちょっと聴取したときに、やはり親御さんたちの説明会も開いて、前回もそうですけれども、強制的にはやっていない。要は親の同意の下でやっていて、今回も9割ちょっとぐらいの実施率、その中身は、例えばアレルギーだったり、親御さんが、いや、フッ化物洗口は嫌だよという状況は、これは正しいですか。要は強制的に、集団ですから、賛否があるにもかかわらず、その嫌がっている人を、いや、いや、やりなさいって言っている状況があるのか。それだったら、校長先生が言っていること、また違ってくるのですよ。そういったのはどうですか。要するに強制的にさせられているかいけないかです。親の同意もしっかり得ていると我々は聞いているのですけれども、それに対してのちょっと見解を。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 校長先生と面会させていただきました。そのときには80%はやりたいということで20%は水でとか、やらないとかというのがあるというのは聞いています。無理やりさせられているわけではありません、保護者に対しては。

でも、先生方がやるというところでは、やはりこの2枚目、今日渡した資料の中でも出ているのですけれども、必要なら家庭で行ってほしいという意見が出ているのです。これは実施したフッ化物洗口実施後の先生方の意見ということで、昨日、大謝名小学校の先生方にちょっと声かけて、どなたかいろいろと聞いて、お一人にお願いして、ファクスをして、聞き取りみたいなのをやってもらえませんかということで、これは何名が答えたかは書かれていなかったもので、複数、何名なのか分かりませんが、この先生方の意見の3番のところの下に必要ななら家庭で行ってほしいというのが、やはりあるのです。ということは、やはり学校ではやりたくないという見解、先生方を持っているということは出ているのかなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 あと、ちょっと文章内にフッ化物洗口を実施することによって、中段のほうなのですが、子ども、児童生徒への対応の責任というところが、文言があります。我々が学校現場の校長先生と神下先生も含めて実際その辺り聞いた話では、しっかりと教員に対しての説明と、あとPTAに対して説明も、責任の所在というのは、一切教育委員会が担っていくと。我々の議会の中でも、実際議場の中で、正式な答弁として、教育長が責任の所在は教育委員会であるというふうなお話をされていたのですけれども、これは先生方は理解していないということではよろしいのですか。要するに責任を感じている。フッ化物洗口するに当たって、その辺がちょっと我々とは乖離があるかなと、ちょっと今思っているのですけれども、要はこれを行うことによっての責任は全部教育委員会がしっかり担っていくよというふうに聞いているのですね、実際。その辺はどんなのですか。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 教育委員会が言う責任というのは、どういうものなのか、私はよく分かっていません。どういう責任なのかということを知りたかったのですけれども、そのことについては、教育委員会と話したときにお答えしていませんでした。多分保護者への説明だったり、責任を取ってお辞めになるとか、そういうところなのかなと思いますが、そういう問題ではないのですね、私たちが思うのは。

先ほども述べましたが、精神的な、保護者、子供に対して、教師として、さっきジャーナルであったようなことが起こったときに、本当に子供が亡くなったときの責任って本当に取れるだろうかと。病院に行ったときに、この子がもし何かしら体に異常があって、この子が健康体ではなくなったときの責任って、では誰が取るのだろうと。こういうのはお金の問題とかでもないし、辞めて済むような問題でもないし、こういう結果が出ているのに本当に心の底から、ではやろうって言えないところですよ。そのところの責任はどうなのだろうかと、とても感じるところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、親川参考人がおっしゃったように、例えばメキシコで亡くなった状況というのは、絶対あってはならない状況ですよ。皆さんの、この参考事例はありましたけれども、私が調べた範囲では、一番長いところは、新潟県では40年ぐらいやっているのです。日本全国で今、そのフッ化物洗口という

のは各地方公共団体が推奨しながら少しずつ広まっているのですが、調べた中で、フッ化物洗口起因による事故とか、死亡事例とか、全く探せないのですよ、全く。

例えばこのフッ化物洗口によって起因して、こういうことになって死んでしまったとか、例えば健康被害があったとかという事例が、普通だったら、何か問題があるのであれば、どこかしらで、これだけの長い年月やっていますから、どこかであるのではないかなという観点で探してもないのですよ。それは皆さん、例えば本当にこの因果関係もしっかり立証されていて、日本のどこかで、フッ化物洗口でこうなっているよという事例であつたら教えてもらいたいのですよ。そういったのはありますか。僕、探してもないのですよ、どんなに探しても。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 このフッ素問題ジャーナルに挙げられているもので、一応確認はしているところです。これはやはり研究している方が、実際に研究の結果、それから調査の結果を出しているものだと思いますので、フッ素情報センター発というところのものであるというところで信頼できるものだと私たちは認識しています。これを学習して、今話をしているところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 親川参考人、先ほどこの案件に対しては、フッ化物との因果関係が実証されている案件はないっておっしゃっていましたが、それはそれで認識してよろしいのですか。要はこれがしっかりとフッ化物洗口によって、この事故が起きたよと。考えられる要因としての一因はあるっておっしゃっていましたが、これがしっかりとフッ化物洗口によってやられたというか、しっかりと因果関係が立証されたものはないですね、今の話から。さっきもそうおっしゃっていましたが、それでいいのですか。

○親川千秋 参考人 そうですね。

○山城康弘 委員 分かりました。最後にすみません。確認させてください、薬品を希釈することは医療行為であり、教職員が行うことではないと考えますという文章がありますよね。まず、これは文章が事実と反していることが、まずあります。前回のフッ化物洗口でも、教職員が希釈することは、まずなかったです。我々は前回も現場視察したのですけれども、あくまでも希釈するのは学校歯科医の方が希釈をしておりました。前回もですね。

今回に限っては、希釈もしていないのです。要は希釈されたフッ化物洗口水溶液を詰め直すぐらいなのです。ですから、ほかの文章は賛否あるとしても、ここの文章は全く事実と異なっているということに対してはどうですか。これは事実と異なることが書かれているのですよ。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 すみません。今、話をしているのは、大謝名小学校で希釈はしていないよというところで、希釈しているのではないかという書き方が事実ではないということですよね。

○山城康弘 委員 そうです。これは薬品を希釈することは医療行為であり、教職員が行うことではないと考えますとありますよね。今回水溶液になっている状況でも、もちろん論外なのですけれども、前回の3年前にやっているときでも、教職員が希釈しているという事実はないのですよ。ないのです。我々はもう現場を見えていますから。あくまでも養護教諭の先生は、そばで補助としてやっていて、神下先生が全部責任を持

って、そのフッ素の顆粒物もどこに保管しているのですかと聞いたら、学校には全く保管されていなかったのですよ。自分の歯科医院から当日使う分だけ持ってきてというのは3年前にやられています。

ですから、この文章は全く事実と異なっているのですけれども、先ほど棚原委員が言って、皆さん、現場の実施状況は見ていないということだったというのは、ちょっと残念という話をしていましたけれども、ですからまずその状況を把握されていないのではないかなって、これは誤解を呼ぶような文章ではないかなと思うのですけれども、この辺はどうですか。全く事実と異なっているのです、ここの部分は。ほかは賛否があるとしても、それについての。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 今回これを出すときに、まだ希釈するという情報が入っていない状態だったのかなと思います。以前、3年前も希釈していなかったっておっしゃっていたのですけれども……。

○山城康弘 委員 していないですよ。

○親川千秋 参考人 していないのですね。

○山城康弘 委員 はい。

○親川千秋 参考人 それは、ではここは……。

○山城康弘 委員 希釈は、先生はしていないです。

○親川千秋 参考人 先生方はしていないのですね。

○山城康弘 委員 していないです。それは我々ちゃんと確認して見えています。

○親川千秋 参考人 では、そこは取り下げたいと思います。

○山城康弘 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 2点ほど。意見交換会では中座したのですけれども、議会運営委員会があり、山城委員と私2人、抜けたのですけれども、私、2点ほど質疑させていただきます。

最初は、これは強制的なものではないですよ。要するに親御さんが、アレルギーとか、様々理由があって、それは親御さんが拒否をすればやらなくてもいいことなのですよと確認をしましたら、そうですということで、90%ぐらいですから、やっていないお子さんもいますよという話をしておりましたので、その承諾の取り方、今質疑するのは、学校では聞いていないのですけれども、その報告だけ校長先生からは聞いたのですけれども、要は承諾の取り方というか、親御さんに誓約書みたいところでやっているのか。その辺の、後で何かあったら困るからというふうなことで、学校側はどこまでやっているのかということ聞きそびれたのですけれども、それについては、親が連絡して、拒否すればやらなくてもいいということになっているのか。それとも先ほど言ったように強制的に、あの子がやっているから、やらないといけないという感じの雰囲気になっているのか、その辺がちょっと現場感覚としては、ちょっとそこは詳しく聞くことができなかったのですけれども、そこはどんなふうに。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 学校のほうでは、説明会は開いているのですが、100%、親御さんがそれに参加していたわけではありません。しかし、学校のほうからはお便りを出して、同意書ですね、子供たちの各家庭に同意

書を配って、やる、やらないということの調査をとって、うがいの子だけということで取りました、同意書として。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 フッ化物洗口をやる、やらないというのは、その親御さんの、いわゆる意思でできるということですね。分かりました。

聞こうとしていた医療行為は、先ほど詳しくやっていましたので、納得しました。

それとあと、1つだけ校長先生にぶつけたのですけれども、答えが返ってこなかった、大謝名小学校で先生方が反対をしていらっしゃる、そういう声や、そういう先生がいるのかいないのか、どのぐらいのパーセンテージなのかというふうなことは、それは請願者に聞いてくださいみたいなことで言っていましたけれども、そういうのは、先生方の同意も得ないでやっているのか。それから、大勢がこうだから、それに従うという、なし崩し的にそういうふうになっているのか。どんなふうに把握をされているのですか。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 学校のほうでは、フッ化物洗口を実施するということが、職員に知らされないまま、先に新聞報道が出たのです。そうすると、うちの職員がやりたくてやっているような雰囲気があると思われるのが職員の中では嫌だという人も多かったので、その辺は職員が賛成してやっているわけではありません。先ほどから働き方改革であるのですけれども、学校現場の状況からしても、教育課程の中にないフッ化物洗口を、学校でわざわざやらなくてもいいのではないかということがあります。

あと、先に新聞報道が出たので、フッ化物洗口をやるのと言っている間に、学校のほうで説明会はあったのですが、やはりやってみると実際厳しいところがあります。上のほうから言われているから、仕方なくやっているという意見は出ました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 沖教組として何か拒否していることを、嫌なことをさせられる。それと仕事、教師としての本来の仕事以外のことをさせられているということで、これは権利としては拒否することができるのか。それとも沖教組として提訴して先生方を守ろうという、そういう動きもあるのか。要は拒否するため、嫌な先生は、そういうことをやらなくてもいいという、これは法的にどうなのかという、そういうことをお聞きしたいのです。例えばこれは教育委員会から言われて学校長が、こういうふうにしてやりましょうという方針を決めました。実際には先生方が同意していないのにやらされるということは、どういうことなのかということで、皆さんとしては、やはり同僚を守ったり、教師の責任問題というのに発展しないようにするためには、そこは拒否できる、例えば何らかの形で止められるというふうな、そういう手段とかということも、皆さんは、ただお願いをする、教育委員会に対して申入れをするとか、請願を出すか、声で訴えるとかということだけしかできないのか。この辺のことですね。

だから、それは先生方としては、納得できないのは納得できないということで、言える場がないのかどうなのかというふうなことを、それを代わりに沖教組の役員の方々が代表で訴えている。だけれども、しかしこれが本当に解決策になるのかどうなのかというのは、例えば議会が、これは賛否が分かれて、それも議会の意思ですよということは、これは採決してみないと分からないわけですが、これが果たして教育委

員会を止める力になるかどうかというのも含めて、本来は権利として、先生方の一個人個人の、やはり権利として、どこまでそれを拒否することができるか。

これは何か今聞いていますと、本来の仕事ではないのに、それも拒否できないという、そういう説明だったように聞こえるのです。これって法的な措置も皆さんが取れるわけですか。最終的には、そういうふうなことをやらないと、これを拒否することはできないということなのか。

(「校務分掌……」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後5時44分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後5時44分)

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 法的にというところまでは、今のところは考えていません。ですが、働き方改革というところでは、やはり先生方の命を守るといのは組合の趣旨でありますので、先生方からの声を聞いて、何もしないというわけにはいかない、できるところまでは頑張っていこうというのはあります。

それで、今回、教育長に会いました。校長先生にも会いました。神下先生とも一応電話で話をして、学校から外されないかということで電話したときに、このフッ化物洗口を否定しているのではなくて、学校から外してほしいと。こういうことをお互いで腹を割って話せないかということで話をしたのです。それだったらお話できますということだったのですけれども、それからちょっとまだ連絡が取れていない状態です。なので、神下先生も学校の様子というのはお分かりなのかなというところで、今後、もしできたらお話しして、歯科医師に戻していく、戻していくという表現がいいのか分かりませんが、学校ではなくて、歯科医師にお願いします。そして、行政が、虫歯の多い子をどうにか保護者と連携して歯医者に連れていくというようなシステムをつくるのが一番ではないかなって。

学校が保護者を育てるということは、なかなか難しいです。保護者を育てるのは行政だったり、地域だったりするわけですね。その場合、やはり学校でフッ化物洗口をするとすると、保護者は安心して任せる。では、自分の子供に対する思いというのは、どこまでなのだろうって考えるわけです。そうすると、では将来、この子は本当に大切なものを学ばずに終わってしまうのかなというのも考えられますし、できたら、本当に貧困の子供たち、虫歯と貧困ってつながっていると、ちょっと思うところがあるのですね、教員生活を長くしていると。そうすると、虫歯から貧困まで見えてくるわけですから、行政と歯医者がつなぐと、行政がその見えない歯以外の貧困のところまでも把握できて、そこからどうやって子供たちを守っていくかというところまで進んでいくと思うのです。

これが今、大切なことだと思うのです。虫歯が一番ではなくて、貧困を支えていかないといけない、行政がって思うのですよ。もし貧困を支えて、親を支えたと、親は子供を見る余裕ができる。そうすると、では歯医者に行こうというようなシステムが構築されれば、歯医者だけでなく、子供に親の視線がいく、その余裕を保護者に持たせてもらいたいなというところで、その一歩として、今、何ができるかといったら、やはり学校に持ってこようとするフッ化物洗口を地域に戻し、行政に戻すというのが、そのきっかけの一つになるのかなというのと思っています。

これが一番、沖縄県は貧困世帯が多いというところを、どうやって行政は切り込むのだろうって思うのです。そのきっかけとしてフッ化物洗口が、やはり地域に戻ると、そういうところまで目が行き届き、親が元気になれば子供も元気になる。そしたら先生方も元気になる。やはり家庭を支えないといけないというのが学校の課題なのです。学校は家庭を支えているつもり。ところまでありますが、だけれども、支え切れない、裏の部分が见えない、保護者の生活まで、裏まで見られないので、それができるのは行政だけなのです。

その行政が、こういうところの1個のものですけれども、フッ化物洗口の1個のものなのだけれども、それを通して保護者を見ていくというところをやると、また日本は強い、子供たちが元気になる、家族も元気になるというようなところにつながっていくのではないかなって、今、夢の話をしているのですけれども、そういうところまで持っていければ強い宜野湾市というのができるのではないかなって個人的に思っています。すみません。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 上原参考人、校長先生から聞いた話とちょっと違ったから、教えていただきたいのですけれども、先ほどフッ化物洗口に関して新聞等で先生方が分かったと。僕らが聞いている話は、当初の新年度の計画の中に、毎週木曜日の朝は、その辺はちゃんと周知していましたと校長先生は言っていましたけれども、これは間違いですか。だから、木曜日の朝というのは、先生方は、要は、いつ実施してもいいように計画の中で、木曜日の午前中、朝は、そういった形の枠をつくって、ちゃんと先生方にやっていますよって話を校長は説明されたのです。今の話を聞いたら、先生方はみんな新聞で実施が分かって、相当どうなっているのとなっていたということなのですから、これはでは校長先生が言っていたことは違うことなのですか。

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 今回の再開に関しての話です。週時程に入れられていますが、これが再開するかどうか分からないのです。それを新聞で知って、あれってなって、それからどんどん、7月ぐらいから話が急に進んだので、現場が混乱したというところがあります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 要するにいつ頃から、今、教育委員会と話をしているけれども、前もって先生方に、大体この頃をめどに再開していきますよという話はなくて、再開するのを、校長先生たちの会議の中で知っているのではなくて、新聞だったからびっくりしたということですね。

○上原恵 参考人 今回の再開に関してですね。

○山城康弘 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 校長先生からお話があった、先生方の多忙というところについては、教職員の働き方改革ということで、新聞等でも取り上げられましたし、それと私たち議会の中でも一般質問等通して、教育委員会に対して、先生方の負担軽減というのは喫緊の課題だということで、多くの議員が取り上げて、改善に向けて努力してもらいたいということでやっております。

それで、フッ化物洗口についても、できれば、それぞれの家庭の中で、あるいは口腔衛生専門である歯科医の先生のところで、きちっと管理してくださいねというのが、それはごもつともなことで、これができれば、先生方に学校で、あえてフッ化物洗口を取り入れるということは、多分しなくていいと思うのですよ。全国的に虫歯罹患率というのは減少傾向ですが、ただ依然として沖縄県においては、全国でワースト、前に比べたら減ったとしても、全国で一番悪い状況だというふうなことも聞いております。

昨日の歯科医の先生、校長先生との話の中で、率だとか、あるいは何本だとか、虫歯の本数がというふうなところで見れば、確かに今申し上げたように下がっている。だけれども、中にはとんでもない状況まで来ている子も実際にいるのだというのは、家庭の事情、さっきおっしゃった、そういったものが大きく影響をしている。そういうふうな子がいるということも、また現実としてあるのであれば、例えばそういったのが沖縄県、あるいは宜野湾市だけではなくて、全国であるらしいですね、そういった子がいるというのは。

例えば北九州市というところが政令指定都市らしいのですけれども、そこは政令指定都市の中で一番悪い状況だというふうなことで、市を挙げて子供たちの口腔衛生の改善に向けて取組を今しているみたいです。それがやはり集団フッ化物洗口に取り組んでいるというようなことを聞いているのですけれども、先ほどからのお話では、それは悪というか、ぜひ学校ではやるべきではないというふうなお話があるのですけれども、全国では、例えば平成30年、ちょっと古いデータではあるのですけれども、これは厚労省が発表しているデータなのでも、各地でそういった取組を学校で集団フッ化物洗口をやって、例えば長崎県は、これで見ると100%なのです。新潟県がもう40年前から取り入れていて、その新潟県が95.5%、九州では佐賀県が98%、さっき言った長崎県が100%ということで、かなり高率で、ほとんどの学校でそれを実施しているというふうな状況があるのです。

懸念されることというのは、確かに先生おっしゃったような、医薬品、あるいは賛否あるとかというようなことは、理解というか、御心配は当然あるだろうなというふうな思いをしているわけですが、しかし全国で見ると、かなり高率、ほとんどの学校で実施している地域があるということを考えると、御心配はあったとしても、あるいは先生方の多忙というところは、別の切り口で何とか解決というか、改善されていくように我々としても、それは当然行政に働きかけをしなくてはいけない立場だと思っておりますが、その辺含めて、子供たちの今後100年人生と言われている昨今ですから、子供たちの歯の健康というのは、それ地域全体で、先生方を含めて、あるいは親御さんはもちろん、それは社会全体で守っていかなくてはならないものだとも私思うのです。先生方に押しつけるつもりも全くないのですけれども、ただできない家庭の子が現存するというふうなことに限っては、集団フッ化物洗口の事例というのは、各地であって、成果を上げているのですよ。成果が上がっているのですね。

そういったことが事例として実際に世の中にあるのですけれども、その辺のところについては、先生方はどのようにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後5時56分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後5時57分）

○伊佐哲雄 委員 ちょっと抽象的な話になってしまったのですが、例えば佐賀県における集団フッ化物洗口と虫歯の罹患状況の変化ということで、今、表を見ているのですが、さっき言った、佐賀県は今98.2%の学校で集団フッ化物洗口を実施しているというふうなことなのでは、過去、例えば平成15年からデータがあるのですが、2.4本だったらしいのです。それが、それを起点にフッ化物洗口を取り入れて、22.3%の学校で実施した。徐々に上がって行って、平成25年に100%の学校で実施をして、それで徐々に減って行って、令和元年で0.6本まで下がったという実績があるのです。先生方の御苦労というのは、全く関係ないというわけでは、もちろんありませんけれども、この学校で集団フッ化物洗口をすることによって、これが将来長い子供たちの歯の健康が守れるとすれば、何かを削ってでも、これをやるべきだろうと私個人的には思うのです。

何が何でもやってくださいというふうなことではなくて、先生方の負担軽減を図りながら、一方では、これは子供たちの将来に関わる事業なので、健康というのは、大切なことです。その辺のところについて、先生方の率直なお気持ちを聞いてみたいと思うのですが、いかがですか。

○伊佐文貴 委員長 井口参考人。

○井口智恵 参考人 もちろん、私たちも子供たちが生涯にかけて歯の健康、歯だけではなくて体の健康について大切ということは分かります。それでフッ化物洗口が優先されるのかとなると、私としては、フッ化物洗口よりもブラッシング、毎日の口腔ケアが一番だと思うのです。フッ化物洗口をしたからといって、必ずみんな虫歯がなくなるかというと、そうではないですね。逆にフッ化物洗口をすることによって、歯磨きがおろそかになるということが、とても懸念されます。

口腔の疾患というのは、虫歯だけではなくて、歯周病とか、歯周疾患、それも関わってきますので、これこそブラッシング、歯磨きのほうが一番いいので、とにかく子供たちに意識を持たせるところが一番重要だと思います。生涯にわたって。前に説明会の、歯医者さんのほうから、沖縄市なのでは、フッ化物洗口の説明があったときに、この説明してくださった先生のほうが、フッ化物洗口したからって、また虫歯にもなったりするよねというようなことをおっしゃったのです。では、何でやるのと思ったりしたのですが、本当に何を優先させるかといったら、子供たちに自分の体は自分で守るという意識を持たせることだと思うのです。それは教育なので、フッ化物洗口が、ここまで、こんなに優先されるべきことなのかなというのは、私の中では、とても疑問です。

先ほどからフッ化物洗口ですごく罹患率が減ったというデータがあるとおっしゃっていますが、日本の場合、歯磨き剤にフッ素が入っていますよね。なので、この歯磨き剤、フッ素入りの歯磨き剤を使ってフッ化物洗口をしたという、それによる効果というのは、実は7%ぐらいの上乗せで、そんな優位性はないというのが、海外のシステマティックレビューという世界でも最も信用できる報告書にあるようです。なので、どれをもって効果があるとおっしゃっているのかなというところは、ちょっと疑問があるということも、フッ素問題ジャーナルのほうにもありますので、やはり推進したい方は、いいところを言いますよね。だけれども、そうではない、ちゃんと調べて、こういう例もあるよというところの報告もありますので、そこら辺はちゃんと吟味されて考えてほしいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 とても歯は大事という思いはあります、私も。だけれども、この前ニュースで、4人に1人の子供が1日2食しか食べられないって、実際日本で、こんなことがあり得るのという、本当に身近にそういった子たちが学校の中にもいる。私も経験からして、給食をやたらとたくさんお代わりする子がいて、毎日同じ服を着ている子とか、経験したことはあるのですけれども、やはり歯も大事なのですから、ぜひ子供たちが将来に向けて夢を持って生きていくためにも、そういった貧困家庭のほうに予算を組んでいただきたいなという思いは強いです。

なぜかという、この前、教育長さんに会ってきました。教育委員会の方にお会いしたときに、これは予算を組んであるから、行わざるを得ないということで、何がいいからやっていこうか、子供たち、それよりも予算を組んであるからということを強くおっしゃっていたので、その予算をやはり私たちからしたら、毎日つらい思いをしている子供たち、歯ではないというところで、予算をぜひ使っていただきたいなと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、予算の話がありましたけれども、フッ化物洗口にかかる予算というのは、そんなに大きな予算ではないのですよ。

それと、子供たちの貧困というのは、これは全く別の問題でありまして、それは当然市としても、我々議会としても、これは大問題ですから、撲滅まではいかぬけれども、できないとは思いますが、その辺の子供たちの置かれている状況というのは、最優先に取り組まなければいけないと言うのは、私たちもそう思っているのですよ。それとフッ化物洗口は全く別物というか、違う次元だと思います。

今、教育委員会の方が、予算化されているから、やらざるを得ないというふうなことは、これは事実ですか。

○山城康弘 委員 信じられない。どの教育長ですか、信じられないのだけれども。

○伊佐哲雄 委員 私たちからすれば信じられない言葉なのですね。それは必要という認識の下に予算化しておりますし、そういった認識であるならば、ちょっとそれはまた別の話になりますけれども、大きな問題だと思います。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 そのとき、こういう話だったのです。新しいことをするというような認識に捉えられた感じがあるのです。私たちがそう発言したのかな。何か教育委員会としては、新しいことをするのではないよって、前から予算を立てられているものを、実際にする、中断したものをしていくのだというような話をしていました。意味は分かりますか。

(「全く違う」という者あり)

○親川千秋 参考人 私は、この仕事をして、まだ2年ちょっとなのですからけれども、前にフッ化物洗口が宜野湾市で立ち上がったというのは分かっていたのですけれども、今回この請願を上げたときに、なぜフッ化物洗口、今からやるのですかというようなことを話したときに、向こうの捉えとしては、新しいことをしているという感覚なのですかという感じだったのですよ。そうではないですよ。これは3年前から計画されていて、ちゃんと予算もつけられていて、新しいものではなくて、1回収まって、ごめんなさい。コロナでなくなって再開したという感覚なのですよというところの予算の話だったのです。だから、一応予算化されてい

るからやらないといけないというような認識を私たちは持っています、そういうふうな感じなのかなという捉えで、私たちは思っています。ですが、教育委員会は、そういう説明をしていましたというところですね。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 予算化されているから、それは当然やらなくてはいけないのですよ。だけれども、予算化されているから仕方なくやっているという、やらなくてはいけないという、また言い方をちょっと変えれば、全然話し方が、捉え方が変わってくるのですね。だから、仕方なくやっている、予算化されているから、消化するために仕方なくやっているというのと、予算化されているからやっている、予算化されたから当然やらなくてはいけないのですね、予算化されているのだから。しかし、捉え方によって、聞き方によっても変わるかもしれないけれども。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 ごめんなさい。仕方なくやっているというような発言をしたかというのは、ごめんなさい。よく私も覚えてはいませんが、こちらの認識としては、予算の話をするわけですね、やはり予算化されるとやらないといけないというような流れになっているのかなって思ってしまうというような発言だと思うのですよ。向こうが仕方なくって言ったかどうかは覚えていません。予算化されたとしても、やらないというのができないのですかというのも、思ったりしたのです。途中でやめる。それはやはりできないかなという感じだったので。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 予算審議のとき提案されて、私たち予算審議するのですけれども、必要だから予算化しているのですよ。必要という前提の下で予算化するのは当然ではないですか。だから、そういうふうな順番が入れ替わっているような話があるものですから、ちょっと理解できないなみたいなことで、今問いかけしたわけですが、その辺は御存じかと思うのですけれども、必要に応じて予算化をしている。お金が必要だから予算措置、こっちに回してください、これは予算なのです。以上です。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 すみません。自分の捉え方が、そういう言葉になってしまっていて、ちょっと撤回したいと思います。それで、やはり現場の声を聞いていただきたいという思いはあります。では、現場の声からしたら、やはり支援員さんが本当に学年に1人ずつとかでも、本当に足りないぐらいで、なので、ぜひそういった人を増やすというほうにお願いしたいと思います。すみません。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 先ほどのにちょっと戻るのですけれども、虫歯をなくするのが目的なのか、虫歯をなくそうとする態度を育てるのが目的なのかというところでは、やはり教員としては、虫歯をなくそうとする態度を育てるところに注目したいわけですね、これが教育だから。ですが、フッ化物洗口をやるとして、歯ブラシはずっと80歳まで、亡くなるまで続けられるものですけれども、フッ化物洗口は80歳までやるのかな。途中で切れますよね。

そしたら、この子たちの人生は、どういうふうになっていくのだろうか。歯ブラシをした人とフッ化物洗口で、今は虫歯がないけれども、フッ化物洗口が終わった後の子供の将来的なものというのを考えたとき

に、私たち教育者としては、やはりずっと自分の健康を考えられる人間を育てるのが教育なわけですよ。なので、そういうものであれば自信を持って、親にも歯ブラシさせるから持ってきてください。学校でもやりますという自信を持って、どの先生でもできると思うのです。そこに焦点を当てていただきたいという気持ちはあります。教育をさせてくださいというところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 親川参考人、ちょっと語弊があるので、少し説明させてください。フッ化物洗口は、ずっとやる必要は全くないのです。フッ化物洗口の、僕が勉強した中身というのは、要するに永久歯が生えてくる時期に、歯というのは非常に軟らかいんですね。そのときに酸とかで溶けやすいとか、虫歯になりやすい。その状況をフッ化物洗口によって歯を硬くする速度を早めていく予防法なのです。ですから、専門医によると、3年である程度できてくるということですから、要するに大人の歯は生えそろうたら、だんだん硬くなってくるのです。だから、軟らかい時期に予防しようというのが、このフッ化物洗口の一番の効果なのです。ですから、親川先生がおっしゃるように、例えば二十歳になっても、22歳になっても、ずっと続けないといけないかというと、そうではなくて、今の時期だから、その永久歯が生える時期、小学生ではないですか。その時期が大事ですよというのが、推奨の先生方たちの歯を硬くしていくよというのが、この目的だそうです。

○伊佐文貴 委員長 親川参考人。

○親川千秋 参考人 その目的はあると思います。それを学校では、教育ではないというところでは、やはり大切だと思う人物、プロがやる、保護者にちゃんと説明して、そこでやるというのがいいのかな。私たちは、やはり教育としては、自分の体を守る子供をつくるというところでは、これはそれに当てはまるかって考えたときに、やはり当てはまるとは、ちょっと思えないわけです。子供が自分の歯を守るといって、自分で病院に行ってフッ化物洗口するかといったら、それではなくて、子供が考えるのは、やはり歯ブラシして、きちんと御飯食べたら歯を磨くのだよ、寝る前は歯を磨くのだよというような、そういうものが定着することが、定着させることが、やはり教育だと思っているので、やるのが悪いということではなくて、このやるものを、フッ化物洗口をやるものを一旦歯医者とか、そういう自治体にお返しして、私たちは教育をさせてほしいなというところですね。すみません。ちょっと語弊があったのはすみませんでした。

○伊佐文貴 委員長 仲地参考人。

○仲地里美 参考人 先月、県の教育長が働き方改革ということで、メッセージを全県民に、沖縄県民にメッセージを直接訴えるということで、動画のほうも配信されたりしています。その中に、やはりこれまで行ってきた行事、課外活動など、それが膨れ上がることにより、教職員がゆとりを失い、肉体的にも精神的にも疲弊するのであれば、結果的に、それは子供たちのためにはならないという視点を持ち、これまでの教育活動を徹底的に見直し、教職員が勤務時間内にしっかりと子供たちと向き合い、教材研究ができるよう、実効性のある計画にする必要ですと全県民に訴えられています。それで、保護者、地域の理解ってあるのですが、これは教職員の働き方改革に向けての保護者への理解であると捉えていますので、考えていただきたいと思います。

(委員長、副委員長と交代)

○屋良千枝美 副委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 今日は、本当にいろいろとありがとうございました。先ほどから委員と参考人の話を聞いていて、もちろんフッ化物洗口の賛否と、一番の問題は先生の働き方、負担だということを今の説明で、親川参考人の説明で十分分かったのですけれども、私のほうから1点だけ。

実は昨日の視察に行ったときに、もちろんこの歯ブラシの話も出たのですよ。実は歯ブラシのほうが時間と負担がかかると、教える。フッ化物洗口はぶくぶくするだけ。歯ブラシの場合は、さっき後ろの参考人の方がおっしゃったのですけれども、まず場所もないし、それに並んで余計に時間がかかると、後ろで待つて。これのほうが先生たちの負担になりますよということは一応おっしゃっておりました。歯ブラシのことにしましてはですよ。歯ブラシを推奨するのであれば、どちらのほうが効率いいのですかという、一番どれが効果的なのですかという委員からの質疑だったのですね。神下先生がおっしゃったのが、一番は甘いものを食べるのをやめるか、もしくはフッ化物洗口のほうが一番効率いいです。それで、学校の校長と屋良千枝美委員でしたかね、質疑したときに、この歯ブラシの時間とあれがかるのですよ。実際にその設備も、蛇口もないし、そこで生徒たちが後ろに並ぶと、余計時間がかかって大変ですよというのはおっしゃっておいりました。

そこは教師の、先生方の負担という意味では、どちらも負担になるのかなというイメージはありますので、その辺をもう少しまた考えていただけたらと思います。私のほうからは以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○伊佐文貴 委員長 上原参考人。

○上原恵 参考人 11月に歯のことについて、全児童に対して私のほうからも保健指導を入れたのですけれども、歯磨き指導だったりとか、なぜ歯を磨くのかと話の中で、全児童に対して行いました。フッ化物洗口についての中で、子供たちが歯ブラシをしなくてフッ化物洗口をやるだけで虫歯がなくなるといったという子が、やはり何名も出てきたので、そこが駄目とかいうのではなくて、歯磨きを毎日食後にすることが大事だよという感じの、学級のみんなで私たちはすることができたのですね、担任も含め。だったので、学校でやるのは効率が悪いと言われるかもしれないのですけれども、私たちの本来の学校の保健教育の中では、歯ブラシを推進して健康な体づくりをするというのが目的なので、そこに対してはフッ化物洗口とは、また違う歯磨き指導というがあるので、それは御理解いただきたいなというところはあります。

○伊佐文貴 委員長 井口参考人。

○井口智恵 参考人 今のちょっと怖いなと思ったのが、効率的というところが、今の子供たち、簡単にやるほうに全部、簡単に簡単にというので、大事なものが何かというところが薄れていってしまうのですよ。だから、フッ化物洗口は、もちろんぶくぶくペーでいいかもしれない。簡単かもしれないのですけれども、歯磨きは時間がかかります。でも、それだけ大事なものというところを子供たちに教えるのが学校であり、教育機関です。だから、この部分というのは、時間はかかるのだけれども、自分の歯を守るためだよということを教えるところというのがとても大切ですので、これは続けていきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後6時20分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後6時25分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、月曜日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後6時26分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年12月11日（月）3日目

午前10時00分 開議

午後 4時43分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松 田 朝 仁
委員	山 城 康 弘
委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○紹介議員（0名）

○説明員（16名）

福祉推進部 福祉担当次長	島袋 喜美恵
障がい福祉課 課長	島 袋 尚
児童家庭課 児童家庭担当主幹	棚 原 佳 乃
健康推進部 次長	米 須 之 訓
介護長寿課 認定給付係長	喜舎場 健次
介護長寿課 認定給付担当主査	山 川 歩
健康増進課 課長	山 口 久美子
国民健康保険課 課長	香 月 直 子

福祉推進部 こども政策担当次長	浜 里 郁 子
児童家庭課 課長	玉 代 勢 桂
子育て支援課 課長	山 城 隼 人
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
介護長寿課 長寿支援係長	國 頭 陽 子
介護長寿課 長寿支援担当主査	西 英 理
健康増進課 健診指導係長	下 地 こずえ
国民健康保険課 保険税係長	川 満 勤 子

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐 直 樹
------	--------

○審査順序

陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

議案第83号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 7 6 号	令和 5 年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 4 号	令和 5 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 7 7 号	令和 5 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
請願第 1 号	沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願
請願第 3 号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願
請願第 4 号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願
請願第 5 号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
請願第 7 号	「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択を求める請願
陳情第 1 号	学校における子供の健全な育成を求める陳情
陳情第 5 号	母子生活支援施設設置について
陳情第 8 号	带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情
陳情第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し 1 8 歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

第454回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年12月11日（月）第3日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実についてを議題といたします。
質疑に入る前に事務局より陳情書の読み上げを行います。

（事務局読み上げ）

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置についてとあるのですけれども、県内では少ないから強化してくれ、配置についてということであると思うのですけれども、これってどこに配置する、どの部署に配置する専門職なののでしょうか、そこから御説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。コミュニティソーシャルワーカーに関することでございますが、コミュニティソーシャルワーカーについては、地域共同体のために働く、福祉のために働く職員という形になると思いますので、福祉総務課が地域福祉を担当しているというところから、福祉総務課のほう所管となることになります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これって資格的には国の資格ですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 コミュニティソーシャルワーカーという名称については、資格の名称ではございませんで、その働き方に関する役割の名称というふうに考えていただければよろしいかと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 どういう資格の人が、この任務というか、役割を担っていける方ですか。普通の一般職員でも公務員であればできるのかというところは。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 福祉の分野においては、主に社会福祉士が、このコミュニティソーシャルワーカーという役割の動きを行っている形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ここでは、県社協で言っている、この陳情の中では、配置職員の48%は複数業務を兼務しているとか、実態が書かれているのですけれども、それから60.7%が非正規雇用の方が担っているというふ

うな書き方をされていますけれども、宜野湾市はどんなふうになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 宜野湾市の実態としましては、市の福祉総務課内には、社会福祉士の、ちょっと呼び方は違うのですが、地域コーディネーターという言い方をしております、それを会計年度任用職員で1名配置しております。そこに所属する係長が兼任で地域福祉を行っているという形になっております。そして、市の社会福祉協議会のほうに地域福祉ネットワーク事業というのを委託しておりますけれども、そこで地域福祉コーディネーターの4名分の賃金を、その委託の中に含めておまして、また社会福祉協議会には正規職員を市のほうから補助を出して運用していますけれども、その中でも本職員が1名、地域福祉コーディネーターみたいな形の動きをなさっているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 県社協が、この事業の中で訴えている部分というのは、全県的に配置が少ないのではないかと、正規職員ではない方もいらっしゃるということで、そこを強化してくれと、配置についてはというふうなことでなっていると思うのですが、これって次長、CSWは社会福祉協議会にもいらっしゃるはずですし、それから最初の3行目に書いてあるのは、これは下の2番目の重層的支援体制整備事業で問題、相談を扱っていく部分になるわけですが、そうすると、ここというのは、この1番目のコミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置についてというのは、重層的支援体制整備を、こっち2番でもやってくれと、取り組んでくれということでなっているのですが、ここの部分の人材育成がないと、ここに移行できませんよという意味合いが、この陳情の中に含まれているのか、その辺御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 陳情者の趣旨を私が明確にこうですということはできませんけれども、確かにコミュニティソーシャルワーカーというのは、地域で問題を抱えた方を発見して、その福祉のために動く職員、また重層的支援体制整備事業については、地域福祉を中心として様々な福祉の分野を重ねていくためのものですので、関連しているとは言えると思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1番目も2番目も、これは令和5年度の中には生活困窮者自立支援法の強化についてもあったのですが、これは令和6年度の予算で上がってきました。入れ替わりというふうなことで、今回ないのですが、ここだけちょっと重層的、それから人材育成も、要はどういう実態なのかということが、宜野湾市ですね、どういう実態なのかということを見極めて初めて重層へ移行準備もできるし、何か決めてから、何が課題かなって見つけ始めるのは、私は逆だというふうに思っているのですが、生活困窮者自立支援法の中で、この法の中で、制度の中で、重層に移行するかしらないかというのは、中身をそこで、もう平成27年から取り組んでいて、コロナも経験をして、様々大変だったときも、担当部署によってはあったというふうに聞いているのですが、この中で、だから相談を受ける、断らない相談支援事業というのを宜野湾市でもやっているよねって、この間おっしゃっていましたが、だからこれについての体制を整えるというよりも、問題をどう解決していくかということが、そのニーズをどうするかということが、私は一番肝腎なポイントではないのかなというふうに思うのですが、だから実態をちゃんと把

握していないから移行準備もできませんと、そういう結論を出しているのではないかなというふうに思うのですけれども、那覇市と沖縄市と、それからうるま市については、この重層、人の人材育成も配置も含めて、これは移行準備を始めているということで、ホームページ等にも載っているのですけれども、宜野湾市がやらないのは何がネックになっているのか。それとも機が熟していないとか、職員の体制が、意識がまだ変わっていないからとか、その協議体そのものが検討会みたいなものを持っていないからという様々理由があると思うのですけれども、こういうコミュニティソーシャルワーカーも、そこでなくてはならない、そういう存在ではないのかなというふうに思っているので、県社協は、そういうことを陳情、各市町村に投げかけているのではないかなというふうに思うのですけれども、これについてはどのような御見解をお持ちですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 重層的支援体制整備事業に関しましては、これは社会福祉法に明記された事業名でございます。何のためにこの事業をするのかというのは、地域包括、包括的な支援体制整備をするために重層事業を使ってもいいよと。これはあくまでも任意事業でございますので、必ずしもこれをやりなさいというわけではないのですけれども、市町村の実態に応じて、そういう仕組みを使って、包括的な支援体制をつくっていいよというようなことが国から言われていることだと思っています。

私たちのほうは、令和4年度に福祉関係部署と、あと学校とか、そういったところが集まって、包括的な支援体制をつくるにはどうすればいいかという話を始めたところではあるのですけれども、なかなかポイントが見えなくて、テーマを絞らないとポイントが見えないというところもあって、今年度に関しては、ひきこもりが最近社会課題として浮かび上がっておりますので、そのひきこもりというのは、今までどこにもかからなかった、障害でもないし、高齢でもないし、児童でもないというところで、どこにも引っかからなかったところなのですけれども、そのキーワードを生活困窮者自立支援の制度を行っている生活福祉課というところがありますけれども、そこが中心となって、ひきこもりから見えてくる包括的な支援というのを、ちょっと勉強しようかというところで進めているところでございます。必ずしも重層を使うと決めているわけではなくて、そのために重層が、宜野湾市にとって効果的に使えるのだということが見えてきましたら、それを使いたいという形で考えておりますけれども、具体的にそれが宜野湾市にとって、いい効果を生むのかどうかというのは、ちょっと見えておりませんので、今後もまた継続して検討を続けていくという、そういう段階でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1つだけお聞きしたいのですけれども、なぜ那覇市とか、沖縄市とか、うるま市とか、あえてそこを目指していくかというものは、きっかけとか、エネルギーというのは把握していないですか。出ていませんか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 実は今年度に入って、沖縄市が支部を集めて、自分たちが、重層の移行準備事業というのですけれども、それを取り組んだ経過とかを話していただいたのですけれども、やはり今までの縦割りの中で救えなかったというか、救えなかったというわけではなくて、見逃してしまっていた問題があるのではないかとことを沖縄市のほうも感じていたのだと思います。

それで、あそこは3人の体制を、重層をするために正職員3名寄せてやっているところなのですけれども、

やはりなかなか重層の事業としての展開というのが、うまくいっているかどうかというのは、まだ見えないところがありますので、その辺、私たちもちょっと他市が先にやってくれているので、その重層として取り組んで、その包括的な支援体制ができたのかどうかというの、少し他市の状況を見つつやっていきたいなというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。県社協が、こういうことを取り上げて強化してくれとか、令和6年度でも、そういうことを言っている。去年度から重層が入ってきたのか。その前は、恐らく何年間か生活困窮者自立支援法の制度の強化をしてくれということで、もう一つ、次長、お伺いをしますけれども、例えば必須事業、生活困窮者支援事業で、制度の中で、必須は2つなのですけれども、これは法的にどうしても、全国どこの市町村でも取り組まないといけないという必須事業ですよ。

住居確保給付金、それと今言う相談支援というのが、2つはもう絶対外してはいけないよというようなところの法律の制度なのですけれども、これが延長線上に、法律は違うのですけれども、延長線上に、そういう地域共生社会の実現という、2040年に向けての国の制度が、いわゆる生活困窮者自立支援法ではできない部分を、この重層というか、包括的相談支援事業、これが重層の一番の取っかかりの初めの部分だと思うのです。

ここの部分の、これは言葉で一つ、一くくりにしていますけれども、要は取り組み方によっては、ここの部分が一番大事で、ここの部分が本当に強化されているか、人の配置もされているか、研修も受けているか、様々その中に、人材育成もされているかということで、一番だと思うのですけれども、要はこの法律、国は強化をしようと思って重層の法律をつくってきたのか。任意事業だから、別にこれはやってもやらなくてもいいのですよねという話を単に言っていましたけれども、これが、例えば沖縄市とか、うるま市、那覇市は、先に令和7年度からスタートするのだということで、移行準備をしていますけれども、うちは、これを見極めて、いいところは取り入れていこうということで、令和7年度からスタートしたら、恐らく準備移行で最低2年ぐらいかかると思うのです。

そうすると、2年ぐらい遅れてというふうな感覚で考えているのか。それとも沖縄市、うるま市、那覇市は、要は地域事情が、実態が、みんな違うわけだから。宜野湾市は宜野湾市のペースで、宜野湾市の方針でやっていけばいいのだという、そういう捉え方の。先ほど体制が整えられていないとか、まだ本題に入っていないというふうな感じの説明だったのですけれども、これって、それがいいのかどうなのかということも含めて、率直にお話できますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 国が重層的支援体制整備事業を打ち出してきたのは、やはり地域社会の形が、高齢とか、孤独とか、そういうふうに変ってきて、何かしら手を打たないといけないところで立ち上げた事業だと思いますけれども、ちょっと重層ということがピックアップされて、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、その事業に飛びついてやったところもあると思います。

ただ、今年度国が出してきた文章の中では、ちゃんと下地をつくらないまま事業に取り組むなど。そういったようなことも今年度は出しているのです。ということは、やはり他市町村でもやってはみたけれども、体制が整っていなかったから準備ができていなかったから、ちょっとうまくいっていないですよという

ところもあるのかもしれないなということを、その文章の中から見て感じました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それってやらなくて済む理由ではないと思うのです。要は実態をちゃんと把握して、アウトリーチをやらないと、今、任意事業で生活困窮者自立支援法の中では、やってもやらなくてもいいというのが、アウトリーチもありますよね。

この前、座間市に行ったときに、令和2年度から令和4年度までは、座間市では10分の10のアウトリーチの、国の、ということは、1円も自治体は出さなくていいわけですよ。今年から4分の3になっているということで説明していたのですけれども、うちは全くアウトリーチ、やっていないと。でも、話を聞いてみると、実態は、どうしてもやはり自宅まで行かないと聞けないような相談もありますから、行っていますよと。ちょっとそういうことも宜野湾市もやっていますよと。

ただ、そこが、体制がちゃんとできているのと、それからできていないところの違いというのは、どうしても差が出てくるのではないかなというふうに私は思うのですけれども、だから国がやらなくてもいいですよという、要するに最初に重層に乗っかることはやらなくても、宜野湾市の実態をちゃんと把握して、ひきこもりもどうなのかとか、それから様々そういう複雑な、複合的な相談が埋もれている、氷山の一角みたいになっていたら、そこはそれからやり始めたら、とても遅くなるというふうに思うのですよ。

救えた市民も救えなかったということも、反省的には、また出てくる可能性もあるので、だからそこら辺をもう少しスピードアップして、今、国がやろうとしていることが、本当に宜野湾市でも必要なのかどうなのかという見極めですね、ここは法律がどうのこうのというよりも、市民を救えるか、救えないかという観点から、僕は取り組むべきではないのかなというふうに思っていますのですけれども、どうですか、その点。間違っていますか、私が言っていることは。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 岸本委員がおっしゃるとおり、体制強化というのは非常に重要な問題だと思っています。アウトリーチに関しては、今の体制でやってはいるのですけれども、この事業を使って、人が増やせるとか、そういったことがあるのであれば、誰でもいいってわけではないのですけれども、そういう体制強化ができるということがありますので、そういったことに関しては、いろいろと前向きに検討していかないといけないなというふうに思っております。

○岸本一徳 委員 終わります。

○伊佐文貴 委員長 質疑をする際は、今、岸本委員さんがおっしゃったみたいに番号を言ってやったほうが、数が多いので、分かりやすいかなと思うので、番号を読み上げてから質疑に入ってください。お願いします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは社協にも配置されていらっしゃるということで、大事な役割だと思うのですけれども、介護の中の体制整備支援事業、地域支援事業、3款の中で、介護特会のですよ。ここでコーディネーター、第2層にはコーディネーターを配置しないといけないということで、この人は自分で何もかも、情報を集約して、結論を出していくのではなくて、市民のとか、関係者の意見をいっぱい出してもらって、その中からコーディネートしていくという、大事な、だから仕切り役ではなくて、この人は一生懸命、市民の意見とか、それから提案とかというのを、しっかり掘り起こしていくという作業ができる人がコーディネー

ターという、あれもこういう役目に似ている、地域の資源を開発していく、それから新たな市民の取組を発見していくとか、つくり上げていくとかという、そういう大事な役割だと思うのですけれども、そういう研修とかというのは、どこで、どんなふうにしてされていますか。

それとも現場の中で体験をしながら、ニーズに合った、そういうことをいろいろまた勉強、研修をしていくパターンなのか、その人を育てるための、また何かアドバイザーみたいな人がいて、こういう人たちの下で研修を受けていくのか。そこら辺のことをちょっと教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 岸本委員の御質疑にお答えします。確かに介護保険の分野からも社会福祉協議会のほうに2名、そういう役割の方を委託をお願いして、その第2層協議体の運営、あれは地域資源を開発するためのいろいろな情報を把握して、その主体をつなぐという、そういったこともやっていると思いますので、動き的には重なるところもあると思います。

福祉総務課のほうでやっている委託の中は、地域コーディネーターを4名配置しているのですけれども、この4名は地域の支え合い活動委員会と協力しながら、地域の困り事などを把握して、必要があれば個別支援も行うというようなことをやっていますので、向こうのこととの重なりがあると思います。

人材育成としての研修に関しましては、県社協は、この陳情書を出したところ県社協が母体となっているのですけれども、県社協のほうで多くの研修が組まれております。生活困窮者自立支援制度についてもそうですし、ひきこもりでもそうですし、テーマごとにこういう研修を組んで、また重層についても、重層の事業がどういう事業なのかというような研修も組みながら、それぞれ役所も受けますし、社協も受けるというような形で進めておりますので、研修に関しては進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 すみません。私のほうから3番の地域福祉関係予算の確保についてというところをちょっとお聞きしたいと思います。

後半のほうに「しかしながら」という部分であります。県内市町村社協の組織体制について書かれています。正規職員の割合が22.1、全国平均56.6って書かれています。現在、宜野湾市の体制というのはどのようなになっているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 宜野湾市の社会福祉協議会の体制ですけれども、今、正職員は13名おります。13名いて、特別な事業、貸付けの事業とか、あと愛育園の子供の療育事業とか、そういったところに直接関わっている。会計が別なのです。障害福祉のほうからお金が出たりとか、そういったところの会計が別の職員が4名おります。市からは、9名分の給与分ですね、市の職員に準じて補助金を出しております。

ちょっとその時々で、社会福祉協議会には、例えば今だったら貸付けに関する事業が増えたりとかありますので、簡単にパーセンテージでは、ちょっと話ができませんのですけれども、この21%というのは、宜野湾市の場合は、そんな少ない数字ではございません。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今のお話からすると、宜野湾市のほうは、少ない状況ではないというお話であります。ただ、やはりここに書かれているように、先ほどお話が島袋福祉担当次長のほうからもあったように、受託事業の

契約においても十分な人件費の確保が難しく、正規雇用で対応せざるを得ない状況だということがあると思います。

その後半にも、この方たちが私たちに何を伝えたいのか、皆さんに伝えたいのかというのが載っていると思うのですが、やはり社会福祉協議会の事業というのは、住民の福祉に直結している、非常に大事な事業を担っている方たちだと思っていますけれども、ただそれが委託する事業が減ってきたり、運営する補助金が減ってきたりというものが、実際年々を通して、コロナもあったと思いますけれども、上がっていないといけない部分が、逆に下がっていつている状況があるのか。そこをちょっと詳しく分かれば、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この補助金が下がってきている、もしくは受託事業が減っているというところも少し書かれているような気もするのですけれども、分かる範囲でいいので、少しお聞きしたいです。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 棚原委員の御質疑にお答えします。宜野湾市の社会福祉協議会に関しましては、先ほど人員体制について説明いたしましたけれども、正職員に関しては、市の職員と同等の給与水準で補助金を出しておりますので、それが何か劣っているとか、そういったことはございません。

あとは、委託事業に関しても専門職を雇用する必要がある委託事業の場合には、市の会計年度任用でも専門職員の給与の比較がありますけれども、その専門職員の給与でもって委託事業の予算を組んでおりますので、特にそれが少ないとか、その委託事業で仕事ができないとか、そういったことはないものだと思っております。

ただし、継続的な契約というのですか、それに関しては、ちょっと研究が必要だなと思っておりますので、これはネットワーク事業とかも単年度、単年度でやっていて、それを突然切るとか、私たちも必要があってお願いしているので、切るということはないのですけれども、その単年度事業、単年度契約というところの手法に関しては、何かしらの改善の余地があるのかどうかというのは少し考えていきたいなというふうに思います。以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 11番目と12番目、これって保育士さんが足りないことが原因で、待遇改善なんかも、宜野湾市も、やはりそれなりにやってはいるのだけれども、定員に対して、要は保育士さんがいないので、保育所に設置されている、本来これだけの人数を預かることができる、保育士がいたらできるというのが、この乖離が宜野湾市、何園でどのぐらいあるのですか。保育士が足りないということが、様々そういう宜野湾市の課題になっていると思うのですが、そこはどんなふうになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今年度当初に保育士が不足しているために待機児童が何名発生しているという状況調べがございました。たしか今年度最初ですと、保育士12名が不足しているということが報告ありましたので、130名余りの園児を預かることができなかったという形で報告を受けております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 待機児童というのは、国の基準の待機児童というのは何名をカウントしているのですか。30何名かでしたっけ。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 32名です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 多少1年間の間には、転入転出とか、様々そういうこともあつて、変化は多少していくのだろうなと思うのですけれども、なかなか途中で補充とかということも、子供たちも人間ですから、すぐに慣れるといっても慣れることもできないでしょうし、そういう部分というのは難しいところもありますよね。実情としてどうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こども政策課のほうで保育士確保に対しては日々連携を取って保育施策を進めているわけでありましたが、毎年度保育士確保のために10事業を行っております。その中で一日でも早く保育士確保に努めて、待機児童が少しでも減るような形で頑張っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 やはりネックは、保育士さんをどうやって採用していくか。皆さんがやれることは公立の宜野湾保育所、うなばら保育所にどれだけの保育士さんを新しく採用できるかというのは、全く今はあれですか、何年間はゼロとか、そんな感じですか。毎年保育士さんを雇って採用していますか、どんなですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 予算のほうで保育教諭の数に関しては、去年は採用が1人おりました。その前の年は2人おりました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 認定こども園もあるから、幼稚園の教師の免許と保育士の免許、両方持たれている方というのは結構いらっしゃるという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 おっしゃるとおり、認定こども園に関しては、保育教諭となっておりまして、保育士資格と幼稚園教諭の資格、両方必要となっております。今採用している正職員の方々は両方お持ちの保育教諭の方が全員おります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、保育所だけではなくて、幼稚園にも配置ができるということになるわけですよね。そうすると、幼稚園からも引き抜くことができるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 幼稚園教諭のほうでも、もし保育士資格をお持ちであれば、認定こども園に移行した場合は配置ができる、人事交流できる形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 皆さんの福祉推進部のほうで、例えば教育委員会の人材を借りてきて、要するに待機児童解消のためにやるということも、向こうは定数があるので、なかなかそういうことはできないかもしれませ

んけれども、市としては、対策としては、課題を解決するには、どちらを優先すべきだという部分では、市の職員だから、幼稚園の先生を民間保育園に配置するわけにはいかないから、そこら辺は今の私の提案は生きてこないですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 認定こども園に移行したとき、公立園であれば幼稚園教諭も異動で配置することはできますが、今、幼稚園教諭のほうも成り手が少ないということもありまして、あちらも人材不足ということもありますので、今現在は幼稚園のほうから保育所のほうにというのは、ちょっと今は考えておりません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この陳情からちょっと外れますけれども、今度の13兆円の補正予算、国の。可決されましたけれども、福祉推進部では1世帯7万円の年内支給できるかできないかという話も一般質問でも出てくるだろうと思うのですが、保育所に、今は1号とか、2号とか、3号とか、要するに申請をして、保育所に預けてもらう場合、仕事をしていたり、介護とか、看護とかという特別な事情があって、どうしても親が子供も見られないときというふうなのが、これまででしたけれども、今度の補正予算の関係で、こういうのが出てきているのですよ。こども誰でも通園制度、これは仮称ですけれども、150の自治体で手を挙げたらモデル事業として可能ですよ、できますよという、そういう予算の可決をしたのですけれども、これって今までの制度が、何か相当根底から崩れるのではないかなと思うのですけれども、これは来年度からは、こういうことが当たり前のように何か優先順位はまた皆さんでつけると思うのですけれども、この混乱というのはないのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 岸本委員おっしゃるこども誰でも通園制度というのがございます。これも国の肝煎りの政策ということで、今後進めていくという形になると思うのですが、今までのやはり常識ってあるのですけれども、保育が必要な子供を認定こども園とか、保育所に入れていたのですが、それが保育の必要にかかわらず受け入れる、誰でも幼稚園とか、認可保育園とか、受け入れる制度なのですから、やはりこれは今現在、待機児童の問題が、やはり私たちのほうにありますので、この待機児童の問題が解消されないと、こども誰でも通園制度はちょっと難しいのかなというふうに今は考えております。

でも、国のほうでもモデル事業として進めていくということもありますので、県内他市でも、今後ちょっと検討に入っていく感もあると思います。私たちも他市の状況を見比べながら、ちょっと今後こういった形でこの事業を取り入れていけるのかどうか、ちょっと検討していかないといけないかなとは思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 後でいいですけれども、法律が改正されたのか、制度自体が、運用が見直されて、そういうふう……。

○伊佐文貴 委員長 陳情書のなかから質疑をお願いします。

○岸本一徳 委員 後でまた教えてください。これだと、もっと保育士さんは必要になりますということではないですか。予算はつけたけれども、保育士がいなければ、受入れはできませんよと今説明で、そういうお話だったというふうに認識しておりますけれども、そういうことでしょうか。もう一度お伺いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** こども誰でも通園制度は進めていくタイプが2つあったと思うのですが、余剰型というのがあります。余裕があれば受け入れるという形の制度がありますので、これは今、活用は、ちょっとできるか分からないのですけれども、今は覚えていないのですけれども、2つ制度があったので、そこら辺確認していきたいと思います。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 終わりますけれども、恐らく県社協は、そこら辺まで情報として入っているの、こういうことを強化してくれということ言っているのかなという、意図もあるのかなと言うふうに思うのですけれども、やはり特効薬はないですね。保育士さん、幼稚園の先生方を育てる、たくさん生み出していく以外に解決方法はないわけですね。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 今、保育士の確保として、潜在保育士の確保とか、保育士の処遇を改善していくという形を進めておりますので、これで保育士の皆さん、保育士資格を持っている皆さんが、保育士の資格を生かした保育ができるような形で、少しでも応募してくれるような形を願っています。

○**伊佐文貴 委員長** 松田朝仁委員。

○**松田朝仁 委員** 1番の地域においては、8050問題等ということで、ちょっと確認をさせていただきますけれども、複合課題への対応について、本市の担当課も大変御尽力されていると思うのですけれども、この配置職員の48%は複数業務を兼任しており、非正規雇用が60.7%と中段にはあるわけですが、この本市の8050問題等の複合課題に対して、人材をもっと増やさないといけないという既存の制度では対応できないケースというのは、本市ではどのような状況であるのかを確認したいと思います。8050問題に対して専任職員が不足しているのか、今現状はどうなっているのかというのを確認させてください。

○**伊佐文貴 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 松田委員の御質疑にお答えいたします。8050問題は、今、社会課題として80代の親が50代の働かない子供を扶養しているみたいな、そういった問題が取り上げられていますけれども、地域社会にはあると思います。働かない子供がひきこもりなのか、どうなのかという理由にも、支援をするべきなのか、どうなのかってなるとも思いますけれども、例えば抱えている課題について、まずはアプローチ、見つけているのは、実際としては、地域包括支援センター、そこが高齢世帯の支援をしておりますので、高齢者の訪問に行ったら、そこに娘さんがいたとか、息子さんがいたとか、そういった形で実態が上がってくる場合があると思います。

そういうときには、事例としては、包括のほうから担当部署やら、社協やらのほうに相談が行って、そこから必要な支援箇所と連携しながら支援をしていくということをやっております。ですので、ひきこもりでしたら福祉総務課も関わってきますし、外に出ていないがために、社会との関わりが薄くなっているということでしたら、また地域のほうにお話が行くと思いますし、ごみ問題とかもあるのです。ごみ問題がある場合には、環境対策課との連携をしたりとか、そういった形で、今、担当がどこというわけではなくて、その世帯が抱えている問題を明らかにしながら、横の連携は今取っていますので、それでやっているような状況です。

ですので、8050問題が、どこの担当部署かとか、職員が少ないのかって言われると、それに直接お答えす

ることは、ちょっと厳しいと思いますが、出てきたら対応しているというような、そういった形になっております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今の答弁で、地域包括支援センターからの情報が入りやすいということで、連携というか、地域の民生委員とか、関係機関、団体とあるのですけれども、どのような関係機関があるのか。地域包括支援センターが主に出たのですけれども、参考までに教えていただきたいのですけれども、関係機関を。当局でも横の連携というのが今確認できたので、少し安心しているのですけれども、関係機関、団体との連携というのをちょっと説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 松田委員がおっしゃっていただいたように地域包括支援センターは、地域の実態を知っているということで、非常に強いセンターです。地域支え合い活動委員会、皆さんの地区にも、23区にそれぞれできているのですけれども、その地域支え合い活動委員会が地域を知ることによって、いろいろな問題が包括につながったり、社協につながったりとか、そういった形で地域の課題が表に出てくるというようなところがあります。

それ以外にも、やはり民生委員の皆さんには、今回ひきこもりをテーマに、研修会を入れることになっているのですけれども、実は宜野湾市においては地域福祉計画をつくるときに、総体的な調査として、宜野湾市にひきこもりがどれぐらいいるかということの調査をしたのですけれども、これは総体的な調査ですので、実数調査というのはやっておりません。

民生委員は、地域のことを非常によく御存じですので、そういったところから、今回実態調査も入れながら、宜野湾市の状況がどんな状況なのかというのを確認していきたいなというふうに考えております。この辺のところの関係機関というふうに考えています。

すみません、もう一つ。それ以外にも福祉だけではなくて、例えば税務関係とか、国保税とか、あと水道料金とか、そういったところからも生活困窮者自立支援制度のほうにつながって、今、臨戸して訪問しているけれども、生活実態がつかさうだよとか、働いていない人がいるよとか、そういったところは、福祉総務課の生活支援係につながることがよくございますので、庁外の団体だけではなくて、庁内の福祉以外の部署でも、そういうところは、ちょっと気に留めていただいて、連携をしているという形でございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ありがとうございます。今、実態調査に関連してなのですが、厚労省からも、やはり9060に発展していった、さらに深刻な問題とか、孤独死とか、自死もあったりすると資料を見たらあったのですけれども、ぜひ調査ですね、職員体制を充実させて、先ほどもありましたけれども、いろいろな分野に人が仕事しないといけなくなると、残業もそうなのですが、負担が多くなると思いますので、実態を調査しながら、これだけ必要だと明確にしながら進めていただきたいなと思っていますので、特に自分も9060に関してはと思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと1点だけ確認させてください。先ほど2番の重層的支援体制整備の件で、岸本委

員とやり取りしているときにちょっと気になったのですけれども、次長のほうから支援体制整備事業の導入に関しては効果的かどうかの判断について話していましたが、これちょっと僕は具体的に理解できないわけ。効果的な判断というのは、どのようにしてやっていくのか。そもそも社会福祉法の改正というのは、例えば子供であるとか、障害者、あるいは高齢者、そして生活困窮者、この人たちの個々の対象者別の支援というのは前からありますよね。

それで、この社会福祉法の改正というのは、その個々の支援体制整備では、なかなか今の現代のニーズに対応するのが、いろいろ困難になってきているのではないかなと、これは国の判断からだと思うのですけれども、それに対して、だから要するに効果的であるのかどうかの判断というのが、少し僕は理解できないので、次長が言ったように、もう少しかみ砕いて答弁もらえませんか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。重層的支援体制整備事業につきましては、例えば断らない相談支援であったり、参加支援、居場所づくりをしていきなさいとか、そういったところの狙いがあるのですけれども、あと多問題を抱えた世帯について、多機関協働という形で、逃さないようにしましよーというような、そういったところの狙いがあるのですけれども、宜野湾市においては、名前はついてはいないのですけれども、やはり横の連携というのが取れているという、十分ではないかもしれませんが、ケースによっては連携しながら、その支援に当たっていくということでやっておりますので、実態としては、それがある程度は、あるのではないかなというふうに考えています。

この多機関協働というのは、多機関協働をする人材を1人以上置いて、そこで課題がある世帯について進行管理をしていきたいと思いますというような、そういった状況だと思うのですが、それを今、沖縄市のほうでも移行準備事業を進めているのですけれども、その取組について、まだちょっと明らかになっていない、それが効果的なのかどうか、明らかになっていないところもありまして、他市町村の様子を見たいというような、ちょっとそういうところもあるのですけれども、そういったところもございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長がおっしゃるように本当に重層的にやろうとしたら、部署もやはりまたがりますよね。今おっしゃっているように、子供に関してだったら教育委員会も含めて、あるいは高齢者でしたら健康推進部、あと生活困窮者とか、障害者だったら福祉推進部という他部署にまたがっていくではないですか。横のつながりが今少しできているっておっしゃっていましたが、実際、では次長の見解というのは、今までどおり、例えば対象者ごとの、今までの支援体制整備でいけるというふうな判断なのですか、宜野湾市は。それを少し。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 私が先ほどからお話ししているのは、重層的支援体制整備事業について、必要ないと言っているわけではないです、全く。それが宜野湾市にとって必要ならば取り組んでいきたいなということで考えております。今の体制が十分とも思っておりません。

重層を使わなくても連携できる手法があるのだったら、宜野湾市にそれが合っているのだったら、それを行いますし、やはり重層を取り組んでやらないといけないのだということで判断が出ましたら、それもやらないといけないと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の答弁を聞いて少し安心しました。先ほどの答弁を聞いていたら、やはり効果的であるかというお話で、方向性が少し狭まっているのかなと感じたものですから、今の次長の答弁で、今後検討していった、これは早めにやってほしいのですけれども、検討していった必要だったらしっかりやっていくというふうなお話があったので、少し安心したのですけれども、いずれにせよ私は、いろいろな意味で、この支援体制整備は必要だと思っております。やはり逃さない、みんな万人をしっかりやっていくためには、やはりそういった体制整備というのは必ず必要なですね。

先ほど岸本委員からアウトリーチのお話を、生活困窮者の任意事業でありましたけれども、それもし皆さんが10割補助の頃から手がけているのだったら分かりますけれども、これはまた一般質問でちょっと今後やりますが、そういった、ちょっと当局も、少し尽くしてこなかった面がいろいろあるのではないかなというふうに思ったから質疑したのですけれども、いずれにせよ、今、次長から前向きな答弁をいただきましたので、現状は分かりましたので、どうもありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私は9番の母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施についての質疑なのですが、こちらの記載されている内容を見ると、子供が18歳に達した、その3月末までに、この医療費助成が増えてしまっていて、19歳、20歳になったら、それがなくなるということなのなのですが、この母子及び父子家庭というところにあると、やはり一人で育てていく、子供たちをとったときに、今、経済的に物価も上がっているという中で、やはり厳しいのだらうなというのは、この文章を読んで、とても内容は分かるのですけれども、実際宜野湾市に、この18歳以降もやってほしいというような声が上がってきているのかというようなことがありますか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。9番の母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施についてでございますが、お子さんが18歳の年度末、3月31日を迎えますと、その親と子供への医療費助成が終了してしまいます。それにつきましては、例えば同じように児童扶養手当も18歳で終わるのですが、でも児童扶養手当は、障害を持っているお子さんに関しては、二十歳まで延長しているのですが、医療費助成制度につきましては、二十歳までの延長がありませんので、そういった御家庭からは、児童扶養手当は二十歳なのに母子及び父子医療助成は18歳で終わるのかというような御相談は、受ける場合はあると思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 もしそういう相談が来た場合、医療費控除が厳しいのですという場合、市としてどういった案内をされるかということもお聞きしていいですか。もうないのです。すみませんというような形になってしまうのか、それともその方、相談しに来た方たちに対して、ではこういったものがありますよとかというような代替案ではないのですが、それを示すようなこともあるのか、その方法があるのかということをお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。やはり18歳で手当のほう、医療費助成のほうになってしまうと、その後やはりお子さんが進学した場合ですとか、経済的な負担が増えてしまうという御相談だと思うのですけ

れども、例えば県のほうで母子家庭、父子家庭の方向けの、例えば子供の進学に関しての貸付けであったりですとか、そういった支援を行ってございますので、お子さんの進学費用などで負担がある場合には、そういった制度も利用しながら、医療費助成のほうはなくなってしまうのですけれども、御自分の収入でということではないのですけれども、貸付けとかを併用しながら医療費のほうは今のところ二十歳まで延長できるものではないものですから、病院のほうは御自身の収入でというか、見てもらいたいというところではあります。

ただ、ほかに世帯として何か貸付けであったりとか、進学の面で、何か利用できるものはないかということで視点を変えて探して御案内しているような形になります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。とても今厳しい状況なのかなという中で、市のほうが医療費は出せないけれども、生活費とか、進学に関して代わるもので少しでも補えるような案内をしているということを知って少し安心しました。それもちよっと先ほど出ました、重層的に漏れてしまうものを別のもので支えるというような形が取れているのであれば、相談される方も残念に思うことなく、少し安心して帰ることができるのかなと思うので、とてもよかったなと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお祈いします。6番の民生委員・児童委員のなり手確保の取り組みについて伺います。県平均では74.5%の充足率ということ、宜野湾市の資料を見ると、141人の定数に対して117人ということですのでよろしいでしょうか。福祉保健の概要で見ると、定数が141人、現在117人の民生委員が活動していると、この数字は合っていますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答え申し上げます。今これは最新の情報ではあるのですが、令和5年10月末時点では113名の委嘱を行っていて、委嘱率としては80.14%となっております。どうしても民生委員の皆さん、もう高齢になっているというところがあって、体の体調の面であったり、そういったところから途中での辞退等もございまして、今のところ、最新の状況では113名というところであります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 県平均を若干上回っているという状況でありますけれども、これを見ますと、広く周知をして、募集をかけて、充足率を上げてくださいというような内容だと思うのですが、具体的にどのような取組をしているかというのを教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 民生委員・児童委員の成り手確保に関しましては、ほぼ自治会のほうにお任せしているような状況がございまして、周知等を行うのですが、具体的に役所のほうから獲得を行っていると、お願いに行っているというのは、実態としては、そうございません。ただ、情報が入ったら、電話をかけて、民生委員、どうですかというようなことをやったことはあるのですが、それは個別のこととして、これをやれば効果があるとか、そういったのはなかなか難しいのがあって、またよく行政職員とか、あと教職員の退職者をちょっと呼びかけていただけませんかというような声があるのですが、また今年度に関しては、定年延長とかもあったものですから、なかなかタイミング的にそれを活用するというのもできなくて、こちら私たち

行政としても成り手不足をどう解消していけばいいかというのは非常に困っているところもあるところです。ただ、市報に載つけたりはしているのですけれども、なかなかそれだというのは、ちょっと難しいというのが現状でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 自治会にお任せをしているという現状は、多分そうだろうなというふうに思っているのですけれども、自治会の活動そのものが、以前と比べたら停滞をしている、その辺は間接的に、こういったところに波及しているのかなと思っています。

これを見ますと、4中学校区に分かれているのですけれども、特に真志喜中学校区の欠員が大きいというようなことなののですけれども、それは地域性というようにところで見るべきなのか、あるいは何らかの、特にそういった見方ではないのかというのが、どういうふうに見ればいいのか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 やはり真志喜中学校区あたり、どんどん人口が増加していった、貸家であったり、マンションであったり、そういったところが多いところに関しては少ない傾向にあるのではないかなというふうに思っています。

○伊佐哲雄 委員 何が少ないのですか。

○福祉担当次長 自治会加入率もちょっと低くなりますし、民生委員の成り手に関しても、なかなかつかまえていくというか、そういったところがある傾向にはあると思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 活動内容をちょっとお尋ねしますけれども、相談支援件数ということで、平成30年、例えばこどもの地域生活、こどもの教育・学校生活ということで、平成30年度は136件と119件あったものが、これは多分にコロナが大きく影響しているといったことが考えられるけれども、この数字、激減していますよね。その陰で、例えば子供たち、特に子供に関わることだと思うのですけれども、子供たちが大変困っている状況にあっていないかなというのが、とても気になるのですけれども、その辺はもう既に5類に移行して、活動も、もとに戻るような活動ができていると思っているのですけれども、この辺どうなのですか、直近の状況というのは。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。やはり令和2年度、令和3年度については、対面の活動ができませんでしたので、そこで数が少なくなっているというのは、その原因からだということは分かります。

現状はどうかということについては、子供の相談に関しては、主任児童委員、また民生委員・児童委員ももちろん関わりますけれども、主任児童委員が学校等と関わりを持ちながら進めていっていると思いますので、それについては、この令和2年度、令和3年度に比べて比べると、平常に戻っているというか、戻るような状況にあるのではないかなというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 気になるのは、その陰で子供たちが泣いていないかなというのが、ちょっと気になるのです。それをしっかりと民生委員が定員に充足されていないということの中でも、やはり優先的に取組をしていただきたいというふうに思っております。

あと、民生委員は今113人ということで、欠員がちょっと増えたということでもありますけれども、実際にこの中に名簿として挙がってはいるのだけれども、登録はされているのだけれども、実態として活動していないという実態もあるというふうに、ちらっと聞いたりするわけですが、実際にこの110何名かの方々の活動実態というのは、皆様方のほうでは把握していらっしゃるのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 活動の実態について、この方が何回参加しているとか、そういったことの把握は、今のところできていないのではないかなと思います。民協のほうから、いろいろお話の中で、実際に積極的に活動しているのは何人だよというような報告は、担当者のほうには来ているとは思いますが、定例会にしか参加しないとか、そういったのも実際あると思いますけれども、これもボランティア活動ですので、あまりそこまで強く言えるようなことでもないのかなと、その方の意思にお任せして、こちらとしては、いろいろ求められる研修とか、そういったことをして意欲を高めていただくことしかできないのかなというふうに考えております。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

（「進行」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第24号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時12分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時19分）

【議題】

議案第83号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第83号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第83号についての説明をお願いします。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうからよろしくお願いします。今回は減免措置ということで、所得割及び均等割の減免措置が講じられるということなのですから、ちょっと分かりにくいといいますが、難しい部分もあるのだと思うのですけれども、もっと周知であったり、告知であったり、いろいろと皆さんのほうが、これからしていく内容を少し聞きたいのです。来年の1月1日施行ということなのですから、その周知と、どういう形で告知していくのかということを確認したいです。お願いします。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○**保険税係長** こんにちは。国民健康保険課保険税係の川満と申します。よろしくお願いいたします。棚原委員の御質疑にお答えします。

周知方法に関しましては、現在チラシ、資料のほうで提示されています。こちらのほうなのですが、こちらをチラシとしまして、まず母子健康手帳を届けに来るところの保健相談センター、健康増進課にちょっと協力依頼、お願いしまして、このチラシと、あと届出書のほうを今作成していますので、そちらのほうを置いていただいて、手続に来た方にお渡しするようにお願いを、協力依頼をする予定でございます。

それとあと、市報の1月号のほうにも、こちらのほうが可決されたら、すぐ載せられるように準備しております。

あとは、ホームページのほうも可決後、すぐに載せられるように、こちらのほうも準備しております。

あとは、国民健康保険課の窓口のほうにも同じように届出書及びチラシのほうも置いて、できるだけ周知のほうには頑張っていきたいと思っております。

○**伊佐文貴 委員長** 棚原明委員。

○**棚原明 委員** 全ての方に届けるというのは、とても難しい部分であったり、今後いろいろと検討を重ねながら進めていくべきだと思っています。特に今回10月号の市報に健康づくりプロジェクトの市報とは別に冊子が挟まれていました。2枚挟まれていたのですよ、市報の中に2枚挟まっていた。そういう告知の仕方も、大きい文字ですし、市報は切り離されている部分からすると、分かりやすく読みやすくということもあったので、それも少し検討の余地で考えてもらえたら。やはり市報から切り離される部分、いつでも読める、読みやすい、もっともっと細かく丁寧に説明ができる、この文面ですね、そういうのを周知するのも、とてもいいのかなと思うのと、もう一つ、やはりそれが周知できていない方たちが、それを知ったとき、もしくは声がかかったときに、もう子供が生まれてしまっていると。どれぐらいまで遡って、そういう減免措置が可能なのかというところを、今、市が考えているところですので、少し確認したいと思います。どれぐらいまで遡っての減免が受けられるのかというところを確認したいです。よろしくお願いいたします。

○**伊佐文貴 委員長** 保険税係長。

○**保険税係長** 棚原委員の御質疑にお答えします。今おっしゃったとおり市報で別に目がつくようにという手法もとてもよいものだと思いますので、これは担当課の秘書広報課と調整をさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

それとあと、これがいつまで受付できるのかということなのですが、これはまだ国のほうからも示されていなくて、これから他市ともバランスを取りながら検討させていただくのですが、来年の令和6年度4月以降は、令和5年度分のは取れないというのは考えておりません。なので、令和6年度の当初納税通知がありますけれども、それは被保険者に、全世帯に行きますので、そちらのほうにも、こちらの周知のチラシのほうは入れて、周知のほうはやっていきたいと考えております。

○**伊佐文貴 委員長** 棚原明委員。

○**棚原明 委員** 分かりました。いろいろとまた始まる部分では大変御苦勞があるかと思いますが、ぜひ皆さんのほうに措置が受けられるようにお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。今回の減免措置は、すごくいい取組ではないかなと思いますが、資料の中を見ているとすごく感じたのですが、周知の方法は母子健康手帳を受け取る際の手続に来た方に、この説明のなさるということで、今後出産する方々にとっては一番分かりやすく、そういう手続もスムーズにいくのではないかと思います、1つ資料の中で対象となる出産というのがあります。

これは元気に出産した方々対象にしているのかなと思ったのですが、この対象になる出産の資料の中に、妊娠85日以上分娩をいうということですが、妊娠して3か月たったら、こういう手続ができるということなのですが、その中で死産とか、流産、人工妊娠中絶を含むというのがあるので、これはどれを基準にしてやったらいいのでしょうか。こちらの資料の中では出産の全部の減免ということになりますが、この資料の中の死産、流産、中絶ということの、もし減免を受ける場合は基準というか、期間というものはあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。こちら資料にございますとおり、妊娠から85日を経過すると対象になるということになりますが、この基準につきましては、出産育児一時金の基準と同じになっておりまして、出産育児一時金の支払いの場合、給付の場合も同じように妊娠85日を経過した方は対象にしております。こちらと基準を合わせていることになります。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 死産とか、流産がありますよね。中絶の場合、やはりいろいろな家庭の事情もあって中絶という方もいらっしゃるの、そういうときの減免を受ける場合というのは、期間の基準、要するに流産してしまったということで、妊娠は3か月以上たっているということで、そういうのはどういうふうに…

(「出産は出産」という者あり)

○屋良千枝美 委員 出産月の予定からの、こういう基準をしているのですよね。でも、突然の死産、流産、人工中絶というのは、どういう基準で減免を受けられるのでしょうかということです。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。通常分娩と同じく、今回の国民健康保険税の産前産後の減免につきましては、出産月の前月、後ろ2か月が減免の対象月になります。合計4か月になりますが、死産や流産、また早産、人工妊娠中絶につきましても、その発生した日出産月と捉えて減免のほうを行うこととなっております。

○屋良千枝美 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料の2ページ、3の試算(令和4年度実績で積算)がありますよね。これは私、全く理解できないのですが、見方を教えてくれないですか。年税額ってあるではないですか。所得割で医療分、支援分、介護分、ここは理解できるのですが、ここに数字が、普通は1人、子供さんが生まれます。双子が生まれますという意味合いも分かります。こっちの均等割にて、また医療分、支援分、介護分ってあるわけですが、これって市民からすれば、私の所得がどれだけあって、どのくらい引かれる

というか、減免になるよねというのが、これですぐ分かりますか。これはモデルの表であって、これを見ても、すぐには分からない、早見表ではないのですよね。ちょっとそこら辺、御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 だいまの岸本委員の御質疑ですが、この3の試算のほうの2行目にあります、出産被保険者数、これが令和4年度の実績として実際出産された方が149人いらっしゃったということで、この下にある表については、この149人分の総額の税額を記載しているので、1人当たりの税額というのは、委員おっしゃるとおり、この資料ではちょっと分からない作りになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、市として、国保の予算としては、こんなふうな変化になりますという、そういう理解でいいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、この試算については、あくまで予算影響としてはどれぐらいあるかという目安を資料として記載してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えば所得によって国民健康保険税というのは、みんな違うと思うのですけれども、そうであっても、要するに何か月分の、いわゆる減免が対象になりますよというふうなことで、さっき周知とかと言っていましたけれども、実際に保険税の、いわゆる納めるときにしか分からないとか、届出をするときにしか分からないとか、その辺についてタイミングというか、どこで、どういうふうに当事者には、お母さんなり、それからまた御家族が分かるようになるには、どこら辺で、うちはこんなふうに今回、これが、この条例改正によって、これは宜野湾市だけではなくて全国だと思うのですけれども、そういう制度として、こういうふうになるという認識といたしますか、できるのはいつ頃なのか。そしてまた、額についても、すぐに分かるのかどうなのか。さっき周知という話をしていましたけれども、どんなふうになるのか、ちょっとそこら辺の御説明をいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 この産前産後減免というのは、原則申請届出があって減免になるという流れになるのですけれども、これが出産予定月の半年前から申請届出はできるのです。この妊娠対象は4か月からになるので、半年前から申請届出ができることになります。

そして、届出を出していただいたら、そのときに一番近い更正月、更正を行っているのですけれども、それを行って翌月には変更通知のほうは納税義務者のほうに、世帯主さんのほうに送るという流れになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今度の条例改正は、今年度だけではなくて、次年度もこんなふうな形で踏襲されるというか、できるようになりますよという制度だと理解するのですけれども、そのための、やはりさっき棚原委員が言っていた、多くの人に、やはり申請をしていただきたい。申請がなければもらえませんよ。減免措置はないですよというの、何かちょっと腑に落ちないのですけれども、この辺の説明というか、いわゆる市民に分かりやすい通知のやり方というのが、今回の条例改正を受けて、そういうのがちゃんと出てくるの

か。これがいわゆる周知していくパンフですよ、資料ですよというお話でしたけれども、やはり裏面に早見表みたいな、おたくの世帯はこのぐらいですから、このぐらい割引になると思いますよというものがあれば、これは申請しないと損だなというふうになると思うのです。私がちょっと理解しがたいので、具体的にそういう数字がぱっと思いつかないような、どのぐらいの減免なのかということが、うちはどうなのかということが、ちょっと分かりづらいかなのと思ったのですけれども、率直な声として、御説明をよろしく願いします。

○伊佐文貴 委員長 保険税係長。

○保険税係長 岸本委員の御質疑にお答えします。今、市民の方が、自分の税がどのぐらい減額されるのかというのは大事だと思いますけれども、保険税は御存じのとおり、この減免と一緒に通常減免、7割、5割、2割及び非自発的失業者に対する軽減措置を併用とするものになりますので、どのぐらい下がるかというのは、あまりにもパターンが多いのです。ですが、今、岸本委員がおっしゃったように、できるだけ分かりやすくというのは、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

○岸本一徳 委員 よろしく願いします。

(何事かいう者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時46分)

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第83号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時46分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時47分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第76号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○伊佐文貴 委員長 議案第76号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第76号についての説明をお願いします。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑をします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、10ページの歳出、1款1項1目一般管理事業が633万2,000円なのですけれども、委託料が1,060万4,000円、上のほうに国庫補助金としてシステム改修費補助金というのがありますけれども、介護報酬のシステム改修の目的、中身についても説明をいただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。歳出10ページの説明欄01、一般管理費事業の一番下、委託料1,060万4,000円につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、令和6年度の介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料の増額補正となっております。

法改正の内容といたしましては、先ほど岸本委員おっしゃったとおり、介護報酬の改定等に伴ってシステムの改修が必要となってございますので、それに合わせて今回補正を計上させていただいているところであります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これ実際に使っていくのは次年度ですよ。今度の補正から使いますとか、そんな話ではないですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員おっしゃるとおり、次年度4月からに向けて、今年度でシステムの改修を行う内容となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それで、このシステムの話なのですけれども、これな様々システムあると思うのですけれども、介護給付費適正化事業総合支援システムというやつですか。報酬の改定をするためのシステム改修だけなのか。適正化事業とか、地域支援事業にも使うようなシステムなのか、一体なのか。中身をちょっと御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 御質疑にお答えいたします。今回は介護制度改正に伴うシステム改修事業補助金につきましては、基幹系システム、庁内各部署にまたがっている住民情報に関するシステム、一括してデジタル推進課が契約しているシステムの改修になってございます。

介護給付支援システムにつきましては、個別システムでして、介護長寿課単独で導入しているシステムになります。これは介護給付費適正化を実施するために認定の情報ですとか、サービスの情報を併せて、身体状況にそぐわない給付や過剰なサービスをリストアップするようなシステムになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これとは違うのだ、別物だと。基幹系というのですから。皆さんの業務の大本になる部分は、今度法改正の部分があるので、改修をしますよと。この530万円というのは、これは国の補助金ですよ。県もあるのですか。それとも、あとは1,060万円、530万円とすれば一般財源となるのか、この辺の説明をお願いできますか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 改修費補助金につきましては、国の補助になっております。補助額は2分の1の補助となっておりますが、人口規模に応じて、国のほうから負担限度額が示されるところになっていまして、単純にこの事業費から2分の1補助というわけではないのですが、国から、今から示される予定となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 県負担は。

○認定給付係長 県の負担はございません。

○岸本一徳 委員 国と市ということですね。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 報酬改定だということなのですけれども、特に報酬の改定で、どこが、例えば居宅介護サービスなのか、施設介護サービスなのか、こういう説明は全くなかったのですけれども、法改正に伴うものでということで、報酬改定というのが全体的なものなのか。何単位とかという、そういうものから全部、全て変わってくるのか。大幅な改定、改正なのかなというふうに今話を聞いていると考えるのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 介護報酬の改定ということで説明ございましたが、詳細はどこのものが何%というのは、まだ示されていない状況です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 システム改修、それでできるのですか、分からなくて。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 そうですね。全国的な大改修になる……。

○岸本一徳 委員 時期があるのだろうね、分かる時期が。

○認定給付係長 そうですね。うちで契約している行政システムさんのほうで、いろいろ調整している段階なのですけれども、見積りいただいた中では、詳細の内容は、まだいただいていないところです。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 答弁の補足ですが、第9期計画が令和6年度から3年間の計画になっていまして、今、この第9期計画の策定作業に取り組んでいるのですが、これは国の法改正に合わせて、国もまた3年に1回、大幅に介護報酬の見直しというのをすることになっていて、中身はまだ示されていないのですけれども、あるのは間違いないということで、それでベンダーさんも見積りは出せる状況ということで、具体的な中身は、これからということでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはイメージの中では、税率の改正も幾らと決まってから改修するのだらうなというふうに思うのですけれども、逆なのですよね。何か理屈に合わない、すっきりのみ込めないというか、毎回そうやってきたのですね。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 毎回同じように、こういうふうに改正しているのですけれども、オプションの制度改正については、未定につき、国の検討状況を受け、別途通知しますということで、毎回見積りはございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。では、この適正化事業のためのシステムとか、これは介護給付費適正化事業とか、地域支援事業のチェックとかという、また個別のシステムで、これについても、やはりシステム改修しなくてはならない、法改正を受けてとか、制度改正を受けて、そういうのをまた調整しないといけないというのがあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 個別システムについては、この金額のほうで、バージョンアップ対応のものが入っていますので、その都度、個別システムのバックアップしていただいております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。今度は債務負担行為のシステム改修、これはどこが違うのですかという話なのですけれども、介護給付支援システム賃借料ってあるのですけれども、これも定期的に債務負担行為で継続している話だと思うのですけれども、この中身は何ですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 こちらの介護給付支援システムのほうが、先ほど御説明した介護給付費適正化個別システムになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 調べていてよかったです。この商品名というのは、システム名は何ていうの。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 システム名はトリトンシステムというシステムになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これってずっと使っているの。何期からこのシステムを使っていますとか、例えば地域支援事業とか、そういう適正化のために、強化をしていくため、このシステムを導入しましたというのはいつなのか、いつ頃から活用しているのか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 平成25年4月1日より導入しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 介護給付費適正化というのと、それから宜野湾市独自の地域でやっている横出しサービスとか、もしあるのだったら、そういうのも地域支援事業の中で、こういうシステムがチェックする、そのシステムとして入っているのか。ちょっとアバウトかな。介護給付費適正化と、あとは地域特性の把握とか

というのが、このシステムには活用できる、そういう中身のものらしいのですけれども、うちはどんなふうに、例えば独自の横出しサービスだとか、あれですけれども、例えば本来のメインの必須の事業にはないけれども、宜野湾市独自でつくっている、配食サービスなんかは任意事業だから、あれは必須事業ではないですね。それは宜野湾市が必要だからということで、負担金もとりはするけれども、ちゃんと取組をしていますよという話なのだけれども、この地域支援事業の中に、宜野湾市独自の部分というか、そこで分析をしたり、チェックをしたりというのがあるのかどうなのかということを聞いているのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 現段階では介護給付費の適正化のみの活用をしている状況です。おっしゃられた内容については、現在は活用していない……。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 今の説明の補足なのですけれども、地域支援事業のほうでもトリトンを使いまして給付のチェックを行っております。ただ、横出し、上乘せの部分については、現段階では制度がないので、現行相当サービス、デイサービスであったりとか、ヘルパーのサービスであったりとか、そういったところの給付のチェックを行っているにとどまっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、質疑の中で聞いていて、僕もあんまり横出しサービスというか、宜野湾市独自の、いわゆる特会の財源を使って、普通は地域支援事業費とかということになるのでしょうか、特に財源として求めるならば、基金とか、そういったものを使っていくことになるのかなと。新たな補助金というのは、皆さんは努力支援で、様々国から適正化をやって交付金ももらうというのも、こういうものも財源に使っているのかどうなのかも分かりませんが、もしやるとしても、そういうものしかないのかなと。宜野湾市独自の、いわば横出しサービスをしたり、市民へのサービスをしていく場合には、そういうものだというふうに思うのですけれども、おむつとかというのは、要介護5の人たちが対象でしたっけ、サービスは。あれって宜野湾市独自のサービスではないのですか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいま紙おむつの助成のサービスなのですけれども、現在、一般会計事業のほうでやっているサービスですけれども……。

○岸本一徳 委員 介護の特会ではないの。

○長寿支援担当主査 ごめんなさい。特会です。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 現在、家族介護用品支給事業は、おっしゃるとおり地域支援事業の任意事業として実施しております。要介護4または5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族の方に対して実施しております。

○岸本一徳 委員 介護度5でしょうか。

○長寿支援係長 4と5です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これって要は宜野湾市独自のサービスではないわけですね。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 必須の事業ではございませんが、任意事業としまして、他の市町村のほうでも実施されております。

○岸本一徳 委員 任意事業ではあるのだ。分かりました。これだけにしておきましょうね。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 12ページ、1款3項2目の介護認定調査事業の514万5,000円、いよいよコロナ禍を抜けて認定特例措置が終了した後、認定が集中していると思うのですけれども、実際これは何件ぐらいの内訳なのか。

そして、もう一つは、更新、あるいは新規に関しても、ちょっと詳細をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 令和5年度の見込件数でいいますと、新規が886件、更新が2,688件、区分変更が302件となっております。合計は3,876件となっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今は前回のものだと思うのですけれども、今回のものでどのぐらい。要は、言いたいことは、コロナ禍を抜けて、更新、あるいは新規、松田委員の地元の方なんかでも新規で申請している方たちが、なかなか認定の時間が長くなる。これは以前の認定調査期間、そして今回、コロナ禍を抜けて、集中したときの認定調査期間の差について少し答弁をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 令和4年度末時点では39.1日かかっていたものが、令和5年9月末ですと43.6日かかっている状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは4日しか変わらない。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 平均では4日になっております。ただ、今の現状としては、もう少し延びて、47日程度かかっている状況になっています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今後この認定作業に関しては、どのように皆さん、今延びている状況で、サービスを受けられる方が、不自由されている方たちが出てきているという現状を踏まえて、今後はどのように対策をやっていきますか、お伺いいたします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、先ほど委員がおっしゃったとおり特例措置が終了したことに伴って、今年度かなり調査件数が増えているというのが現状としてありまして、それで先ほど言ったとおり、調査までの日数が昨年に比べて延びている状況というのがございます。

ただ、これがずっと続くかという、次年度については、また元に戻るの、比較的、今みたいな状況にはならないのですけれども、今年度については、今がピークで、また3月にもピークが来るということで、そこは調査員の数を現状増やして対応しているところで、またそこは今回補正で計上させていただいたとお

り、時間外の勤務を含めて、調査日数になるべく短くなるように原課としては努力をしているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の次長の話では、ということは、今、期間がかかっている原因というのもマンパワーということで理解してよろしいですか。要は調査をする職員数が足りないと。それプラスアルファ集中しているということは、マンパワーの不足でという理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 いずれにせよ、特に新規の方たちで、そういう状況が出ているので、ぜひとも早めの改善を。3月は今、次長おっしゃるように、また集中してくるという。もう先は見えていますので、ぜひとも体制を整えるようにお願いします。

次に、次ページの3款1項1目、説明欄01、先ほど介護予防・生活支援サービス事業委託料、これは配食のエネルギー高騰によるお話をされていましたが、もうちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいまの御質疑にお答えいたします。今回の委託料の増につきましては、委員おっしゃっていたように、昨今の物価高によるもの、あと配食サービスについて、もともと食数が割と増えてきているところもありましたので、その食数の増の分と物価高によるものの、2つの原因があつての今回の補正の増ということになります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 主査、僕が聞きたいのは、今言った物価高のほうは分かるのです。要するに具体的に聞きたいのは、例えば1食について幾らか値上がりしたのか、そういった内容をちょっと今聞いているのです。それでこうなっていますよと。

それで、聞きたいのは、委託契約の内容、その委託先と契約しますよね、その中で、例えば物価変動による契約内容の金額の変更についてはどのように記載されているのか。要するに契約時に委託料って最初決まっていますよね、委託契約しますよね。これは金額変更ではないですか。その内容を変更できる。これは根拠というのは、皆さんが契約するときに、例えばこういう場合には、そういうことができますよというふうな契約内容を交わすと思うのです。それが無いのにやっているのだったらおかしい話で、その辺ちょっとさっき言った、配食の一つの単価の、どれぐらいなのか。あるいは今言っているのは、契約内容の中に、それをしっかり委託契約料を増して、追加的なものができるような契約になっているのかをお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいまの御質疑にお答えいたします。まず、現行の委託料なのですが、普通食が現行650円、それで増額50円しまして、700円の予定です。特別食が現行750円、こちらのほうも50円増額しまして800円、それで1食当たり契約していくという形になります。契約につきましては、議会のほうが終了しましたら、認められましたら、今4事業所に委託しているのですが、それぞれと変更契約を交わす予定でいます。

それで、変更契約を交わす根拠としましては、契約書の中にその他協議事項ということで、不測の事態であつたりとか、何か契約している中で、何か変更しないといけない事情が出てきたときには、市のほうと協議して変更契約することができるというのがありますので、そちらで行おうと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 新たに変更契約書をやって金額の増額をやっていくと。今、担当主査がおっしゃった根拠というのは、当初の契約内容の中にしっかり根拠があると説明があつたということですね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 ありがとうございます。あと、その次の介護予防マネジメント事業の委託料、これはケアマネの件数だと思うのすけれども、これはコロナ禍の後の影響はどのようになっているのか。件数は多分増えていると思うのすけれども、その辺のちょっと状況、マネジメントの件数増によると思うのすけれども、その辺ちょっと説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいまの御質疑にお答えいたします。介護予防ケアマネジメントというのが、地域支援事業の中の総合事業のサービスを使うときに作成するケアプランなのですけれども、コロナが5類移行しまして、やはりサービスのほうが回復基調にございます。こちらのケアマネジメントを作成するのが地域包括支援センターになるのですけれども、今、手元に件数はないのですけれども、金額で申し上げますと、令和4年度から比べて令和5年度の見込みについては、1.12倍になる見込みではないかという試算、こちらのほうで立てております。令和5年度当初に比べましたら、当時の見込みよりも大分増えてきているというところがありましたので、今回補正の増を計上しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっとここをあまり理解していないので、この中身はどのようなケアマネなのか。要は4包括に分けられていると。個々にマネジメントをやる、僕が思っているのは、サービス対象者を調べて、ケアマネがその人のプランを作っていくと、そういう理解でよろしいですか。ですよ。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 山城委員のおっしゃるとおりで、一人一人に合わせたプランを作ってまいります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ですよ。今回増額補正ということは、やはりコロナの影響で、やはり少しここに集中してきているというふうな考え方でよろしいのですか、今の時期に137万円もなっていくというのは、これは例年どおり、こんな感じなのか。あるいは何かの影響で今集中しているのかどうかというのも、これぐらいの差は毎年別にコロナ禍でなくてもこんな感じなのかなという、ちょっと僕、よく流れが分からないものですか。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいまの御質疑にお答えいたします。令和元年以降、コロナになってからケアマネジメント料については前年比を下回るような形でずっと推移していたのですけれども、令和4年度頃から回復の兆しが見え始めて、特に通所型のサービスを希望される方が増えているという、肌感覚でもそうなので

すけれども、そういったところもありまして、ちょっと去年度までは、補正で増するというのは、そこまでなかったのではと思うのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今ちょっと通所型が少し影響しているという、通所型に移行しているという話を今されていましたがけれども、要するに前年度の数字よりかは少なくなっている、毎年度少なくなる傾向があると今おっしゃっていましたがけれども、この事業に対して、費用。これは対象者が減っているということなのですか。それとも何か中身で、予算が前年度よりか下回っているという今お話をしていましたよね、傾向があると。していませんでしたか。

○長寿支援担当主査 実績ですね。

○山城康弘 委員 実績が下回るということは、何が原因なのか。例えば対象者が減ってきているのか、あるいは中身が変わってきているのか。例えば対象者が現状維持か、あるいは増えていっている、介護認定をされる人たちが増えていけば、もちろん予算を伴って多分増えていくのが普通の考え方なのですね。今、担当主査がおっしゃっているのは、実績では前年度よりか下回ってきている数値があるというお話があったので、そのちょっと原因というのが少し見えないのですよ。上がっていくか、横ばいかというふうなイメージなのですけれども、これはどんな傾向で、そういう傾向が出ているのか。

(何事かいう者あり)

○山城康弘 委員 要はコロナ禍の中で、この3年ぐらいは少し減少傾向ということなのですね。

○長寿支援担当主査 そうです。

○山城康弘 委員 やはりコロナが影響していると。ということは、今後は、そういった流れから、またコロナ禍を抜けて、そういった増えていく傾向になっていく状況も十分考えられるということですよ。要するにコロナでサービスがなかなか受けられなかったという、次長、この理解でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員おっしゃるとおり、コロナ禍でやはり通所、外に出ることを控えていた方々が通所に通うとか、そういったコロナが5類移行したことで、外に出だしたというのが影響していると思います。

○山城康弘 委員 よく分かりました。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと私も今のところで、介護予防ケアマネジメント業務ということでの今質疑だったと思うのですけれども、地域支援事業の中で、これは前提にあれですか、地域包括支援センターはというのがあるので、その中の業務対象だと。対象は要支援者及び基本チェックリスト該当者というふうに限定されているのですか。総合事業とか、そういうことだよ。

○伊佐文貴 委員長 できたら福祉保健の概要のどこと言ったほうが分かりやすい。

○岸本一徳 委員 これは7—18、一番上の(2)、包括支援事業となっていて、その下、地域包括支援センターはという、表の下の方から、①のことでよろしいのですよね、先ほどの質疑は。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そこが要するに補正増ということは、増えたのだという説明だったのですね。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 岸本委員のおっしゃるとおり、ケアマネジメント業務が増えたことで支給額も増えているという。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そこからちょっと入りたいと思うのですが、先ほどの債務負担行為の中でシステム改修、トリトンのほうです。ちょっと入り口だと思って聞きますけれども、この介護給付費適正化支援というのが、トリトンを使って、認定データと給付実績データをトリトンモニターで突合させ、身体状況にそぐわない給付や過剰なサービス等をリストアップしますというふうに、これはちょっとネットで調べたら、トリトンのことを、こんなふうにして書いてあるのです。

そこで、そこがちょっとクエスチョンマークというか、ちょっとおかしいねという、是正しないといけんねというふうなことが、分析ができたときには、ケアマネジャーにヒアリングシートを送付して直接理由を確認できますと、実際にこういうことはやっていらっしゃるのですか、このシステムを使って。

○伊佐文貴 委員長 長寿支援担当主査。

○長寿支援担当主査 ただいまの御質疑にお答えいたします。年に1回、総合事業の中でもトリトンで突合できるサービスが、先ほどのデイサービスのほうとヘルパーの訪問介護のほうと2種類あるのですが、原則週1回、給付できるということになっていますので、週1回以上になっていないかというのをチェックしております。今年度は、まだ行っていないのですが、昨年度は過剰なサービス利用というのがなかったので、特にケアマネジャーに対してヒアリングシートなど送ったことはございません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 このトリトンというシステムは、そういうことをチェックできる機能がありますと、分析できますということで、それって間違った場合には、いわゆる給付費が過剰だから戻してとか、1回までは罰則規定はないけれども、2回目から駄目よというふうなことで指導しているとか、この取扱いについては、現実的にはどんなふうにやっていますか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 私のほうから補足も兼ねてなのですが、トリトンモニターというものが、先ほどの債務負担行為のほうで資料にあるとおり、介護給付費のもののデータが見えるものなのです。ですので、一番最初にお話があったシステム改修のほうですね、認定給付、介護給付のものというシステムが、事業所が連合会を通して、役所にデータが来ると。このシステム改修が、さっきの1,000万円、報酬改定が絡むものです。

このトリトンモニターというのは、正規のデータが来るのですが、このデータの中で支払いは可能なだけでも、ちょっと怪しいよというのをを見つけるのがトリトンモニターなのです。なので、あくまで介護給付のものなので、総合事業とか、そういうものに関しては、介護給付ではないので、総合事業になる、もともとそういう機能は持っていないのですが、ただ総合事業に移った通所と訪問に関しては、トリトンでちょっとデータが見られるというところになります。

それとあと、適正化というところのお話でいいますと、例えばトリトンモニターの分かりやすい例でいいますと、例えばこの人が介護1なのに、車椅子がずっとレンタルされていますよといった場合に、もしかしたらそういう方もいらっしゃるかもしれないけれども、でも介護1の方がずっと必要ですかねというような、何かちょっと警告アラームみたいな感じで出るのです。そういったものを認定給付係にいる適正化担当職員が見て、実際事業所にかけるときのあれば、ケアマネさんに確認することもあるって、そういったものを適正化ということになります。

ですので、抑止力的なところもありますし、ちゃんと請求は見ていますよというところもありますし、そこで請求違反というものが分かる場合もございますので、そういった意味合いで、適正化事業というものを持っています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1つだけシステム改修のことで聞きたいのですけれども、今、国保連合会と言っていたでしょう。そうすると、システムを持っているのか、向こうは。それともこっちで、原課でそういうことをやるのか、このシステムを使って。それとも連携して、例えば向こうだったら、レセプトの点検とか、そんなのは国保連合会でやるのでしょうか。大きいものについては、それは犯罪につながるような、そういう大きいものだから、絶対向こうでやっているでしょう。恐らくここでは、そういう小さいものとか、重複とか、サービス、ちょっと過剰したなというふうなチェックをやる程度でという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 大体委員がおっしゃる流れでよろしいかとは思いますが、本当に連合会で確認するのは、この方の被保険者番号と事業者さんがちゃんと請求が当たっているかな、それぞれ台帳というのが作られ、電子台帳ではあるのですけれども、その請求の仕方がしっかり当たっているかというのを連合会ではまずチェックしますので、基本的に違う方に対しての報酬とかというのは、連合会ではじかれます。これをクリアしたものが連合会から保険者のほうに送られてきます。

ただ、このキャッチボールをするときに同じシステムを使っていないと、役所側がはじいてしまうので、そうなってしまうと事業所に支払いができないので、これは4月からの報酬改定に合わせて、3月までにシステム改修をしておかないといけないので、今回の12月補正をさせていただいていますという流れになります。

○岸本一徳 委員 チェックは国保連合会と原課でちゃんとやるというシステムになっているわけですね。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ですので、保険者と原課に関しては、細かいチェックまでは、目でやるのは大変ですが、そこはやはりシステムを使ってやったほうが効率的というところはありますので、あえてトリトンシステムという宜野湾市はそういったシステムを活用して適正化を図っているというふうに御理解いただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、このトリトンというのは、どこのメーカーなのですか、富士通。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 こちらと契約している会社名が株式会社国際システムというところになっております。

○岸本一徳 委員 商品は、どこのメーカーか分からない、いいです。後でまた分かったら教えてください。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第76号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時53分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

【議題】

議案第74号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第74号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第74号についての説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、3ページの債務負担行為補正のほうでお願いしたいと思います。マルチマーカ―利用料、これって何ですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 マルチマーカ―というのは、特定健診健康管理システムデータを取り込んで分析及び集計を行うことができるソフトウェアです。こちらのほうに、そういった特定健診健康管理システムデータを入れ込むことで、市民の健康状況などを多角的に保健指導対象者を抽出することができ、その結果データを市民のほうに特定保健指導につなげる際に分かりやすい資料を作ることができるようなソフトウェアになっております。こちらを毎年単年度ごとにライセンス契約をしております、4月1日からすぐに使えるようにするために債務負担行為を設定して行っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは2年分ぐらいのあれですか、限度額16万5,000円、利用料だから安いのか。システムを賃借すると、こんなものでは利かないのではないのというような感覚ですけども、大丈夫なのか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらのほうは本当に翌年度1年間分の利用料となっております。16万5,000円です。平成31年度頃から利用させていただいて、その際はソフトを単年度ごとに購入していた際には、もっと安かったです。7万円にいかないぐらいだったのですが、令和4年度からライセンス契約をすることで、即座にバ

ージョンアップとかに対応ができるので、ちょっと値段が、16万5,000円にはなったのですが、この内容で利用しています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 何かこんな金額では利用できないのではないかなと思うぐらい、私、安いような気がしますが、課長、マルチマーカ利用料、これで例えば健診のデータから指導したり、それからまた対策をしたりするときに活用される、このデータ、帳票みたいな、分析結果みたいなものをここから得られるのですか。どんな効果が実際に反映をされているかという部分を御説明できますか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 私のほうから補足させていただきます。こちらのソフトにつきましては、いろいろな健診結果からの分析も可能なのですが、主には受けた方への保健指導の際に、この方の経年的な、毎年受けてもらって、5年分、10年分という形で、本人の健診結果の比較が分かるようになっておりますので、こちら本当に御本人様へのリスクの保有であったり、改善していったりとか、少し悪くなっていたりというふうに具体的に一緒に見える化をしていくような形になっていきます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは故障したら大変なことになりますね。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 大本は県外のほうで作られているソフトになりますので、私たちはそれを活用させていただくということで、故障の際には、利用している側ではなくて、大本のほうになりますので、特に市の課題はないかなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 クラウドではないけれども、要は、その利用しているということで、これはうちだけではなくて、県内全部そこを活用していますよということなのか。うち独自のシステムを導入しているのか、そこら辺はいかなものでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 県内多くの市町村で使われております。あとは、全国的にも使われておりますので、それ以外にそれぞれ独自のシステムを持っている場合には、それを活用している市町村もあるかと思いますが、こちらのほうで対象者への説明には使われているかと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 係長、この大体データが、分析に使うKDB（国保データベース）だとか、あれとは全く別物だという認識でよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 システムとしては全く別のものになりますが、同じ結果を取り込みながら、見方と活用の仕方を変えて利用しています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 悪い頭で、少し確認できました。

それからもう一つ、二次健診業務委託料というのがありますけれども、この二次健診の診断をしていただくために、再検査ですよ。というようなことだと思うのですが、これは説明してもらったほうが早いので、ちょっとお聞きをしますけれども、再検査というのを受けてくれない人たちがいますか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 お手元に福祉保健の概要がございましたら、8—11をお願いします。福祉保健の概要の8—11の真ん中のほうに表21ということで、二次健診の実施状況を過去5年分掲示しております。この表の下の方に説明がありますが、平成20年度から特定健診が始まりまして、特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍を対象に生活習慣改善及び心血管の疾患であったり、糖尿病について詳しく調べる検査になっております。

補足の中に、その検診の項目としまして、①から③まで出しておりますが、こちらが糖を詳しく見る検査で、75グラム糖負荷試験という検査と、②番、首の右のほうの頸動脈を超音波エコーで見ることで、外のほうから見える血管の状態を確認する検査になっています。3番目に微量アルブミン検査ということで、尿検査になりますが、こちらがより詳しくおしっこから、本来は出さない、たんぱくの、少しの出ているものを確認しながら、いろいろな重症化予防の、今の状態を確認していくような検査を追加して、御案内をしております。

ただ、また御本人様の希望であったり、またその検査では約半日かかりますので、その時間が取れないということで、拒否される方もいらっしゃると思いますが、こちらのほうは必要に応じて御案内を差し上げながら受けていただいて、またしっかり説明をさせていただいています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 大事な委託業務ですね、これは。これは病院への委託というふうに単純に考えてよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 詳しい検査になりますので、医療機関でしか対応ができないものになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それからもう一つ、一番下の国保事務処理標準システム運用保守委託料とあるのですが、これも698万7,000円で、これってあれですか、調べた中では資格管理とか、保険料の賦課徴収とか、収納とか、給付業務の標準的な事務処理機能とか、そのほかにも何かいっぱい、このシステムというのは、何か標準として、自治体の、これを保険者としての、自治体の義務なのか、国から指導された、そういうシステムをちゃんと装備していないと駄目ですよという、そういう法律に基づいたものなのかというふうなことで、御説明をいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。議案書3ページの第2表、債務負担行為補正の一番下です。国保事務処理標準システム運用保守委託料につきましては、令和7年度に国のほうで事務処理の標準化というのが想定されております。それに向けて、国民健康保険につきましては、厚労省のほうが主導して、国保中央会のほうに委託をしまして、国が想定している事務処理の標準化を見据えた内容のシステムを開発しました。それを全国の自治体に無償で提供して、その提供されたシステムでは、国保の標準化された、先ほどお

っしやっていた国保事業に関する給付、賦課、収納の主に3つの内容を宜野湾市としては運用しているところ です。

昨年の令和4年11月から運用を開始しているのですけれども、導入につきましては、国が無償で提供とい うことで、補助のほう が充当されておりますが、運用保守、通常の運用、ランニングコストにつきましては、補助の対象ではなくて、こちらは市のほうで負担する費用となっておりまして、こちらのほうで債務負 担行為として計上しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 山口健康増進課長、元はIT推進室長なので、ちょっとお伺いしますけれども、これは あれですか、DXとも、デジタルトランスフォーメーション、あれは自治体計画というのが、もう策定され ているではないですか。その中には、ちゃんと標準化していくという部分があるでしょう。この標準化と同 義語、同じ、その国のトランスフォーメーションの中で、この部分も組み込まれているという認識でよろし いのですか。

そうであれば、自治体クラウドとかで、今、宜野湾市、名護市、石垣市、うるま市で富士通のV3でした ね。バージョンアップしたのですけれども、要はそういうものと、国のいわゆるデジタル化、そしてラン スフォーメーションをしていくという中で、いわゆる国保というか、この標準装備も、その中に流れとして は組み込まれている。だけれども、本体の基幹系とは別物のような気がするのですけれども、一緒ですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今おっしゃられた基幹系と異なるかどうかについてなのですけれども、この事務処理 標準システムにつきましては、住民基本台帳とか、税のシステムとは違うシステムを利用しておりまして、 ベンダーさんも違うシステム会社が開発したシステムを今導入しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、これベンダーさんは違うのだ、沖縄行政システムではないわけだ。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 実は導入作業につきましては、昨年の11月から稼働しておりますので、基幹系等を保 守しております、沖縄行政システムさんで導入作業を行っておりまして、その後1年間、今年度1年間につ きましては、沖縄行政システムさんのほうで保守のほうもやっていただいております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明を聞いていても難しいので、このぐらいにします。次交代します。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうから12ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費について少しお聞きしたい と思います。今回補正で8,500万円余りの増額ということで上がってきています。高額療養費というのは、 福祉保健の概要でもあるように医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担額のうち限度額を超えた 分を高額療養費として後から支給しますという形。こういうものが、どのように計算されているのか。ま た、どのような病気だったと。これは入院だとか、手術ぐらいいしか高額にならないとは思っているのですけ れども、8,500万円という部分で、どのように積算されたのかというのをお聞きしたくて質疑いたします。 お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。高額療養費といいますのは、先ほど棚原委員がおっしゃったように病院で受診した際の自己負担の限度額というものが設定されておりまして、それがまた所得の状況によって区分ごとに分かれております。自己負担が少ない方と高い方がいらっしゃいます。

その自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として払い戻す制度なのですが、実際に受診した後に、その領収書等を持ってきていただいて、後日払い戻しをする場合と、限度額適用認定証というものがございまして、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関のほうに提示しますと、その限度額を超えた部分は直接お支払いしなくて、その分を市のほうから医療機関に直接お支払いするというような流れになっております。

今回補正で計上しました8,563万4,000円の計上につきましては、今年度、令和5年度の4月から10月までの医療費の実績を基に、下半期の伸び率等を勘案しまして、この程度不足が生じるのではないかとということで計上しております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今の話からしますと、予測をした形での補正の金額ということですね。また、実際にそれが伸びたりすると、また補正もあるのかどうなのかということなののですが、これもあり得るということですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 実際には、今おっしゃったとおり医療費というのが、いろいろな事情で伸びたり、また減少したりしますので、今回8,563万円の増になった理由としましては、1件当たり1,000万円を超える高額レセプトが増加する傾向がございました。また、件数的にも前の年度と比べると、増えている要因があって、あってポンプが伸びているのですが、コロナの影響で、令和3年度に反動で医療費が、かなり増えている状況が、実績がありましたけれども、診療控えとか、手術の延期とか、そのようなことも影響があるかと推察しております。実際この予算計上してから、予算計上したときに積算した額といいますのは、11月ぐらいで最終実績しておりますけれども、実際に先月、今月と想定した見込みよりも大分低くなっておりますので、もしかすると年度末までこの額は執行しない可能性もあります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 最後に、先ほど国民健康保険課長からありました、1件当たり1,000万円の高額な病気といいますか、医療がかかるというものは、どういうものか分かりましたら、教えてください。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほど申し上げました、1件当たり1,000万円を超える高額レセプトというものの内訳なのですが、主なもの、心筋梗塞、それから難病、先天性心疾患というものが主なものとなっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点だけです。ちょっと分かりにくいので、8ページです。歳入6款1項1目8節の産前産後保険税繰入金27万9,000円、先ほど次長から説明ありましたが、今日の午前中、条例改正の勉強をしましたので、ちょっと。負担割合が、国が2分の1、県4分の1、市4分の1、ちょっと特会の予算

書、ちょっと分かりにくいものですから、これは先ほど一般会計の話をしましたけれども、もうちょっと詳しく一般会計に一旦入って、国からの補助金が入ってきて、県からも入ってきて、その辺の流れがちょっと分かりにくいので、少し説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。今、山城委員からあった、8ページ、一般会計繰入金の8節産前産後保険税繰入金につきまして27万9,000円、今回計上させていただいているのですが、この27万9,000円については、1月から3月に見込まれる産前産後の保険税の減額分の見込額となっております。それについては、一般会計の繰出金として同額を計上しておりまして、また一般会計のほうでは国2分の1、県4分の1を歳入として一般会計で受けて、それに一般会計の歳出で市の負担分、4分の1を加えた額が27万9,000円として繰り出しをして、特別会計において同額を繰り入れるという流れになってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。繰り返すと、一般会計のほうで国負担分、そして県負担分、2分の1と4分の1が一般会計のほうに入ってきて、一般会計から市負担分も全部プールにして、全体のお金を、今おっしゃっていた1月分から3月分の予算が27万9,000円という。では、これは、その予算書の中に歳出はどのように見ればいいのですか。見えてこないよね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員の質疑ですが、歳出のほうには影響はなくて、歳入のほうで保険税、収入のほうで、その額が減額になるのですが、額が少額ですので、そこは保険税の補正はせずに繰入れのみ特会へ計上させていただいているところです。歳出には影響ございません。

○山城康弘 委員 よく分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私も高額療養費の、さっき棚原委員が質疑をしていた件ですけれども、ちなみに令和5年度の決算はこれからですから、令和4年度の部分で高額療養費というのが9—2にありますよね。ここでは10億5,286万3,605円ということで、支給額が高額療養費に出ていますけれども、今回の補正で、補正後は11億4,977万9,000円ということで、先ほど伸びているという、そういう説明は、その金額の差なのかなというふうにも思うのですけれども、単純にあれですか、やはり被保険者数は減ってきているけれども、世帯も少しずつ減ってきていると思うのですけれども、しかし療養給付費というか、そこは伸びています。

去年度が61億円で、今年何億円なのか分かりませんが、そういうものが、要するに国保財政にも関わってくるわけですから、赤字か、赤字でも小さい赤字なのかというようなところ、そこら辺の適正化というか、をやる。それから、一人一人が健診を受けて、ちゃんと病気を軽いうちに治療して、医療費がかからないようにしていくのだということで、健康増進課のほうでは、そういうことを指導して取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、この辺というのは、分析ですね、特に高額療養費というのは限度額を超えた部分だという話をしていましたけれども、平成30年までは、広域化になるまでは、高額療養費というのは、二通りあったのですよ。超高額もあったし、そうでしたよね。

そういうことで、昔はもっと高額療養費が出るということで、県が何もその辺は、金を出していたかどうか分かりませんが、要は、再保険制度といって、またみんなで全県拠出をして、その中で要するに高額療養費が極端に多くなるところは、そこをみんなでカバーしましょうという、そういうのが制度だったような記憶があるのですが、例えば宜野湾市は増えましたということは、要は足を引っ張っていることになるのかなというふうに思ったりするのですが、県の、これは高額療養費というのは、恐らくどこかで、県でプールにして、そこへやはり充てていくという、そういう対策もしているのかなというふうに思うのですが、この辺の実態については、どんなふうになっているのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。今おっしゃった高額療養費なのですが、一定の額を超えた分の高額療養費につきましては、やはり1つの市町村で負担する財政的な負担が大きいということで、県のほうで一定の、この額を超えた分については、高額療養費についてお支払いを県のほうで行っております。

また、420万円を超える超高額なレセプトにつきましては、国保連合会、中央会のほうに県のほうから拠出して、そちらのほうで保険者の財政負担が大きくならないようにということで、連合会を通して、医療機関に対して診療報酬が支払われている状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 高額療養費の推移を見てみると、平成30年が10億2,800万円、令和元年度がちょっと落ち込むのですが、9億8,600万円、令和2年度が9億9,700万円、令和3年度、また10億円を超えて、そして令和4年度10億5,200万円、今度どれだけなのか分かりませんが、増えてきているように思うのです。高額療養費という、さっき言ったように、やはり手術であったり、重病だから、そういうふうになっていくのでしょうか、例えばあれも入るのですか、透析とか、そういうのもこの高額療養費の対象になるのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 高額療養費の対象になりますのは、一月の1診療機関当たりの同じ診療に係るレセプトが限度額を超えた場合は全て高額療養費として払い戻されます。今おっしゃった透析の方につきましては、民間の医療費自体が500万円前後と言われておりますので、高額療養費に該当しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 病気の種類で限定をしているというわけではないですね。金額で、やはり高額療養費になると。

○国民健康保険課長 はい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 前は、国庫支出金の中で療養給付費交付金というやつと、それから基盤安定だとかが高額療養費に使われていた、手当てされていたのではないかなというふうに今記憶にあるのですが、今それって全部県で預かっているから、県が飛び出した部分は全部負担していますよ、払っていますよというふうな、国保連合会でも、そういう基金か何かをつくって、そういう対応をしていると。

前は、各市町村で拠出したものをプールにして、そこが非常に膨れ上がったときには、そこをみんなでカバーし合っているという。だから、再保険制度というふうな言い方をしていましたけれども、今はそれがち

ゃんと県と国保連合会、国なのか、よく分かりませんが、そこで補っていますよ、担当していますよという理解でよろしいのか、ちょっとそこら辺をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時41分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時41分）

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのような認識で大丈夫です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 高額療養費、これは健康増進課のほうでも、そういう対策をすべきことだというふうにするのですけれども、特に今、危機的状況にありますということではないというふうに受け止めてよろしいですか。特に力を入れて、この高額療養費対策は成人病とか、そういったものが当たるのかもしれませんが、それでも。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 福祉保健の概要の9—5ページの下の表を御覧になっていただきたいのですが、今、岸本委員がおっしゃられたように、ある程度高額療養費の発生に伴う財政リスクが生じないような仕組みにはなっているのですけれども、やはり1人当たりの医療費を見ていただきたいのですけれども、被保険者数は今減少傾向で、平成30年度から減少しております。平成30年後に2万6,006人だった被保険者は令和4年度で2万4,675人まで減少しております。

ただ、この1人当たりの医療費を見ますと、増えていっておりますので、なかなか楽観できない状況かな、厳しい状況かなというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○健診指導係長 この高額医療費の予防対策として国も出しております、基本的には、その対象者にしっかり毎年年に1度健診を受けてもらって、御自身で自分の健康状況であったり、どれぐらいリスクを保有しているのかというところの確認と、早めの治療というところで、血圧であったり、糖に関してコントロールができていれば、先ほど1,000万円のようなかかる入院、急な手術というところを予防していくための重症化予防というところを、今、国でも沖縄県でもやっているところです。ですので、今後も引き続き高齢者が増えていくと、やはりいろいろな生活習慣病だったり、慢性疾患を抱えている方が多くなりますので、今後こちらも増えることが見込まれているところです。なので、予防で抑えられるところに関して、健診の後、そういう必要な方への保健指導、重症化予防の対策として、しっかりした医療機関の中でコントロールしてもらおう。そういうところの取組は今まさに強化しているところでして、今後もまた医療費の適正化の中では重要かと認識しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後、健診受診率を上げるため、3,000円、商品券を差し上げていますよね。あれの効果って、こういう医療費にも、やはり多少なりとも、そういう改善は見えますか。

○伊佐文貴 委員長 健診指導係長。

○**健診指導係長** 受診された方への商品券交付は、令和4年度から開始をしております、ようやく特定健診の受診率として36%ということで、過去の市の最高受診率を更新しているところです。ただ、こちら商品券については、まずは受けるきっかけということでの企画だと思っております。なので、それによって医療費まで抑えられたかというところまでは、まだまだ見えてこないところではありますが、そこをきっかけに、早めに治療であったり、御自身でびっくりされたという方もいらっしゃいましたので、今後長いスパンを見ながら、医療費には少し効果的なもので見えてくるように努めていきたいと思っております。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。以上です。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** せっかくですから、健診指導係長の答弁で、そもそも健診のクーポン券の事業というのは、健診率を上げれば、もう間違いなく、これは適正化できるというふうな下で、僕は聞いているのだけでも、今ちょっと見えないと言ったのだけでも、これは断言してもいいのではないですか。

これは実際数字が、健診を受けて、予備軍をしっかり保健指導できるということで、皆さん、それを基に皆さん参加されたと思いますけれども、だから自信を持って言ってほしかったなと、これは感想です。

すみません。せっかくですから、14ページ、糖尿病性腎症重症化予防事業4万1,000円増額されていますけれども、会計年度任用職員の報酬、これはどういった動きで、増員とか、時間外とか、ちょっと説明をお願いします。

○**伊佐文貴 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** ただいまの御質疑ですが、特に増員というわけではなくて、令和5年度の人事院勧告等に鑑みて、報酬が上がったための増額補正になっています。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** ちょっと増額したから、うれしかったのですけれども、人事院勧告ということ。これは次長、ちょっと次年度予算の話をさせていただきますけれども、この事業、最大に僕は効果が出てくると、費用対効果ですよ。要は透析に陥らない予防策の一番の予防事業ですから、前にも一般質問で、しっかり予算化して、もっと増員してというふうなお願いをしたのですけれども、今後の体制づくりについては、どのような感じで、全体で、方向性として、山口健康増進課長が現場からその要請を今している段階ではないかなと思ったのですけれども、決定したのか、その辺ちょっとどうですか。ちょっと外れていますけれども、とても気になる。

○**伊佐文貴 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 山城委員からも一般質問のほうで、こちらの糖尿病性腎症重症化予防事業を、しっかり体制をつくって取り組むことが、医療費適正化につながる、効果的ではないかというお話がありましたので、担当課としましても同じ考えではございますので、やはり定期健診をやることで、受診者も増えて、保健指導対象者も増えて、これまで、令和4年度までは保健指導の対象が60%を越えていたのですが、令和4年度は増えたこともあって、特定保健指導率がちょっと下がったというところも、やはり傾向がありまして、やはり体制を強化しないと、そういった必要な方への指導というの、なかなか難しいなとは思っておりますので、体制をちょっと増員する方向で進めていきたいのですが、どうしてもやはり財源等もございまして、

また相談支援センター、今ちょっと手狭でもありますので、ちょっと執務室の確保とかも含めながら、四苦八苦しながらではありますが、担当課としての思いとしては取り組みたいと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 課長、これはしょっちゅう話するのだけれども、地方自治法の中で、最少の経費で最大の効果を上げるというふうな、皆さんのしっかりとした法律があるのです。ですから、財源がないのではなくて、このだけ効果が出るのだったら、これ企画部はしっかりと考えなくてはいけないと僕も思っていますよ。おっしゃるとおり、いろいろな部署があって、いろいろなところに配分しないといけない、限られている財源ですから、担当課の課長としては、そういうふうなお話はできないと思うのですが、もっともって声を大にして、これ僕は議会から頑張りますので、頑張ってください。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第74号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時52分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時52分)

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時52分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時00分)

【議題】

議案第77号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第77号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第77号についての御説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まずは、3ページの債務負担行為補正、人間ドック実施委託料でありますけれども、福祉保健の概要では10—2、5年分の推移がありますけれども、まずは基本的なことから伺いますが、人

間ドック等、特定健診の場合には、それプラスしたのが健診率だというふうに捉えるのですけれども、後期高齢も同じようにカウント、法的にはしているという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 福祉保健の概要の10—2のどちら、長寿健診の……。

○岸本一徳 委員 要は人間ドックから入ったのですけれども、結局は長寿健診との関わりもあるのという質疑をしています。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 人間ドックの中に長寿健診部分は含まれていますので、人間ドックの長寿健診部分部分は入ってカウントしています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、要は個別健診の中に人間ドックも含まれているという認識でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。岸本委員が今おっしゃっているのは、長寿健診の中の個別健診の数……。

○岸本一徳 委員 にカウントされるのと。普通、人間ドックを受けても特定健診とみなされて、それをカウントしますよというのが健康増進課のデータになるのですけれども、長寿健診と人間ドックについては、同じような、そういうカウントの仕方をしているのですかという確認なのです。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 特定健診の場合と同じで、人間ドック受診者数の中に特定健診の一部が、特定健診のほうが含まれておりまして、人間ドックの内容といいますのが、長寿健診とがん検診とエコーと幾つか併せたものを人間ドックとしておりますので、個別健診の中に含まれております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、後期高齢者の方々の健診というのは、受診率というのは、この表でいえば市受診率というところが、後期高齢者の健診を受けている方々のパーセンテージですよという認識でよろしいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 長寿健診につきましては、市受診率のほう为宜野湾市の受診率となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 やはり特定健診と違うのか、ちょっと私も比べてはいないのですけれども、恐らく後期高齢の方々というのは、ほかに疾患があったり、ほかにかかりつけ医がいたりして、その都度、要は通院をしていたりする中で、個別検診といいますか、そういうのも委託をされている医療機関であれば、そこで受けるという人たちが多い傾向なのかなというふうに、この数字から見て、集団健診少ないのだけれども、我々がイメージとしては、役所でやったり、どこかの学校でやったりとかということで、集団健診をやったら、物すごく人が多いものですから、どちらかというと集団健診のほうが多いのかなと思うのですけれども、個別健診というのも、やはりあれですか、働いている人からすれば、自分が通っている病院に行ったほ

うがいいという判断で、後期高齢の方々は、かかりつけ医がいるから、そこでやったほうがいいという傾向が強いのか、この辺はどうなのですか、どのように分析をしていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 特に細かい分析等は行っておりませんが、岸本委員おっしゃるように、後期高齢者75歳以上の方は、病院にかかっている割合が高くなりますので、やはりその個別の病院で長寿健診を受診している方が、若い方たちの特定健診に比べると、割合が高くなっている理由だと考えられます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。でも、少しずつ受診率は、何か上がってきているなと思うのですけれども、コロナがあったために、少し落ち込んで回復しつつあるのかなというふうに、数字だけから見ると、そういうふうに考えるのですけれども、そういう認識で合っていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおり新型コロナウイルスの影響で、令和2年度はかなり低い受診率になっておりますが、令和3年度までは横ばいで低いのですけれども、令和4年度においては、コロナのほう収束したことに伴い、受診率も増えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、これは健診を受けて医療費を、やはり重症化しないようにして、医療費抑制につなげていくというのが、あとまた介護と一体化した保健事業とかというふうな取組も含めて、これは介護長寿課のほうで実際にやっている、受けている事業だというふうに思うのですけれども、これは広域連合から、手を挙げたところで、委託をしてもらってというようなことで取組をやっているのですけれども、皆さんは保険者ではないので、皆さんがそこをコントロールするというよりも、介護長寿課のほうで、その後期高齢の方々の保健事業を、効果を出していくためにどうするのかとかというのは、一生懸命考えていらっしゃると思うのですけれども、皆さんとの事務的な、作業をする皆さんとの関わりというのは何かありますか、介護長寿課との連携といいますか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 介護長寿課のほうで、長寿健診の受診をまだ受けられていない方について、受診勧奨を送ることがあるのですけれども、介護長寿課のほうで送るのは、過去1年間に受診歴がないとか、レセプトがない、いわゆる健康状態がいいのか悪いのか分からない健康不明者に対して発送するのですけれども、そのときに後期のほうで既に受診を直近で受けている人がいれば、介護長寿課が作った発送リストから除外するという、そういったやり取りは行っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 直接後期高齢の担当の係長を中心に、医療費のことというのは、たまたま福祉保健の概要に入っているので、申し上げたいと思うのですけれども、本来であれば、保険者がそこを分析して対策をしていくという役割があると思うのですけれども、その一部を介護長寿課のほうで医療と保健事業の一体的な取組という形で委託をしているわけですが、医療費のみ比較した場合、例えば令和4年度で後期高齢の医療費というのは、宜野湾市、この福祉保健の概要の10—1では、療養給付費が79億円です。さっき国保のを見たら、令和4年度61億円なのです。後期高齢の医療というのは、やはり大きいのだな、高いのだな

というのが分かるのですけれども、例えば保健事業として頂く対策費なり、保健事業そのものが広域連合から委託を受けるのですけれども、これって対象が限られてきますよとか、制限されますよとか、体制も、人数的には、これは介護長寿課が答える話だと思うのですけれども、その辺の連携というのは、皆さんの中では取られているという認識でよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今おっしゃられた事業名は、高齢者の福祉と介護の一体的実施事業だと思うのですけれども、よろしいですか。

(何事かいう者あり)

○国民健康保険課長 これにつきましては、保険者は後期高齢者医療広域連合になりますけれども、市町村のほうで今委託を受けておりまして、介護分野は、さっきおっしゃった介護長寿課、また保健事業部分は健康増進課、私たちは保険者の窓口として連携をしながら、定期的に話し合い等を持ちながら、この効果的な事業の実施について進めているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回は、しかし補正は、保健事業はなかったですね。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 いやいや、今回の補正は関係ないですね。

(「はい」という者あり)

○岸本一徳 委員 以上で終わります。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 答えてくれるのだったらいいですよ。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、今、一体的実施事業については介護長寿課の予算としているところなのですが、市町村によっては健康増進課、健康増進部署担当だったり、必ず介護で見えるものではなくて、先ほど説明があったとおり、その名のとおりに一体的実施ということで、保健事業と介護予防、また後期高齢は国保にありますので、その3課が、どこかに偏るわけではなくて、3課が連携して、この一体的実施に取り組みなさいというのが、そもそもの趣旨になっていますので、そういうことから、介護だけでやっているわけではなくて、先ほど説明あったとおり、3課の担当係長が集まって、定期的に会って意見交換なり、データの分析等しながら、今、介護にいる志良堂介護長寿担当主幹を中心に取り組んでいるところですので、もちろん医療費の抑制というところを念頭に、すぐに結果は出ないので、一つ一つこういった分析をしながら取組を進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 聞いたのは、先ほども少し触れましたけれども、要は広域連合から委託料というのは、どんな基準で委託料、額を決めているのか分かりませんが、向こうの事務局で聞いた話では、ほぼほぼ国から来たものを、そのまま皆さんに配分するような感じのやり方をしていますよみたいな言い方でしたが、何かよく分からないな。皆さんの中で、いわば受ける側で、委託を受ける側で御不満はないのか……。

○伊佐文貴 委員長 これは補正の内容に入っていないので、予算書の中から質疑お願いします。

○岸本一徳 委員 答えられませんか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員会なので、簡単にちょっと説明しますが、委員おっしゃるとおり、あくまで保険者としては、広域連合が主幹なので、向こうにも担当職員はいるのですけれども、やはり41市町村を見るのは厳しいということで、委託という形で、市町村で今役割を担っているところです。財源についても、国から丸投げと言っていたのですけれども、自分が聞いた記憶では、それにまた後期の保険料も財源として使われていますので、そういったところで、すみません。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時20分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時21分）

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

（「進行」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時22分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時35分）

【議題】

議案第74号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第76号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第74号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第76号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括して再び議題いたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第81号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第82号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第83号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第84号 宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第81号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第82号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第83号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第84号 宜野湾市立博物館設置条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第86号 長田小学校校舎増築工事（建築）請負契約について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第86号 長田小学校校舎増築工事（建築）請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時40分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時40分）

【議題】

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

請願第 7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願

陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第 5号 母子生活支援施設設置について

陳情第 8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 これより請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、請願第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について、以上10件を一括して議題といたします。

本10件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後 4時43分)